長田観音
いのちなり
いのちなり
梅友

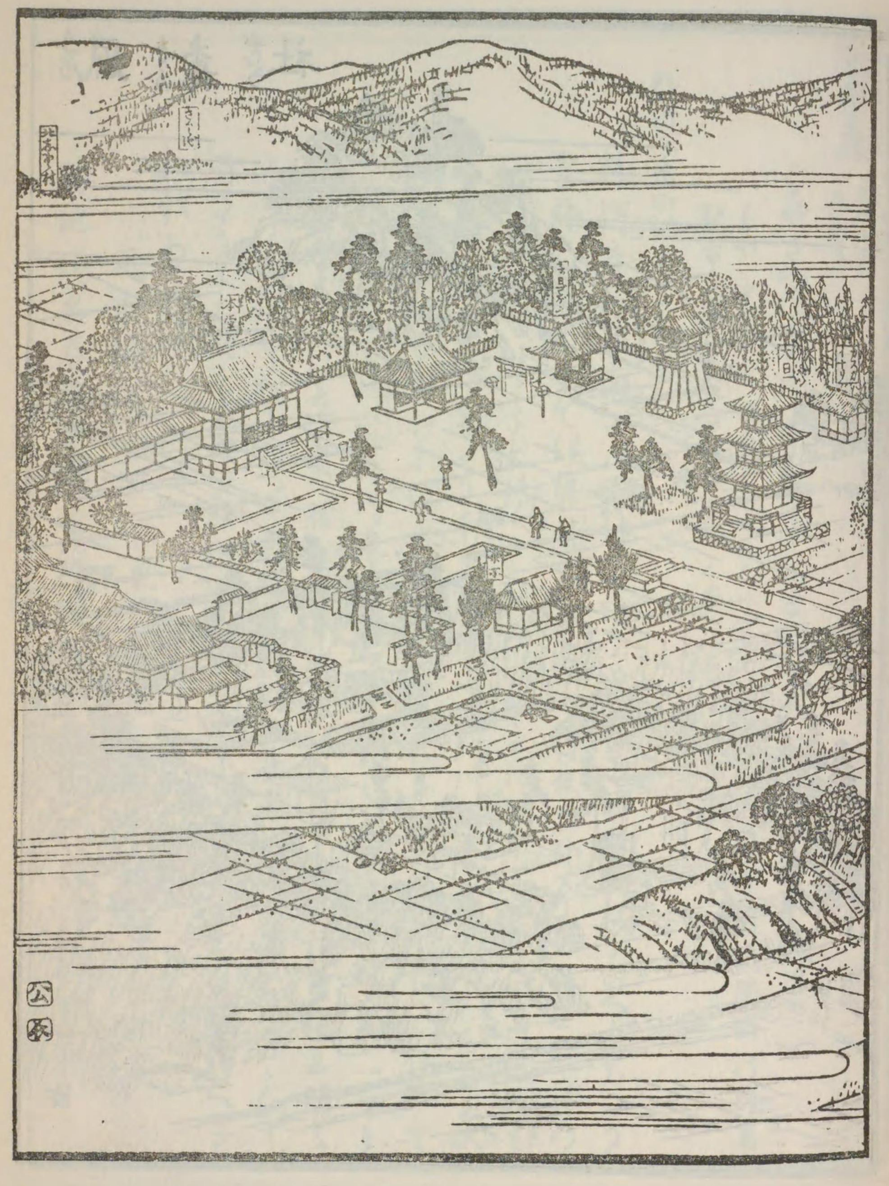
公秋

風の森社

風市森 風市乃一名あり

くやくこれの川浪も走りて杉ふる風市社敷

くやあり八雲抄に河内國法河郡馬馳市使大夫寄ゝて云云載ゝり

杉河八幡の縁書に云

杉河寺の西南十八丁計より官符小西隈風社とゝる是ゝり當郡の名所ゝて伊勢風宮を遷し料長戸郡命と丹生明神の二神を祀ゝて杉河の地主神ゝりとゝり堀河緑行生志ゝ和光樱葉ゝり南小馬場ゝり紀川ゝく樱ゝ流れ左右ゝ水田法田町を形し小ゝ狭路あり又社の前ゝ清あり是を松井堂いとゝ童男行者杉河寺ゝ九井を掘ゝ世給ふ一ゝ井の水ゝ牛のかゝとゝに童男の腰無石といゝるゝりゝて東ゝ松井村ゝ踏るゝ所ゝり又大納云云住々杉河ゝ河列の長者杉河寺跡ゝ○ゝ

和歌あり

風市樱花　左中將氏敦

勝地得名春色等林中錦繍百千枝花開花落憑誰力

日日東風風伯祠

中人神もんぞうをきをあれよりの死をよれよ歳は春　武衛爲久

恩賀故居　杉井村の小畑の中ふかう

杉河縁起　第一恩賀の事

恩賀ハ宮和弥當流優婆塞なり清和天皇の貞觀年中に御不縁の事ふかうして恩賀ぐをもつて當寺にて七箇日の間日別に一萬巻の観音経を書寫御巻数を上奏ぜ〜ふ御悩忽ふ平癒を歓賞にあうて法橋に任ぜらるる手暇恩賀未濟の宇治橋ハ造ふ〜れ遠ふ〜れ深害せんと擬ぜ疎次ぬ人あうて此由をいぐ恩賀心中に疑ふ思ふ織ふ風ふ紀ふ雲霧晴うして雲霧ふ橋を渡て早ぬ天晴〜〜蓋雅京下れ人ふ尋ぬ杉河の別當〜〜やハ御宝戸の名居を問ぬとふ蓋雅思惟をもつて恩賀ハ観音擬護の者なり害心ぬ改むべ〜弟子居して子細をかうして父子ぬ契約ぬ成ぬ

帝釋寺　同村ふあり　真言宗　本尊帝釋天　丑亀年中の勅願寺とふ今ハ大ふ廢なり毎年正月三日天下安全の祈祷を

始め年号紀年ぬ〜て偽方へ出れ〜ぬ今ふ後世

奉五山西京院中山寺　中山村ふあり　真言宗　本尊阿弥陀如来　脇立観音大日

當寺ハ杉河寺ぬ本尊大仏孔子古の末裔方氏乃建る氏寺にて古ハ諸堂盛大なり〜〜ぬ當時の九丸一枚今に残ぬ其已ぬ〜〜ふ五文あり

大伴船主故居　同村の東ふあり杉河寺乃西角ふあり

船主ハ孔子古の子ふして杉河寺乃縁起ぬ西故居ぬ南寸丁許ふ古墳あり近来石搬を数〜田畑ふ〜〜ぬ是ぬ多の墳ぬ〜むといふ

伴蓋継故居　其地詳ぬ〜〜蓋後ハ孔子古の裔ふして貞観年中ぬ人乃和て杉河寺の俗別當ふ〜〜れ今ぬ多く存ぬ

本國の名家ふ〜〜ふ系図乃もあれと今ハ書ふ

三代實録云

貞觀十四年八月十三日紀伊國那賀郡人左少史正六位上伴連貞宗父正六位上伴連益継等改本貫隷右京

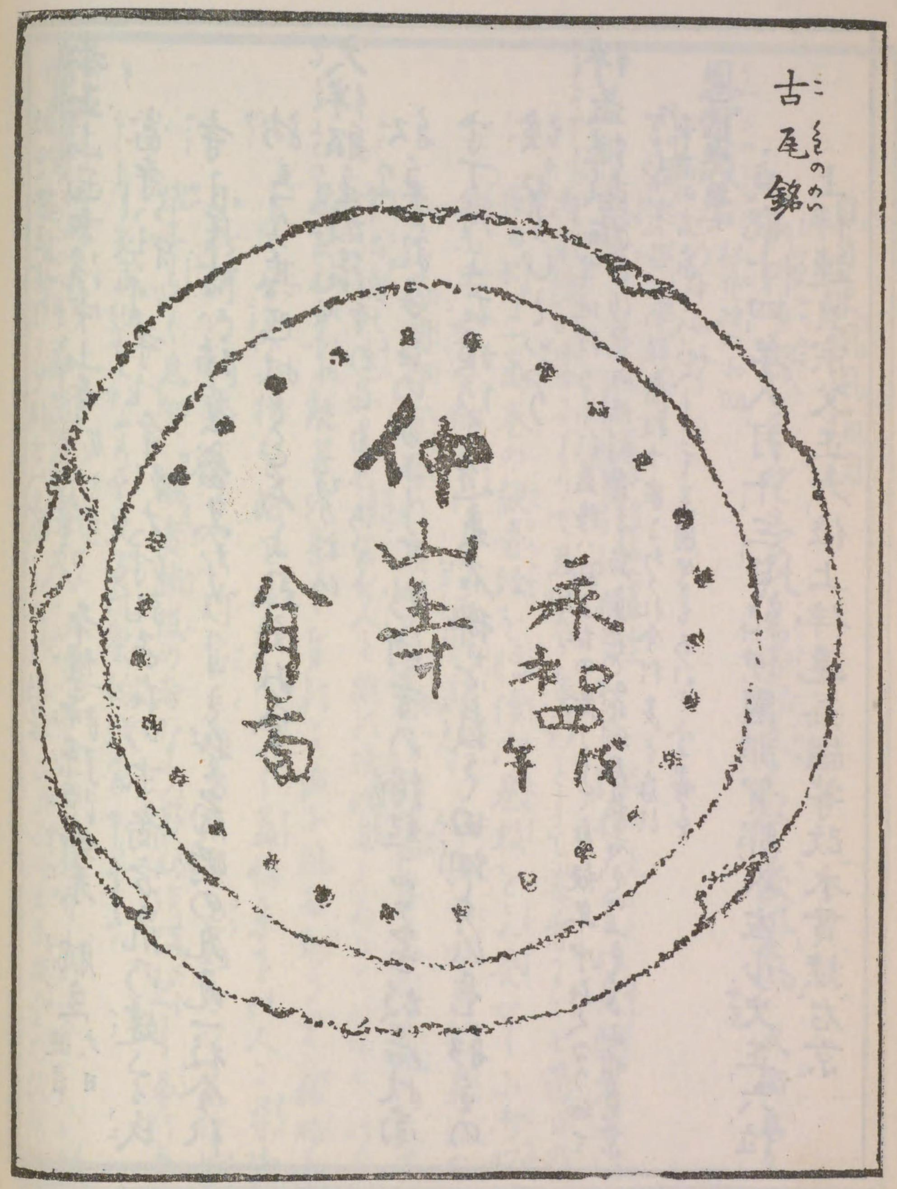

八幡宮乳鎮神社猪垣村より二ツ村乃氏神なり

廢誓度寺同村より擬宗

むゝ杉河寺ハ十学生ゝて佛経の深義を研究を教僧十人あるゝが寺中ゝ学問所を建く誓度院と号すと

ゝて會集をゝ其後杉河寺大門建立法堂の時由良の法

堂國師を導師ゝて當所ゝ請しける小釈門無隆は功多

ゝゝゝゝ報謝の為ハ十学生より當院を國師ゝ附

與せゝより道ゐ禅家乃寺ゝもゝゝ其才ゝ玉一上人永

享二年成八月ゝ院を猪垣村ゝ移して諸堂大ゝ成きゝ

ゝゝハ足利義教公帰依淺ゝ大慈山誓度寺と山寺

号を賜い寺領も若干ゝゝゝゝ星霜移ゝゝ絶み

慶頼をゝゝゝも建長年中より明應のゝゝゝゝ綸旨院宣

願文寄進状下知状女院方より乃御下文等ハ類凡て五十

通作又什物もありて今ハ由良興國寺小藏む

至一と人ハ猛垣宗瑞の子系村の人小田三郎右衛門の孫なり之
帝石丈の女帝より杉河寺の觀音を結しなり或時男子を産む是
嫁なりしてる伐屋むるを不義なりとて子を杉河寺大宮居の邊
手業の拙き後陵なるを捨てゆきを拾い後陵なるを捨てゆきを拾
此兒と成長して弁才あるを以て永正年中猪倉
基氏郷乃帰依僧なり頑徳の開基なり
舍利塔ハ杉焼因幡國師縁起等より
統茶の人と
なるハ俣なり

藤井 長井村より杉河 ◎花の井 同村より山路の行所

中津河 係ハ昔城山の岩くより出くて杉川と合南流して紀川に入る此渓間の村を中津川村といひ大門前
前鬼末裔 中津川村より役行者前鬼と云ふ者葛城山を開くに際し前鬼の子孫八人中津川村に住し後ハ子孫
中川仙馬と云ふ故ハ他村と婚姻を通ぜず
又家も多くして十八六軒ありしかれ
ども皆役行者乃支配を受く

產土神社 同村より丁石を建つ十九丁 二社 古名一五宮 熊野相殿 末社 稲荷
丹生明神 妙見善義相殿

當社ハ役行者の勧請といひ伝へ社殿破壊の時ハ聖護院宮

より造営し移し且毎年聖護院三寶院の先達神前ハ多
祈禱の大護摩修行ありし社前乃石燈籠ハ寛正年中と刻
む何れも後行所舊跡と唱ふるもの甚多し

阿彌陀堂 同村より辛巳の阿弥陀堂なり天不動明王皆右佛なり ○役行者并前鬼後鬼像堂中

ハ安永年間行者の自作なりと世にある像と異なり若木作りにして粗工なれ
ども皆能力あり行者乃像ハ殊に長く人中も長し後鬼ハ長く人中も長し
年の姿ハ左手を伸ばし右を縮ませ右ハ長く人中も長し
杖履ハ左ハ右を縮ませ右ハ長く人中も長し
さ作なり 前鬼後鬼乃像ハ殊に長く能力あ

此堂ハ役行者の開基にして山伏修験先達護摩修行の処なり
堂内に文安年中以下後摩修行の札を納む棟木に永徳
元辛酉歳三月修理上棟執筆權少僧都寛祐村人等 若口光
重廣安邦重正深 若口
祐宗久 長系有末 と書し 鶴口に
の鬼瓦ハ臣隅に二枚づつ
儀弓帯の物ありしかれど結構大にして落慶の祝に

中津川
鏡宿
不空堂
三重滝
石室
中津川
十八丁

西滝
公

側より極楽寺となる天台宗の寺ありの村落より遠く清閑の地なれを縁借して

粉本宿 同村の小嶺頂に樹蔭もとる中に金剛寺なるの石光倉あり

大人足跡 粉本宿の小よりの地の凹くなる形足跡に似たり 長八六間幅壱間二間くらい

五幸和城 大人足跡の小又六丁ばかり中津川村を去る東北十丁 葛城の嶺続きて紀泉の境をふまえる泉州堺に属せり

粉河八系の何ゝ云

かつらぎや幸和州より岑長くして紀の栗栖となる所ふつけて見をもぐる葛城とは東こゝ小後小角修験の名跡にして粉河なるの後ゝ紀ゝ境ゝ嶺ゝ峰ゝ侍るハ葛城の横嶺なり富谷ゝ

浪横嶺より八是ゝ小熊吏ゝ碧い雷公ハ山腰みえく白雲ゝ時ゝ雨ゝ花ハ峯ゝ白雲ゝとあやしく山中雲ゝに村里ゝ緑樹ゝ雲ゝ紅葉ゝ日移ゝるゝ

くの美系いひゝさて文模様ゝ蓼ゝ八瑠波潟須磨明石浦紀の浦ゝ大和河内ゝ所ゝ栗菓ゝ

紀あゝて旅人ゝゆきゝ

葛城晴嵐

拾遺捕閑致長

雲霧葛城山壑間嵐光第一日最佳秋春花秋葉紫風色

都映金園窓樹素

前八庄名信

かつらぎやてらもてらてよりて嵐紅葉ゝ雲

粉河町 伊勢那賀郡粉河中央にて北陸道ゝ南方ハ高野山ゝ通ゝ紀川ゝ流れいくゝ上ゝ運輸の便あゝ西国第三番の観音堂ゝ参詣をゝ人ゝ日ゝ絶ゝ方ゝ商賈市廛ゝ殷盛ゝ南町ゝ田邑屋ゝ形ゝ帝ゝ云ゝ尚所観音縁起ゝ

紀道中紀ゝ西国順

○**鳥居坂** 粉河南の入口ゝ昔大ゝ居あゝ屋ゝ

嶺ゝ粉河寺明神の神社なり

○**産物粉河酢** 町内宝屋九帝右衛門ゝ玉屋右帝右衛門の三ゝ

砂ゝ為ゝ酢ゝ製ゝ 花山法皇西国霊場を開ゝ行人附粉河の溪流の上中下三品ゝ製ゝ近国ゝ出ゝ

○**粉河筒** 町内製ゝ

製ゝ免許ゝ

紀泉ゝ美ゝ

○**粉河團扇** 町内ゝ屋敷ゝ二人ゝ製ゝ和歌浦芦柄を使ゝ

形ゝ二種ゝ

歌三首を記ゝ其歌

夏草とうちなびきてとをくにぶやわの浦風をはるばるせるかな　中院通茂公

以前近代和歌集に載せられし益通和歌所の浦のあしをかりてはなをうぐいすの名れ附山色しるしとうたへり又河聖権中納言季仲々乃ふもの集に

うたてあれやうの浦波かぜよせたちてはなれぬ　武者小路實陰

和歌の浦はなれ藻の風のすさまじきふぞよけゆくせつる　高松三位重季卿

加茂家集　うち出の浜とぞ浦の名とぞ　賜ふとぞ国歌にあるとぞ

紀の海はすしをとりの名を藻より浪うちよるつぶれの風　真淵

○鑄物師　範頼左衛門尉と云ふ　吹井福芳弘法大師御彫刻の像を造る地

源頼朝南都築大寺大仏修復を待つに代て後藤

弘法大師の御山草創の時より此地に移住せり

○鍛冶職次　後鳥羽帝の御代に此地も今は絶えたり其祖

中朝鍛冶考　包貞中國人唐代に一族を入唐物と称して唐の国に住

て鍛冶職を業とす　白鳥　後理の方多く絶る九しかり後一宗伊真も

大概似く中心の系は大同小異実次実綱則実実重実秀名のか杉河の

国次は一類の上手なり

九月十九日遊杉川　那波活所

落木斜陽到杉川悠々客思接風煙待人自有江山債

不織従今償裳篇

杉河寺　杉河村に補陀洛山施音寺と号す天台宗の霊場なり　御縁起　反歌

かくのれちらひあるものもしあるかや

西国順拝第三札所

本堂　十五間に十五間に瑞雲抄に七間に面の堂なり

本尊等身千手観音　童男行者の作

○御位牌堂　本堂の西にあり千体の御位牌を納む　六角堂　本堂の東にあり

聖徳太子の御代に御代々の御位牌を納む　行者堂　本堂の坤方にあり

聖徳の堂なり　国君御代々の御位牌を納む　御供所　本堂の西にあり

往昔堂に献備の供物を調進せり夫人の　湯殿桜　本堂の西右方にあり古木なり

此系統乃時に有りて仏々ゼロなる　夫験記に

本国立田の湯殿の往人若干宗　永原和元年猪熊を

く八を揚を見出しけるを若の苦しくして尚寺に寄附せり　丈六堂　乃下にあり

浅揚　笈掛桜　花山院笈を掛しと対して本堂に右方にあり

とつて　地蔵堂　丈六堂の　茅軒　中門の内　糸竜所　は上　○中門　大門より内二丁許

あり　のうちに天王を安置額は　亞相老の御筆　盥漱盤　中門の下に例に倣ひ

かく風猛山と　中に蓮葉に作る　丈六金

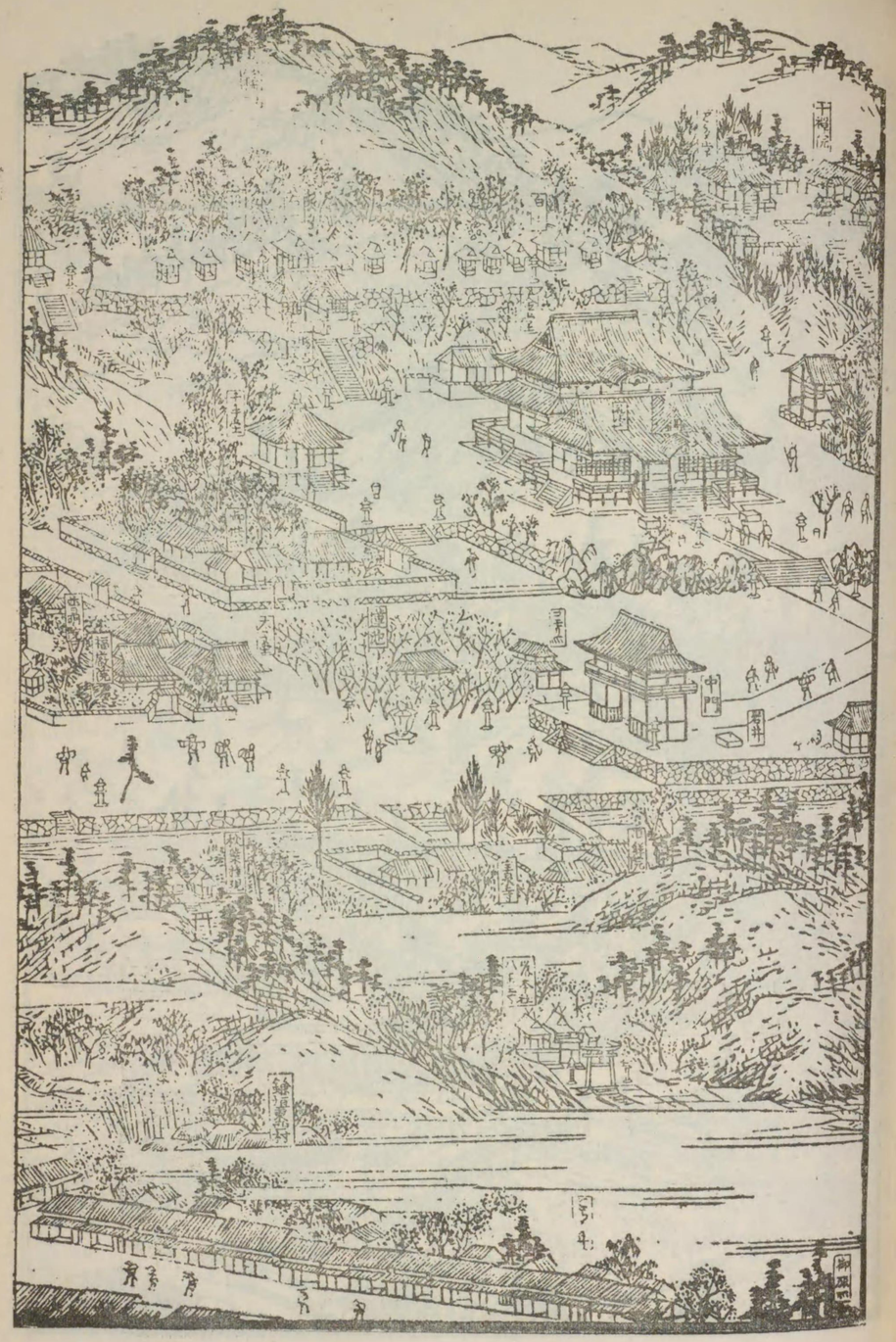

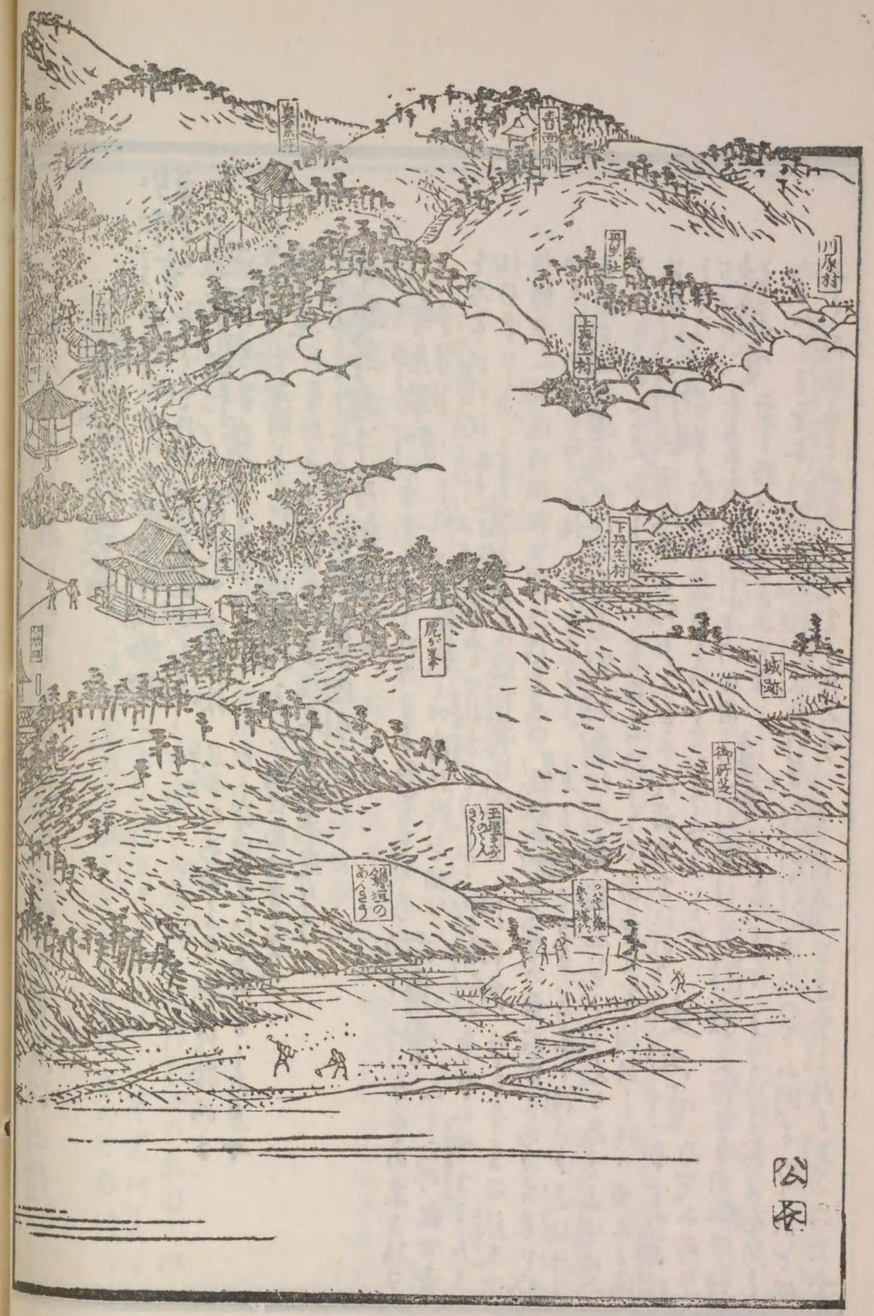

中津河

天子の廟
元亨帝陵
元尾山
鷹入谷
大勇寺
百姓町
鶴の巣
鶴の巣
中山
名寺

又次 小社三祠 中門の外半丁許にあり八幡弁財天春日の三社相並ぶ弁財天は河内国渋河郡馬駝市佐太夫が女をまつるといふ

濡佛 三社の側にあり 上宮太子殿 西にあり ぬれ佛の 出現池 池なりし所今は小家の前にて十間許の一区あり

中島堂 出現池の島中にあり本尊は善光寺如来の尊像なり 三角堂 中島堂の側にあり千手観音

馬蹄石 縁起に出現池の傍にあり聖徳太子の駒の蹄の跡なり 常念佛堂 は出現池の傍にあり堂中の額は亜相光公の御筆なり又畠山満家の碑を納む 額は真観寺殿通瑞禅門尊儀裏書に基国嫡男畠山尾張守満家従五位下管領永享五年九月十九日卒康正二年冬源持国泣血而立とあり又応永廿八年満家乾明料寄附状あり永享三年四月廿一日義教将軍条信乃時於国も仰返して此院に寄らる

童男堂 池坊の東にあり童男行者の尊像を安んず於河寺縁起に詳なり又童男仏の縁記もあり昔保元の比にや此池の住侶と一山の衆徒と争論ありし時の佛像を携て由良乃湊長郷に安置し其後三百三十三年を経て文明十八年に夢想によりて還りて寺に復す

楊柳井 童男堂の前にあり九井の一なり大石を以て覆ふ

地蔵堂 御池坊乃 不動堂 西にあり 地蔵堂の 傅大士 不動堂の西南にあり

羅漢堂 南にあり 稲荷社 南にあり 殺生禁札 大門の内 東塔 西塔 康和三年紀伊守朝臣補紹乃草創なり 地蔵堂 十王堂 毘沙門堂 護摩堂 並

慶長に基礎 大門 本堂まで三丁許にあり額は観音寺と記す昔は三條院の宸筆にて後世兵火に焼失して

楽水比類の 念佛堂 大門前にあり光明院乃 蛭子社 にあり 下乗札 上 大門橋

大門西一丁許にあり此瀬をわたりて於河なり わくやの井 大門前ま丁許九井の一なり 薬師堂 本堂乃艮方二丁許にあり

當山は 光仁天皇の寶亀元年大伴孔子古といへる人の草創にして西国三十三所乃第三番なり天下に隠れなき霊場なり抑此地は葛城の嶺連りたる山足南方に連縁して別に一峯を起せしを風猛山といふ昔は林樹蒙密として人跡稀なりしかば禽獣乃類棲を得てありけるその頃此郷に大伴連孔子古といへる武夫ありき其子を船主といふ船主は鎮守府の軍曹に任じて将軍の旗下に属し奥州に在り孔子古は射猟を業として常に風猛山乃樹林に分け入て幽谷を踏して身は樹上に庵居し猪鹿を窺ひける或夜孔子古が左の眼に照らさるる光ありて光明赫奕として大笠ほどある光あり孔子古奇異

の思いをおし樹より絶てて光明を放て其所より泄けで
彼あ渓にて其光遠ざかりて来るべ又なのめくふし
き更に定まる所おりかく光を現ぜ給ふ三世諸仏及
びて中〳〵其地を徳ありて孔子古仏と思ふ事ありて
宿因ありてばこそかく瑞光ありあくまでその地よりて
くい精舎を建て仏像を安置しまつりてまい
業庵を結べるをうしもいかくうしに童男行者来り
て孔子古が家小寺宿せんと城をふまと人ありまと送ふ人
行者哀憐して檀那やなまれ那人なれば我助け
まるべせんと孔子古うれ光明を放て地乃仲庵に仏
縁を造てんと思ひ給ふ光明を放て地乃仲庵に仏師
るうをかく法行者わまい仏立ふ給まべ孔子
遂とせまるべきんと孔子古いやうれしくるべ此旅

を法界発生せるうとて奥州よりの長途安穏
ふ帰郷きんをを祈りて給まべ孔子思ひ至しなりて即
行者を結ひて先草庵乃地に住り行者孔子古小法
中りまと此庵中にて七日れうち仏を作り給べしされ
どその名ゆめく来て孔子を造り呉らば孔子汝ら宅り
住く門を叩むとのとれ汝来り給べ必新仏を拵せん
といい契りて行者を仲庵に入りて戸を閉ぢ孔子古く宅
に籠りて七日の名精進潔斎して庵りにくりしを門
を叩く者ありまと孔子古うの仏像乃造呉城告るかりんと
を出て出りに人なげも見えず怪しと思ひ法の庵に住て
うまとバ行者ハなくして金色ハ千手観音の尊像自然り
出現し給へり孔子古の歓喜大なる形容ばうれより弓矢
を投うら猟師城庵なくして仏法ふ帰せしとなむ

小河内の國淀河郡馬馳市に法伯某と云長者ありて世に法大夫と云其妻女病み沒し醫療をほどこせども更に驗なくて終をとりかの行者を請ひて千手陀羅尼を誦し給へかし持せ給へば其病ほどなく癒ぬ其人の妻はかぎりなくて家ふ財布施をもとめ行者固辭すれども終に付帯一條と更て風市村杉河寺と書く遂に行くもなく立去りぬ法大夫のいはく家眷を率ひ教ゆ布施を持て風市村に尋来れど杉河寺と号る寺なかりしかば山中を彷徊るに溪流甚白く杉檜のめぐり繞つるを見るそこの杉河寺なりと喚ひて流ふ岸に林中をぬ

ぬ草堂一宇ありて其時日既に暮ぬ扉の戸を閉ざして入る小燭もなくて暗く佛像ハ見えねども花と燈り几帳垂くるうちに人病まして臥ぬ寺更なれば僧ぬ彼盆自然と火を燒し堂内煌くかがやき中に法大夫起ゐて作法すれば観音大士の尊像の多せ給へる形ありとうれしく行者小施し給ふ帯も観音の御手に繋まりぬ行者ハ観音の化身なりとて感歎礼して一家悉出家し歌舞仕りぬ又伊都郡淀田村の婦人刀自ハ其屋敷の隘陋をもて己が家を移して新に平堂を新中名を村の女某ハ己が宅を傷ちて礼堂に施入しぬ精舎の結構して彩壁塗人に美を擬ひ極を拭く紫綾を敷と云教を志し正暦二年冬　華山法皇

熊野山より御下向の次て當寺に通夜し給ひ　後白河
法皇ハ當寺に藏ル所の三尺の尊像を拜して京都世三間
堂の例に千手堂内中尊とし給ひ持明院家も亦信仰厚
く永承二年に六宇法殿永保元年に六極殿康治三年
に知足院殿元久元年に五大堂を建ひ系倫し給ひ
將軍家にて慈永廿八年足利義持公永享二年に足利
義教公もご御墓所と成給ふ香華を絶ず給ひ都鄙の士庶
の那系を問ふを敬ひ堂塔も毛数凡て又百有餘宇に
及ひし成天正年中豊臣國の大業に至る迄皆一時の焦土と
那なるん慶長以後天下治平に属して廢を起し絶
を繼ぎ稍古に復する事成得る後又屢自火の災にあ
いくも再建の功遂ずして猶奥州に寄る盛る
る靈場といへり

大政官符　紀伊國司

應免除粉河寺所領鎌垣東西村四至内雜役等事

在那賀郡

四至　東限雑賀水　南限辨財天　西限風社　北限辨天山　南限山峯　西限風社　北限横峯

右得彼寺永延二年十月廿日解稱謹案舊記此地白粉流
水時現神變之相黄笠放光屢示希有之瑞點處而發願結
柴而搆庵未及人間之力功顯紫磨金之尊像以之稱粉河
寺以之号自然佛矣于時大伴連公孔子古奉爲公家以去
寶龜年中所奉造也玄武山峙於後靈嶽雲聳北闕之臺青
龍河流於前法水浪唱南無之聲自來以降到今無懈怠就
中奉祈國王堅朝寶祚獻上年中兩度御卷數殊蒙　宣旨
既爲御願奉修之庭加以斯寺千手千眼之光明好照心懐
之暮暗三十三身之分容亦現滿願之曉晴三維北方繞仙

童男行者
大伴孔子古が
宅にやどりを
えふ是粉河
寺造立の初
なり

昔年畢方の災に羅てく紙上
もろ〳〵焼る所あり惜むべきなり

今其侭を寫せり
下の二圖も
如ト

廣隆模馬

大伴
孔子古
手手
観音
廣隆寺模寫

河内國佐太夫
參詣の條

丁酉春
廣隆模寫

粉河寺に藏る所の繪縁起ハ
鳥羽僧正の筆といひ傳へ今以上
三圖を抄出す

洞而爲鹿苑一角南面有拜路而住麓人所謂鎌垣北而已時代變改附負臨時雜役責陵三綱住僧弟子職掌人等爰堂塔房舍從風破損參拜貴賤競浪往還修理造作補護裝束以件雜人令勤仕代代國司免雜役租稅官物永爲舊例而郡司背其旨差課雜役付煩公事愁在斯望請官裁因准傍例給官符在國免除四至之内臨時雜役將停國郡之責休寺家之愁奉祈鎮護國家者正三位行權中納言兼太皇后宮職權大夫右衛門督源朝臣伊涉宣依請者國宣承知依宣行之符到奉行

正暦二年十一月廿八日

坊舍二十二箇

御池坊 出沉池の西にあり當寺此頭坊ふして室暦四年高石石を寄附ありしに坊と号す寺男沙弥を支配したかつ寺縁起を藏と文長けをとを今略く

圓解院 中門の外南側にあり

寶泉院 圓解院の西にあり

惠門院 威祥院の北にあり

福嚴院 素紅寺の北にあり

蓮乘院

岩行院

延命院 こゝ九ケ坊所しにあり

普明院 そる寺の北にあり

古祥院 惠門院の北にあり

松壽院 素紅寺の側にあり

福壽院

龍藏院

威祥院 普明院の北にあり

至誠院 古祥院と隣

德壽院

明光院

良福院

圓藏院

○律院 本堂北東方にあり此地昔古の室鳥地なり近来律院と草創して本堂建築

本堂 菩提所と云こゝの額あり

亞相老公の御筆なり

上古門 室澤堂と云こゝの額あり

亞相老公の御筆なり

○六社壇 本堂の後捕手に建なり

鎮守二社 紀神 若一王子權現 丹生大明神

小社九祠 須弥社の左右にあり神祇三百餘所社天照大神社熊野之所

權現社 吉野の北八社一宮を社世番神社

日吉山王社 白山權現社多賀社等を祀る

此壇上にまします御社建立の鎮守乃若一王子權現は東野村より遷し奉り丹生大明神は名草郡山より勸請し奉る所ふしてもよ大律和尚の本願なり

○例祭 新報六月十八日の条に嶋廻り祇園祭礼なりあり要文を載せ記あり祭礼なり

十七日の夜まつりより彼車輿と云ふ物多く引入て通

なしく皆火とり〻〻の物抱き火をともしていと淋し大

門の方より二人ばかりにて引くいとゆくゆくあれども

いうもなりやとばかりの光ふまて何やらんいとを車輿の上

に居るものとも皆ありてかるものもやをんなもありける

る美人の後〻あやしくあやしくむつかしくほゝゑみ十はかり

累絆なる童の丸髷帽子素袍に太刀を佩矢あひあるが

馬にのりたれども多く連ありて引もいうきをとり

清童の方〻にかりつかるる者どもを馬乗といふを

出て上後ふよりくらげばらを随兵と称して民戸より

早く〻まつりくに出るなり此神はさぶくハ充

新くて人の多くはあるとも毛氏寺乃開基大体孔

まを横をれるべし弓矢を帯せる獅子なれども

早掛家和り移り出るハ幸成馬にのせ蓋中乃物

小紙の書でこうり山をもれ尾廿一節ひとをいい

りれさ〻あり面も絆も彼もそ〻くを包めれで

少も又ゑ波さで幣帛を馬に積るがごとくはいり其

外ぞさども多く浅ひいう巻を栗栖乃一切物といい

栗栖此里より八又里ぐらいう宿ようまりてこく坊

に宿り居るを七度目の使を中りて後に出るもしく

しかりしを余按ずるに係延喜年穂大寺中将

公能卿より彼地を此寺に寄附をれしを初見えさ

早故あり事を領家より司ありして祭るわさを一

しば例と称して今もかの役いなるべし又縁起に

又ゑ新河内国左を夫が女陰陰く浅井観音と為信

して圓を差出せる姿ハいとやさしく昔ハ女の馬に
のる時ハ笠に薄絹を長くかけたれしとぞよ
さハいへど今ハなくて只白きものなど古めかしきの
祝詞めでたき事を述べし次に御鉾載たる車
二両又笛いろ〳〵の鉦もたる太鼓打をし撫もの神を馬に
のせ禰宜二人神子二人法師ハ輿に乗りて又鎧櫃のせ
るも歩なるもいづれも甲冑を着長刀をもちて八人中すハ
騎馬もいづれも随兵も今日ハ鎧を着て始あいし事
十人あまり見物ごとしく錦の袴は刺縫し者に
又人團扇二本竹をもて細めて花の形などを分かし物を
持る童多し次に神輿三基しら力持ハ中津川の者八
人ありとあれば彼だんの名とぞいふものを曳なるを舁さ
まハ皆同じやうなれども縦く装束して一間ずつ一間で

かれ盖小車をとりつけ纓を引その後に押者行
天下屋より幕を張らしれあまて太鼓か〇笛之咏
線などかりくに拍子どれ太鼓鳴まで黒塗なる
本地彫物をなしあり此上にも人数多く乗りて灯籠の
上下に色紙にて縫ひらくといふものを
付くる上には緒笠などをかたしといふ物を竹を細
くさけて花やかに結うて次第とみなさし挟出にて

○縁起一巻 宝亀元年の草創の事を記し貞観年中より寿永年中まで
その霊験之十二ヶ條を書く尋常の寺院の縁起とハ異にして
古書に似たる事多く世に流布しぬ縁起なり古写本の奥書に応永十九
年十一月十三日依宿願書之流儀所持之条依所望書写之
勘解由小路入道義時所持之とあり元亨釈書以呂波字類抄塵袋
玉葉集風雅集等にも此寺の事を記せるの皆此書によれり

延喜主税式
紀伊國正税云 云 桔河寺料四百束
玉葉集
花衣かさねし山に又くてもみだれかかる月とおなし

同

[illegible]

風雅集

補陀落の海辺にうれるあまをみるめもかるる波ぞ[illegible]

[illegible]

新拾遺集

[illegible]

家集

文明元年四月廿日粉河寺勸進之三十三首依夢告勸進之云云

置三字上於粉川寺詠三十三首和歌三十三首の内今一首を左に載せ侍り

[illegible]

為家

千首

千手観音

絶えぬ[illegible]粉川の[illegible]流れてもひの海[illegible]ことをも考　耕雲

三十三首詠の中

[illegible]粉川の寺の秋の月てらすものの[illegible]　為村

清少納言枕冊子

寺は[illegible]石山粉河淀賀

頼道公高野詣記

妹山嬢山云云其西不經幾程歟之止御船自岸邊迄于寺大門十餘町二面

更籠驢令參粉河寺給先著御休幕木堂之西作五間二面之板屋一宇便宜所

作立仮屋數十宇是一夜可留其用意召御手水令參佛前給禮堂

御之由依有前定儀致

西二間懸列御簾其内裝御座南庇鋪疊二枚為上達部殿

上座先奉供御明五千燈御導師召寺僧次令行誦經布百

端施僧供米三十石次所司三網賜祿別當絹三疋三綱各

召國司布等作此外御願三昧堂調直僧六口同賜疋絹件三昧從成

右三十三首の寺略絵巻に載せられる一巻

[illegible]粉川寺縁起絵巻の人物

千手観音の[illegible]　同

章朝臣、仕奉為　殿下所始行也頃之出御於便所移御御
船國司獻御菓子御酒等臨昏著御市御宿御儲同初

狭衣物語

かくや彩河のおとにまさりてんなりうむ思ひ給へ
あさうしへぞ思ひ給へ
なんとはりしい給へる云々
若はしたあの流などは石山とぞ見申る寺はくそ
くもりさたのようしのもいかさ給へるくさ
くもりあり

源平盛衰記云　維盛出屋嶋参詣高野付粉河寺謁法然房事

権亮三位中将維盛八中宮此次ニ粉川寺ヘ参給ヒ此寺ハ大
徳小弥太と云し人我朝の補陀落ハ是也と云て是を続べる所な
り去治承の比小松殿熊野参詣の次ニ彼寺に参り給ひけ
る小書を給へる打札あり今一度文の跡を見給へと思い
出給ひ今彼札を所望給へ是を深く文字の後を
見給へども是を見とり字ぐりハ形て是を入れて有しか
ども是を給ひ給へ是を代の形見

也と云給ふ法ものもげふ数しとぞ思給ふ御堂ニ観音の
御前ニ参御して申給へ
参らせあ申げまえ寺て先ハ
方ようと若給へ法然上人の
ひ三位中将ものもの
同給へ此間表御法門の後
ぬえし

山家集

社柳くひ
ニ粉川ハまんとくにふ山
沙石集
お初さる人の
菊ヲ見ん
まてよりの
してうち

別当の中ニ流ニ泉川紬のこ初ぐくひ人よりも

波見うもかの人ハ
きいとうの
給へ初ニ
雪玉集
粉河観音寺ニ詣ニ初給ヒバ学れ
くゆうかいなん寺ニ
ハ十一面の千手観音の二字ハ考

南町より出る
車樂の圖

かゝりの車樂町くもり
十三三ゝかゝ出る皆〻
樂やゝふゝく樂ゝ

芳盛

雲を
ふまへて
宗しゃ
林の
絵馬を

粉川祭禮の圖

其二
面番
神太鼓
神馬
獅子
面番
神太鼓
獅子
神馬

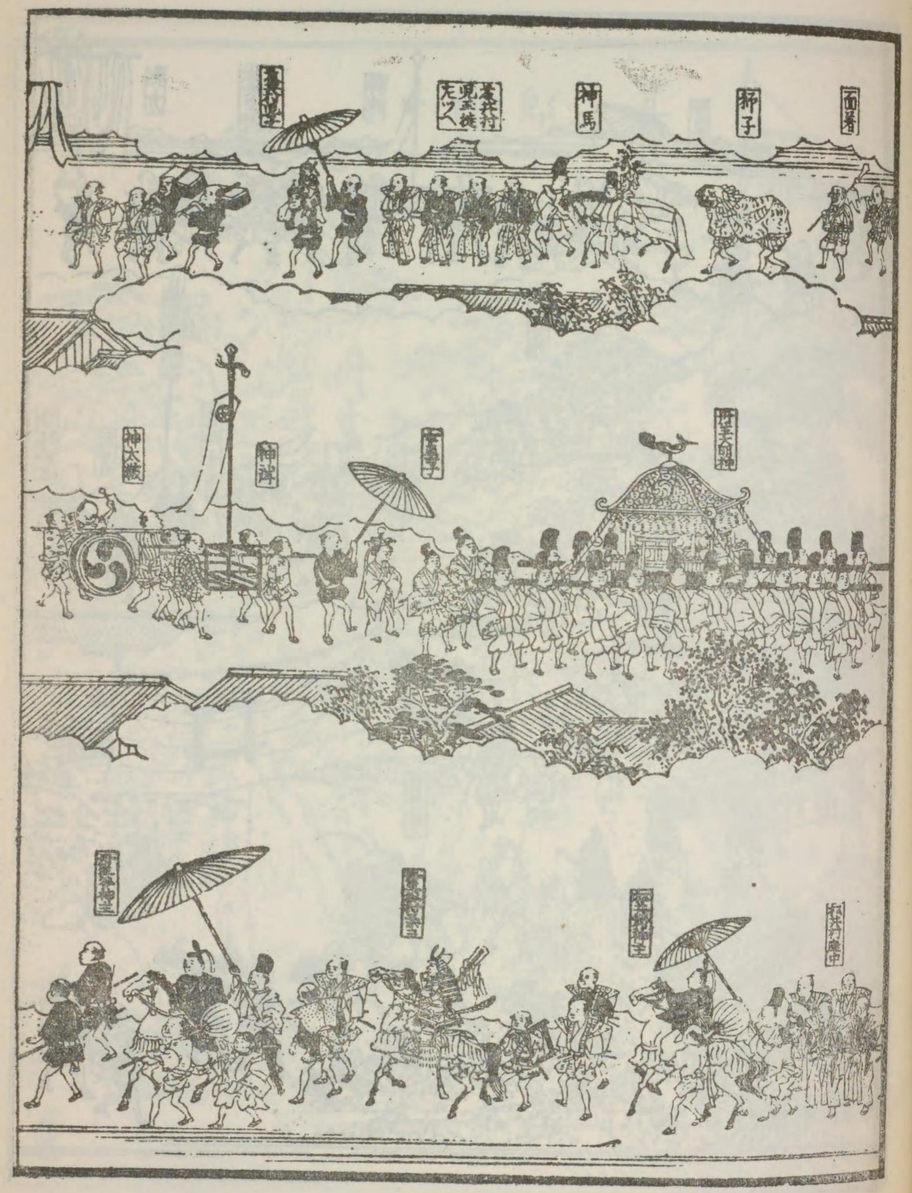
獅子
神馬
面番
神太鼓
神輿
獅子

其三

鳥井阪御旅所

丹生大

丹生大

粉川車樂の圖

八文字をもて寺と云又一字なんき文字にて侍る讃人の習ひなく侍るをかきて
さへうつし侍る許なり各備はりと思ひ侍りけるに
法の水に見ゆ月の御○なくてもよゝに八の水のうへに雲なき
高くして紅葉の間の月もあれどなほむかしやすくおもえん
又きらは主筆身に此寺の歎きの許秋をもわすれずやとを知りひ出
ときよみたるに
常なる山うへなる川を彼岸に渡してぞ法　宗[illegible]

○四所霊地　寛徳年中　仁範上人撰

○第一　光明地　金堂の後地なり補陀の観音大智光明照らし出る霊場をもえらし給ふ地なり

雷手をうけれのしいみてまいは神在月君にしあるまでありしならん　中納言 権大納言 [illegible]

○第二　瑞木地　金堂の東南茂林にて北あり是則大悲観音化の瑞場にて樹上より光明をはなち給ひし所なり

木かくれに身をかくしてひかりしもなき武世へめぐむ　同

○第三　出現地　金堂西南二丁許にある地是なり大士童男にて出給ひし中にて力を合せて当山を草創すり化して泥水を

寺の清き姿残ありし泥池のあれいくせをむかし昔　同

○第四　宝鐸地　金堂の東北今の御池の北なり昔東大寺の学覚上人此地堂をえむとし土中より宝鐸一口をほりいだせし地なり

法の野は法の庭とも名付けし覚ある武家生まれの恵　同

○粉河寺八景　享保比堂上十六人の侍ゞ方へ文あり

補陀暁鐘　粉河清流　風市桜花　紀川風帆

蛛背秋月　葛城晴嵐　高野積雪　淡嶋落日

○風猛山　粉河寺の後にあり　往に下に見ゆ

八景詞ニ云

山を風猛と号は当郡の名所なり花衣かざしし紀山より名くる〻と紀の入道宗なり志山のし補陀ぐる寺号の和歌ありてをまつくさのみ補陀ち観音の浄土なり西天光明国南方の海中にある山にして海岸孤絶山と名づく凡更ゆくへ〻しまぐ神通ある人のみかよへりしとなん又白花山白香花山とも華華山ともいふ花厳山ともいふ金剛輪山ともいへり此山を志けりしみ本尊とす〻ける現を彼く我朝のふぐしくなりとはきみへしとうそもあ瑳く公舜闍梨も粉河生れの観音を身のもとよりの〻みちる寺家と〻ぞ待構て寺堂の東なりしがなりく此世界六根の中にありて耳根利あり〻寺をゆうるに悟残むりくされど二十五聖の中に観音は耳をうくして耳根円通にて悟をひらきさ姿婆の教體ともし世路ひ荒生と備に縁ありしどひてを称する多くなる鐘のこゑをききこの鐘を匹きるかしくを

補陀暁鐘　従二位韶光

示現補陀歳轉渡山僧獨觀曉鐘音尚懸圓月一輪影照破人間塵翳心

亞槐通躬

○粉川 源風猛山より出て粉河の内を流れて大門村にて中津川に合流し粉河の里中を流れて紀州に入る

八景詞云

おろかなる那賀郡の名所なれども玉藻なれども出て栖あり
御堂の前より大門乃下に出西川と合して高野の麓を西へ杉井を
過て村くを過て紀の川に入る河州長者の女
子の中なりしを いやしき杉なりしかども紀州にうつりて
よりて次のくれは一京後ひつまもりてさて粉河のくらい
なれば河の儀と成かなりて白糸滝くらいなれば中ごろ四川と
八粉河寺なりとはいとけなき林にいりて平なるを粉川と
縁起に為しいまもなほ名のみ残りて粉河の名計を
なるべしゆく粉河のあるを

翰林學士爲範

粉川清流

塵纓堪濯寺門前法水悠々横一川往昔清流涙白粉

佳名千歳遺相傳

いとなきもろもろの人のこころをもつてこれをうけたまはりて

黄門公福

太上天皇一昨日廿六日幸
吉野之間明日廿七日有
御參御禮之者
卜部兼俱

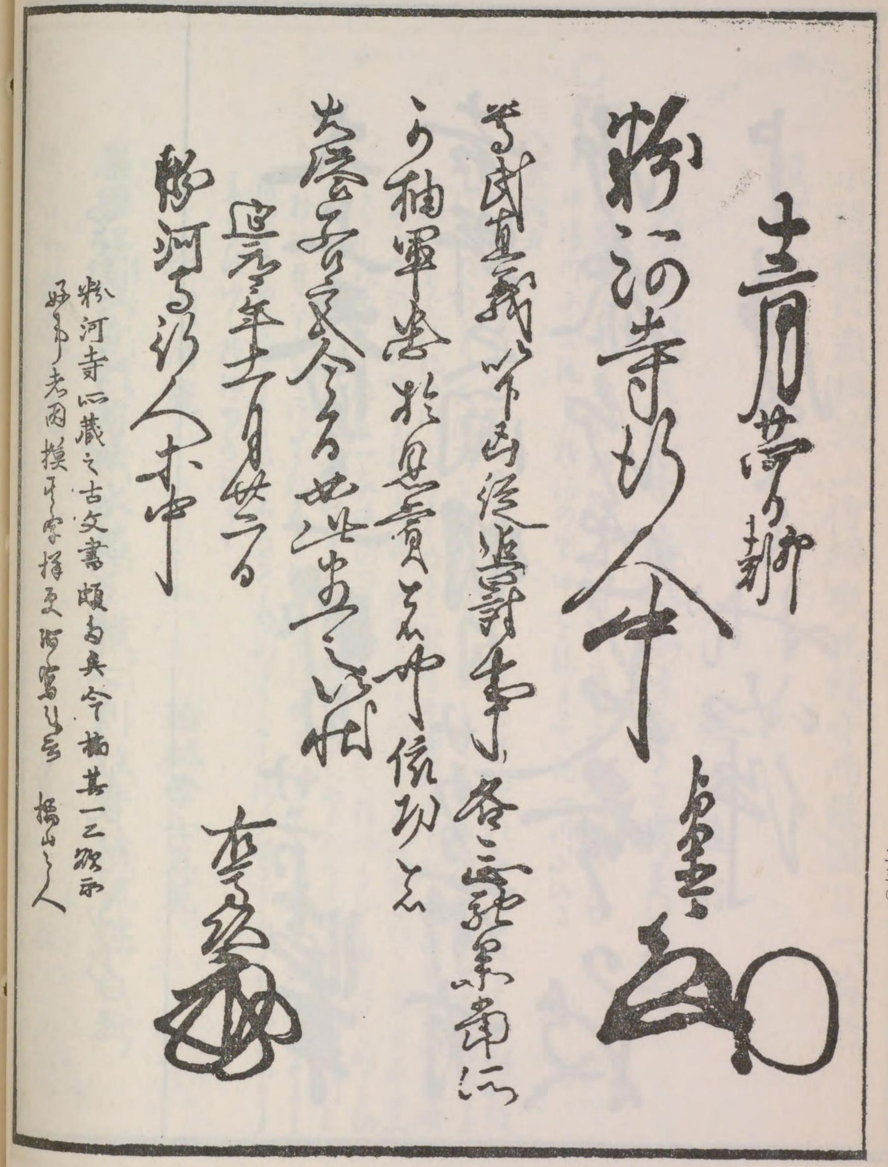

粉河寺四蔵之古文書頗為異今掲其一二於左
粉河寺古図模写雲揺及阿寛山寺　揚山人

古戦場　寛正二年六月畠山尾張守政長畠山右衛門督義就と粉河寺に戦ふ義就自分の陣を敷き政長自殺せんとす陽成院帝政長を救ひ其陣を敗し政長を中村彦監物三十人皆政長を救ひて義就を囲城を保守とす先建徳元年の文氏保敬軍して粉河に退く

予南朝紀伝ふ所

猿岡山　粉河寺の後山より西に民居職の

天照皇大神宮　粉河寺大門の前より東に於ける村の氏神なり猿岡山の麓にあり列聖と大神を崇敬

鍋垣船　紀伊の通船なり人倫　粉河の名乃郷名なり

延喜民部式

年料別具雑物紀伊國　紙数七十斤　強飯如九斗

鎌垣行宮社　粉河村の東畑の中にあり今少しの形ばかり残れり

續日本紀云

天平神護元年冬十月甲戌進到紀伊國伊都郡十八日乙亥到那賀郡鎌垣行宮通夜雨墮

御所芝　同村の西二丁ばかり行宮

花山法皇白河法皇熊野御幸の日粉河寺に御系図あり

其時の假文乃跡といひ傳ふ

祇王舞田

○文祿の頃の田地乃證文に祇王祇女の事もあり

相傳ふ祇王當國粉河の産にて都にのぼりてあまた歌舞し
死ありて因ニちなみとして祇王此地を知らしめ歌の因とぞ
牢獄の内に居る者残らず免さしめ其紀を今に牢の内
といひ又牢地ともいふ其田歌を封ありて田をも
ひく歌舞をなしたる所を今に舞田といひ傳へ祇王此地を
知らしめ給ひて恩賜をかうむりしといへり

今も粉河長田中村に塚あり又中村に林氏支配の小堂ありて祇王祇女の墓とて碑あり　○傳は出る所林氏[illegible]

麁祇王

是ハ紀州粉河の住人[illegible]林乃河某と申す[illegible]
[illegible]人数をあつめ[illegible]捕の人数もいまだ[illegible]
[illegible]一人を捕へ[illegible]此所の地下人[illegible]
[illegible]中略自然[illegible]
[illegible]時の[illegible]舞を[illegible]是ハ此[illegible]
[illegible]祇王[illegible]中略[illegible]

あれて今[illegible]中略[illegible]紀乃國や粉
河の里に[illegible]中略[illegible]上略[illegible]祇王の[illegible]
[illegible]舞[illegible]文[illegible]引合せ中[illegible]
[illegible]中略[illegible]伊[illegible]又引合せて[illegible]
[illegible]舞を[illegible]中略[illegible]祇王舞を
[illegible]父の[illegible]洞[illegible]役[illegible]
[illegible]中略[illegible]父か[illegible]乃[illegible]
[illegible]中略[illegible]
[illegible]電光[illegible]の内[illegible]舞[illegible]の[illegible]
[illegible]下略

玉垣匂頓宮

此は寺と[illegible]玉垣寺と[illegible]今玉垣[illegible]小庵[illegible]
[illegible]八十丁許東小井田村の南にあり中古其

續日本紀六

神龜元年冬十月辛卯天皇幸紀伊國癸巳行至紀伊國那賀郡玉垣匂頓宮

高野辻

東[illegible]村の内にて街道二筋に分る東ハ大和街道東南ハ高野街道なり[illegible]辻といふ

湯山

[illegible]村内にあり寛文年中　國廣[illegible]館を営せ給へる[illegible]

兒玉益通集

南龍公御老の後御隠居をいとなまむと思ひ玉ひて湯山と名付給ふ[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]

妓王の
舞田ぢ
故事

玉川舎

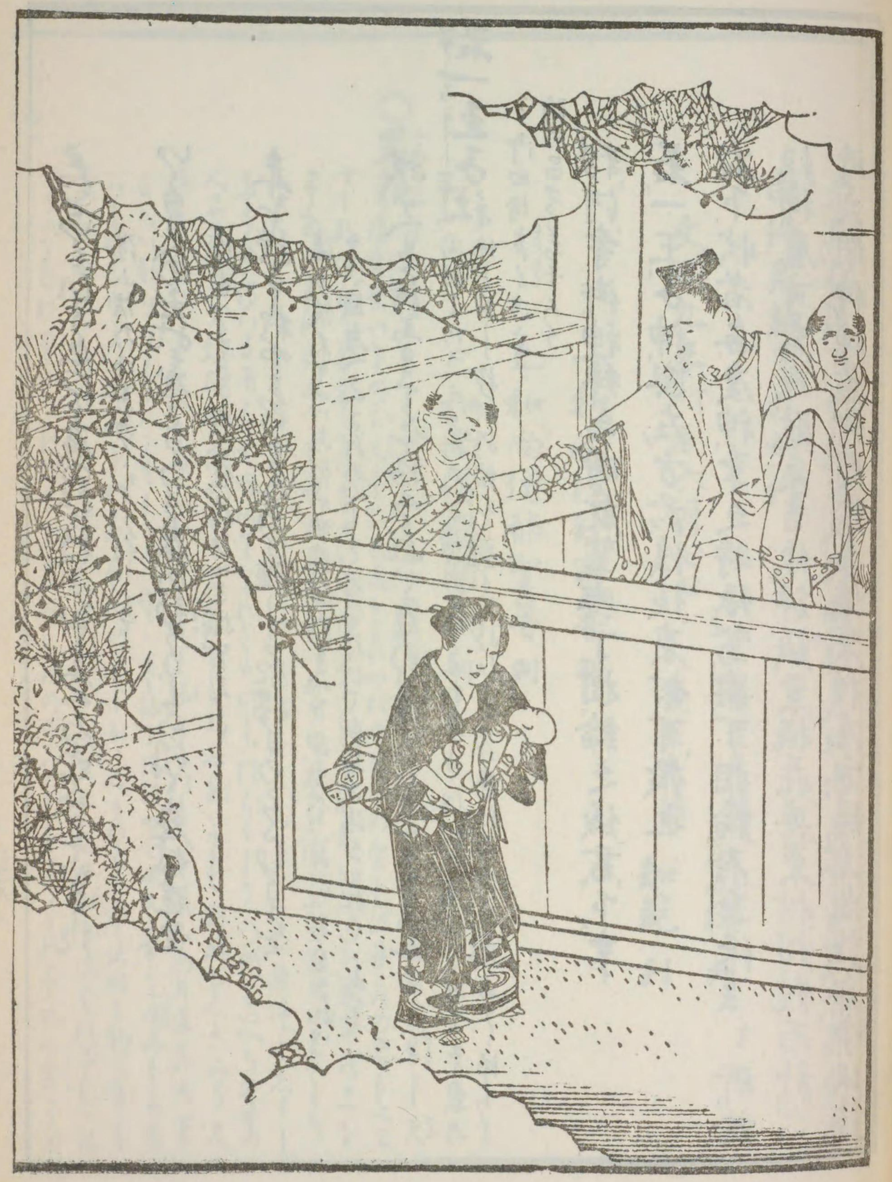

[illegible]

陽山彼乃[illegible]

いつゝの玉ぬき[illegible]

[illegible]

[illegible]

陽山彼大[illegible]

[illegible]

我さへもこの[illegible]

若一王子社　同村[illegible]

地とおし[illegible]彼を[illegible]

[illegible]御由緒[illegible]

附の品[illegible]

[illegible]河寺御神輿之時就駕輿丁相論之儀書下事

若一王子神輿左方前後東村可[illegible]也

右下状者毎度神事之時依駕輿丁相論不[illegible]行[illegible]所詮

[illegible]神慮可有成敗之旨依評議栗栖荘與東村相対而於[illegible]

所大明神神前御[illegible]候東村左方賜上者於自今以後

者無相違可勤仕也此外致緩怠時者為寄家可有罪科之

由依衆議下状如件

文明九年丁酉六月七日　　宿老年預　宗禪　判

　　若宮年預　如範　判

一和尚法印審尊　判

二和尚僧都聖尊　判

三和尚僧都明義　判

○墨書　同社神宮寺[illegible]氏[illegible]村の[illegible]支配[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

永正十一年正月十一日　井夕左ゑもん五郎しゐ柚次郎丸

永正十二年正月十一日　平内左ゑもんしゐ乙石丸

永正十三年　正月十一日

枝ゑもんさゑもんしゐ柚丸

富士詣　御道の事なり　紀川乃如岩ゐ

ゑもんしゐ九郎ゑもんしゐ柚丸　井夕孫七郎しゐ　入道丸

紀川よりいでゝ怪巖絶壁の間に巖頭杉樹多く絶蓋浸霄枝を繞び枝を搖して波よのぞみ蒼翠掬をべし東南より孤島ひゝ長さ百尋許碧峯白沙奇勝かぞへ難し富士石川中に特起せる奇石あり かゝる富士峯と号ふべき強るうゑ紀川の長流舟中より東京此間を第一とす

紀河寺八景の詞　紀河寺より西へ二里まゝ紀川あり西へ行程二十里ゝ

紀城の北に水門と称する所あり　紀城の北に水門と称する所あり　紀城の北に水門と称する所あり

くゝ魚服ゝ漁舟竟夜幾士の持ゝ船人の歌風ゝ帆を張ゝ

あゝ灣つゝて下流ゝ永中ゝ人家をこのゝえんで南小の岸ゝ柳さゝ

ゝ浅ゝ江ゝ沙ゝ洲ゝ鷗ゝ鷺ゝ山ゝ岸ゝ百ゝ尺ゝ石ゝ畳ゝ細ゝ流ゝ乃ゝ堤ゝ陽ゝ

を行ゝ男女農夫のゝさゝ進ゝ牧笛ゝ畫ゝ行ゝ川ゝ面ゝ の ゝ美ゝ ゝ

紀川風帆　羽林中郎將實全

千頃琉璃浸大虛紀川勝狀一望初輕風吹送春帆影

花岸鷗洲畫不如　前八坐公長

紀の川風乃遥風ゝ

木水寺勝序　白鹿木村孝撰

窗梅送香溪鶯操音日己辛午晴九而無唯鬱偶爲睡魔所魅然同諸君泛小艇在木水上一篙之間懷丹崖翠壁俟現遠洲回首眺望嶺頭冬雪岸上春花所泊而丹烏至頃刻而白雁來四時之佳景一船之壯遊或先斎而酌或扣舷而歌每値一勝画人畫之詩客詩之雖以國風之詠逸興之所發不覺叫快忽爲小童所驚起俄然而覺暮鴉閃逸照紅歟夫水水之勝海内所共知而吾紀國之人味有文之者蓋非不能也慣見而未之奇也余也生長其地亦復不得不爾意者山川之靈其或欲便睡魔誘吾輔敝其勝槩也之觀之今之一覺毋乃大覺乎且天黄梁夫壁記夢言之昔人之設新尺有坎哉嗚呼夢神之清興睡後之歌詠不可不以記廻

藤嵜

兩岸排闥走潺湲
孤立芙蓉峭絶
脚浴本川屈々流
上頭半腹不留雪

魯峰山人

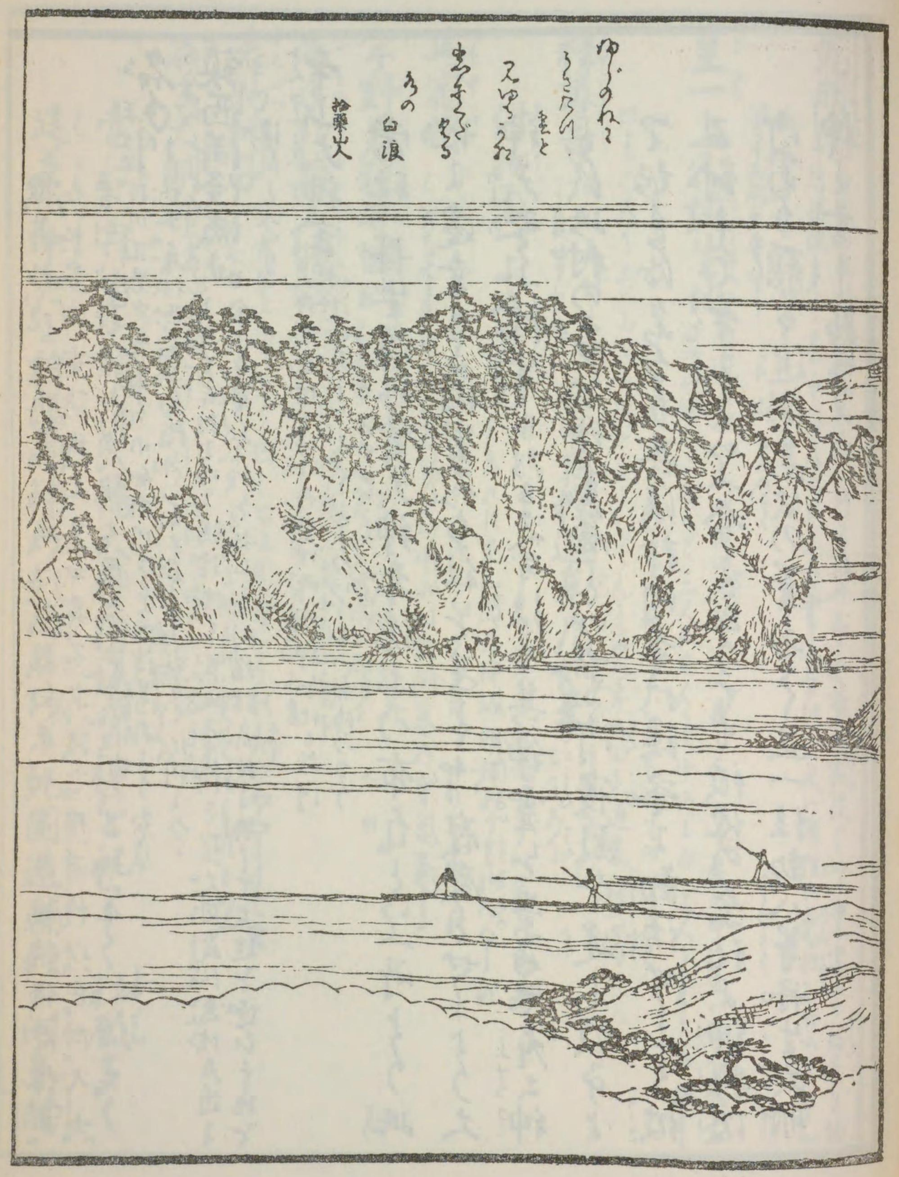

撥其佳境三十景以爲一帖題曰木水奇勝遍請諸君詩畫之私答神靈誘我之意云其不求諸它邦而恃以吾州人士者則欲使其知南中之風流亦足以文其境也

名子川 杉川正殿宮欲小名水無川ト云ハ丹生谷村西莫小名ヲ経テ富士岩ヨリ流レ下丹生谷村ヨリ湯津宮ヲ経テ紀川ニ入ル今シテ之ヲ知ル能ハズ時湯津宮ヲ過シテ左迂ヲ採ル

鎮西満隆城址 下丹生谷村ヨリ湯津宮ヲ過シテ左迂ヲ採ル

幸山大神宮 丹生谷村ヨリ丹生明神ヲ祀ル杉河

當社ハ丹生津比賣大神赤穂山乃布乃比ト又所ヨリ此地ヨ遷幸ス御寢殿ヲ造リ社ヲ建テ大神天野小鎮坐シ給ヒ人ヲ遣ル後モ其神霊ヲ崇メテ產土神ト成ル此村の名ヲ丹生屋ト云ヒ名ヲ御寢殿ヲ建シ故ヨリ其後杉河寺ハ鎮守ヨリ勸請セリ彼ヲ和尚ト幸山ト又今ヨリ彼地の祭礼ヨリ神輿渡御アリ額ヲ近衛某公の筆ヲ以テ正一位勲八等丹生大明神ト書シ給フ

光明院 幸山の民社ヲ上ヲ又六丁許ヨリ西ヲ上ル又六丁許ヨリ西ヲ上ル寺の奥院ト云ヒ寺ヤ僧房の形ハ白雲ヲ分ケ八岸程の高所ニ在リ

文人墨客乃御ヲ

至一上人誕生地 西河原村か長月神の御ヲ上人歳ヲ以テ云ヒ歳の中れ玉一上人及ヒ

永正元年七月廿二日ヨリ書ケル上人ハ絶食ヲ霊ヲ中央ヨリ玉一上人ヲ事ヲ為ル

供養の為ニ石塔ヲ建ル毎の年ハ田氏迎来ル

釋尊寺 西河原村ヨリ 作保ヲ

幸尊釋迦牟尼如来 古刹ヨリ

什物玉一上人真影 疎樹の古画ヲ上人を画像ヲ

元年九月東山園月輝師御繕ヲ書ケル

馬宿村 此道の小ヨリ最明寺時頼入道馬ヲ

宇野若狭守城址 市場村の民山ヨリ東山園月輝師御繕ヲ書ケル

天正年間の人ヲ

名子新藏人城墟 同村ヨリ杉若人ハ畠山氏の麾下

永禄の比戦死ス村ヨリ

產物桃子 杉宿村ヨリ

名子大明神社 完伏村ヨリ

十一ケ村の産土神小六社明神ヨリ

當社ハ丹生大明神八幡大神 特場明神を祀ル社殿多ク

建立ス中央ヨリ特場明神乃新向石ヨリ紀國遠補使の時来師

ようの帰路尚社より指を伊紀古例より

宮伏川（又鄰川とも云ふ或は志津川と書く流源城山之國境より出で伊勢路に流れ宮伏村より紀川に入る故に宮伏村と此川を境とする國境をそれぞれ紀ノ口の境とする）

古代國造讓補記

曆應三年八月廿九日爲丹生社志津川御解除經雄山川邊著粉川宿九月一日秉燭時刻有志津川御祓新上於川西向弱方御坐祓後流鮭（内人役）其後改御裝束（是系脈より帰路の事）

菅原永津故居（其地伊勢ノ國ノ武[illegible]郡ノ内）

三代實錄云

元慶六年十一月己巳紀伊國那賀郡人主殿權助從五位下菅原朝臣永津男七人女七人改本居貫左京四條

野上
小畑八幡宮
例祭八月十五日
殊に嚴整
不動
大日

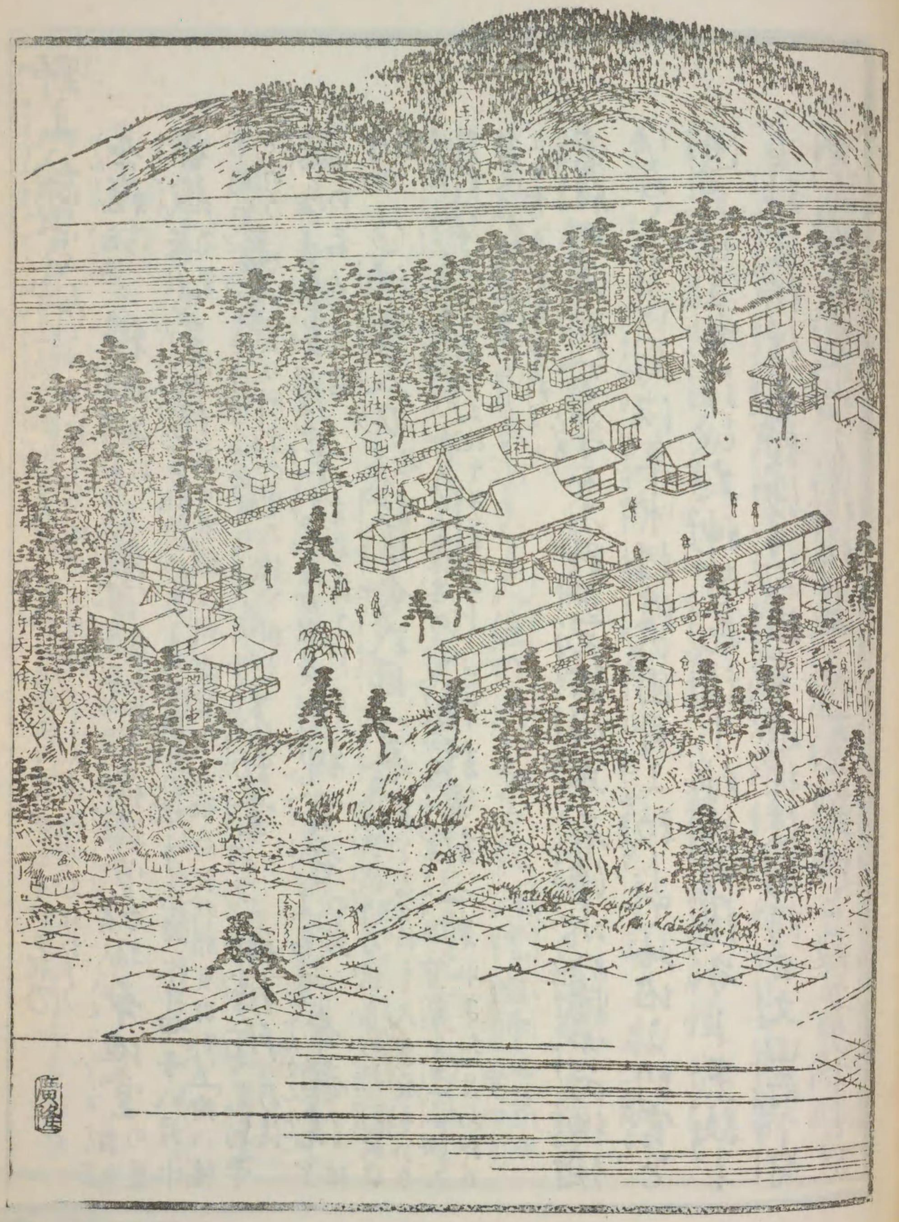

野上八幡宮 野上庄小畑村に鎮座す例祭八月十五日庄中二十四ヶ村の氏神と稱して他所山林神〻近郷の大社なり

本社 之扁 禮殿 本社に属す 若宮 方に社の良 御興堂 若宮の東 本地堂 鎮座の東

寶藏 本社の東 多宝塔 本地堂の南に位す永禄七年甲子八月十五日本願江州眞賢上人敬白紀州那賀郡野上郷八幡宮鰐口 舞臺 本社の正面に位す八月十五日付あふの國乃類と掛く 不動堂 同上 御供所 不動堂の後

廳 舞臺の前 鐘樓 廳の右 末社 二十四社を社 神宮寺 不動堂の西 本願院 本地堂の西

○神寶太刀 振 故皇會式目一巻 神興渡御の儀式を記す 八幡託宣記之軸 勅書に至徳改元甲子霜月初卯日

此書記天文の四年に成て慶安の八幡託宣記之軸を作る今の本式大抵も是に同じ

誌之 寛文二年二月九日書之 別奉使判

當社の草創を尋る小野上荘八幡年石清水八幡宮の神領なりしが萬治年中河波の國司に勅して此地に別宮を造営せらるを請ひ大神を勧請し神領の鎮守と崇敬して神官僧侶番頭沙汰人職事追補使國師公文田所下司等の職皆男山より補任して神事祭式他に異なるしとか

ん一説に上古 神功皇后 應神天皇と共に日高郡に小行宮に遷幸ありしかる時の御經歴の地ふして皆此文に駐蹕し給へる故を以て石清水の社領となるなるべしと云り 建治年間此荘乃下司に本立助入道信智といふ者ありて女と婚と二人同時小重病に罹る海士弥由良あり大徳の聞えある紀法院國師 心地房覺心と いふを請して加持せらるれば大菩薩移れ託宣あり 二女ともに移り平快せり託宣紀に詳なれども事 略して載せず 砂石集に建治二年の比紀州ふして 八幡大菩薩の御託宣のありしかも世に居る人は我身を 思ひ妻子は我思ふに如ものなしとて 妻子は我思ふに如ものなしとて 此時の事なるべし 別あるべしとも

近郷乃諸人神霊を仰ぐこゝろおこし十儀して掛帯れ
士民雲のゆく集り寄附の四間目ゝふ〜〜ふ
南北乃兵乱以来根来の僧徒乱逆の時社殿悉焼亡と
とありて傳紀も一も存ることなく後人神を番匠佐
佐乃赤い石清水より社補任状るを佐人の無賛の後永
禄年中に近江國真賢上人といふ佐當社の養慶せると
歌さ古人を誘ひて再興乃功速に統つゝうバやゝ古の
さまを改しゝを慶長年間にいたり社料も美手御寄
附ありて今ゝ面ありてい佐ゝ多〜〜

当村神寺

すのこやり の社佐二間寺佐佐に間社神を一人社家八人
神楽堂五人神子二人番頭七人もくゝ二十九人あり

簀子橋 勅木村ゝ有田日高竜神子に通ず例通なり格の西佐を中
小川郷 南ハ生石峯ゝ北ハ滝ゝ佐連なり北ハ根来乃兵乱以来乃
八幡宮 南に生石峯ゝ有田郡ゝ通ず 小川郷中の本居神なり 例當
村に古佐あり 佐古小祠と

簀子橋

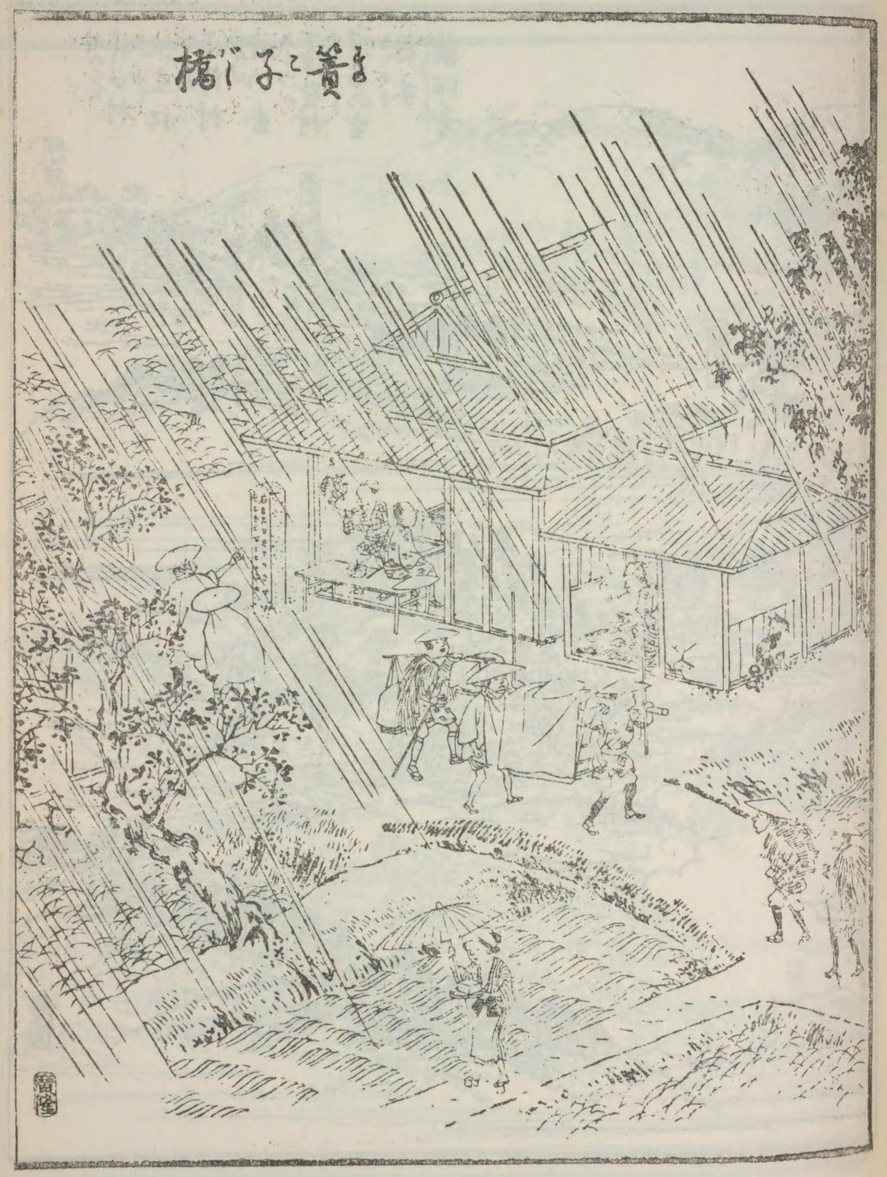

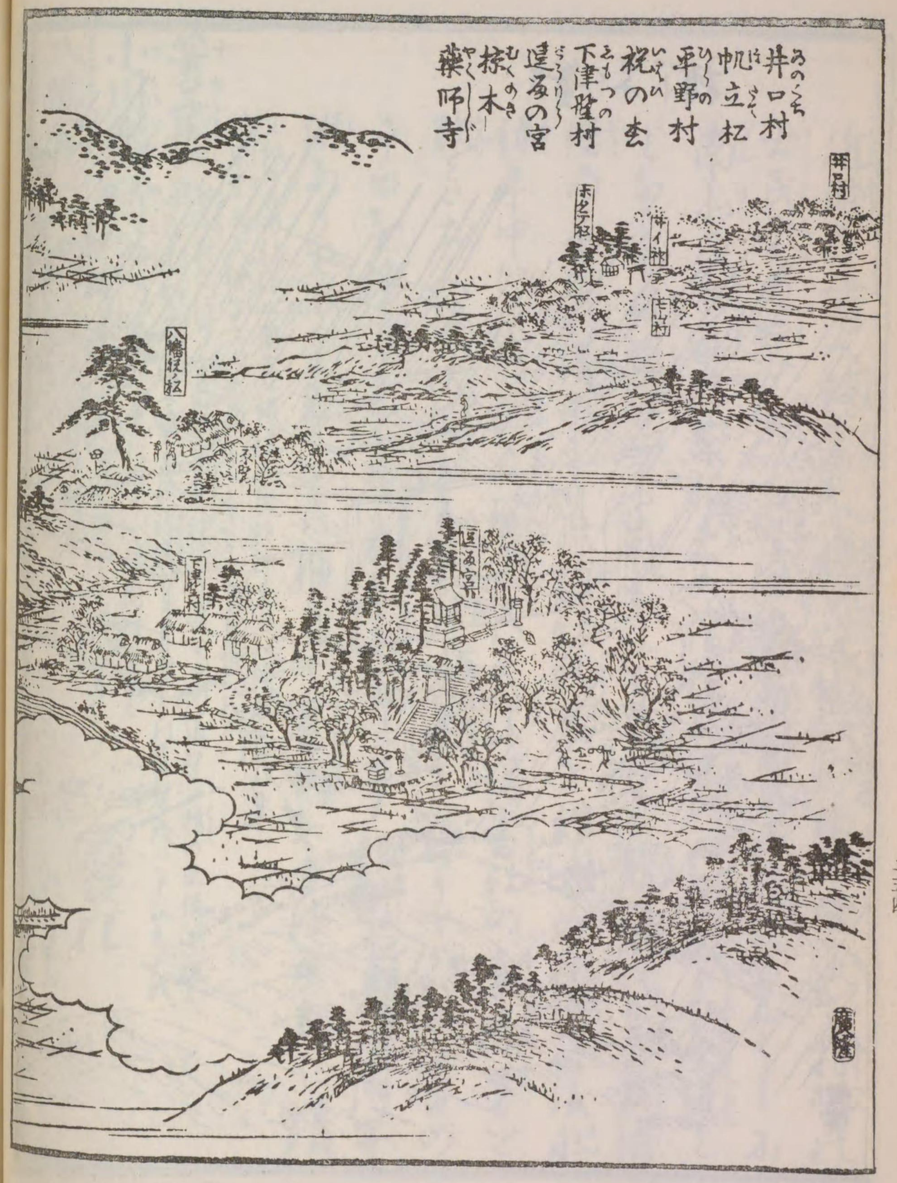
井口村
帆立松
平野村
祝の宮
下津隆村
遠多の宮
榛木
薬師寺
井口村
八幡宮松
遠多宮

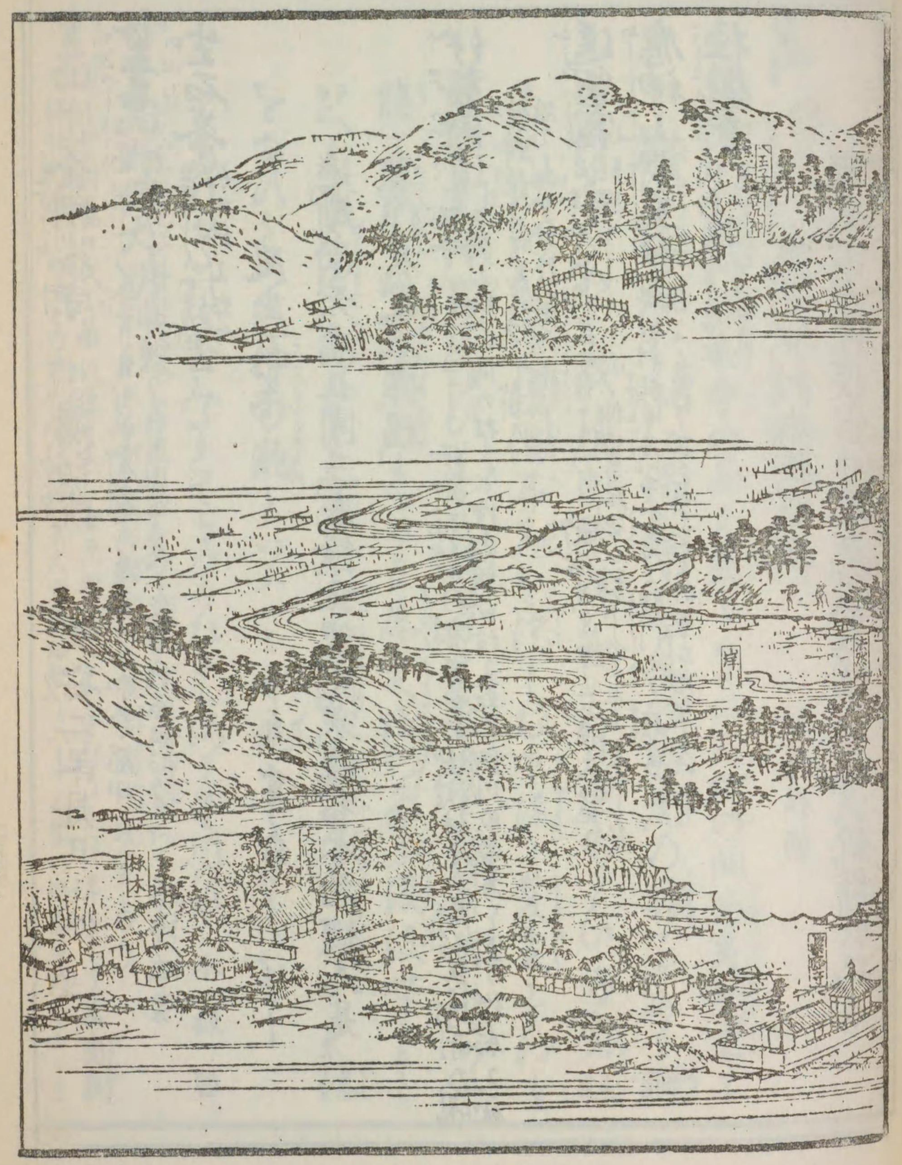
榛木

金剛峯寺　彌勒院　久安二年月日

生石（中田村より登り廿町生石峯の頂まで五十間程高く平に白紋ひろし）

生石峯（高一〇〇〇尺有田郡の絶巓なり）

望生石峯　自寛齋

遮斷南天高且圓三春餘雪望中寒禮容本向何人是

雲作衣裳石作冠

伊勢街道（熊野の日高郡より伊勢の飯南郡に出る道なり）

生津渡（日高郡の比井村より紀州の南岸を上り作房又麻振を経て生津渡に出る）

遍照寺（日高郡の村付遍照の傍にあり）

應神山明王寺（井口村領内にあり）

極樂寺（同村にあり）

遊井口村宿極樂寺　伊藤弘朝

寂寥山寺晚投宿叩柴扉濯垢溪泉近供新野蔌肥不

星河（日高郡より上川に流る）

此河大瀧村明王寺の西に尚る愛二三町の間あり崖削立て

く寺石怪岩そそりに繽落して獅虎の吼るが如く甚形勢

の所をなす所に或は相圍て澤をなす所あり或は突起

して波を裂て清澄耳底を洗しむ下流に隻立する

のを夫婦岩といひまた澤を表する岩あり

腰に觀音の靈窟あり屢変流の為に浸沒せらるる

いくども石紋変ずるなり上流に危崖あり高さ

を知らずその状神白瀧といふ一に奇絶なるべし

あれぐれよりみぐまてちぐりなぐ流る星川の水　木練園

丹生高野両大明神社（村領山上にあり祭師堂徒堂慈尊上人の宝塔等あり）

生面（小野村格口氏と藏格口氏ハ後京姓なり文禄年中より中間族格井刑部と云ふ）

星川
磊々石星水一瀉
源泉滾々日昼夜
立筑川上此緩觀
涵海三垣廿八舍
無名氏
すゞしさや
きらぬれかゝる
星の影
杉の仙

[illegible]

大歳社 郷服部 [illegible]

紀州吉仲御庄　大歳宮鐘也

建治參年丁丑九月十四日

大工河内國平重永

上り五寸

天王山大日寺 大歳社の東にあり大日堂の丸瓦に文字あり 螺と服とを換せるハ調月の村名の字音を偽りて調を螺し [illegible]

調月氏墓 同村中氏と云ふ郷服平右衛門ハ流れの名士なり意甚上人を信仰の時の螺を製せるなり故に上人の法を慕ふこと厚し和國氏より

古文書数通を藏ス

妙法壇 服村ふ

むかし弘法大師法華經を納めし其標石なれと妙法壇中高さ二間周囲一丁許中野より畫して後年より大石

なりよりて紙園社を安ス三伏の頃ハ遊郷の農商騒客

爰に集ひ仰ぎて龍門の月を望ち伏して荷浦の涼を掬

し清ふ歌を奥城よせて絶塵なることを云る

夏の夜ちぢ涼し灯の光　玉皇

荒川郷 和名抄に載ル今の安楽川庄乃地その名ハ

荒戸郷 上古荒川郷あり今の國造なの祖ともそれも系図ハ天之の國造

古事記 御眞木入日子印恵命坐師水垣宮治天下也此天皇娶

木國造名荒河刀辨之女字以音遠津年魚目目微比賣生

御子豐木入日子命次豐鉏入日賣命二柱

舊事記 大新河命紀伊國荒河戸畔女中日女爲妻生四男

古事記傳 遠津ハ紀國の地名なるべし百葉集に遠津之濱遠津大

浦などいふ年魚ハ和名抄に鮎魚和名安由崔禹錫食經

云春生夏長秋衰冬死故名年魚也とゝ[illegible]
此八月激の序より其内八百業より隠来之長谷之
川之上瀬示鶏矣八頭漬下瀬示鶏矣八頭漬上瀬之年魚
矣今昨下瀬之鮎矣今昨兼妹示ゝと[illegible]
皆藻と喪云んゝあれ序ふゝて全同じれを此奇をん
ゝ仏得べきなりゝて人名も枕河を云ゝて真髪鱗
奇稲姫又境原宮腹なる山下郡比賣おゝめゝ日激を
米久波斯と訓ゝ日の形付ゝ美藻ゝゝを稱へ
ゝる名なるべゝ

今按ゝ万葉集の遠津之浦遠津大浦八近江國の名所なゝと列ゝ[illegible]
ゝ平國海浦小浦とゝ地ゝ[illegible]万葉の遠津とは
同名矣所ゝ[illegible]川なの[illegible]
遠川と喪び称れ麻生喪八遠津と音近ゝを[illegible]
今紀乃川の鮎を名者ゝれ遠津の年魚とゝ[illegible]
八日の形ゝ藻ゝれ魚ゝれ[illegible]領せ一戸辨の女れ眼久の美ゝゝを
ゝ[illegible]紀伊ゝ[illegible]日を辨の[illegible]

塩谷伊勢守墓 安東川の[illegible]村乃
塩谷氏八南朝の名臣なり延文二年乃初夏龍門山の合戦ゝ
畠山勢を追開ゝ馬上ゝ[illegible]
横死をゝゝれゝ[illegible]塚を築ゝゝ例ゝ馬骨を埋ゝ馬
塚と号ゝ二塚ゝも[illegible]ゝ接ゝれゝも[illegible]ゝ

市場村 [illegible]川庄中の[illegible]
美福門院墓 上野村ゝ古丁許民呼[illegible]
○尼が岡 同村[illegible]
○修禅尼寺 同村ゝ門前の
○奥氏 同村ゝ[illegible]
○取体山 [illegible]
○[illegible]
牧を藏れ
美福門院ハ 鳥羽帝薨ゝ後ゝ[illegible]
皇后ゝ[illegible]ゝ 常寵遇の[illegible]ゝ女院

湯沐の邑に賜へ女院常に大師を信じ給へり或時
高野山小六角堂に紙釘建して紺紙金泥の一切経を納め
此地を焼料に充給へ今は荒川経蔵是なり又此地にも
大伽藍を営み給へり後世を営み給ひしと
ぞ女院　帝の遠縁に坐して浅からぬ御髮
落させ給へ　帝遠紹して浅からぬ御面の武士七十人
の門奥近仕なりしとの呂を召具して思びて山荘
園を寄せ給ひ修禅寺地城源樹くに常に言
聖山を造れり給へり時に樹の枝をもて例の小山に
堂を造せ給ひ雲井小八幡宮の大塔をも建て給ひ尼
ご菊の伽藍に善提の御願を祈念に御しくるかて永慶
元年十一月廿三日御年四十に成給ひしが
御遺詠にもて玉骨を海浪の時通ふ前よりけてる和山

に納め仏縁を根来寺に奉納し給へり荘中の民も山
ごもを作くりて寺田といふ事に槻樹を植く御墓の形
をかぶし女院の冥福を勤めいそむ多くふん
明暦の比由良奥国寺村領地尼院を奪ひ領
に里人ホ地ひ出しれ乞の領内に悪う成ふて悪徒
を率ひ来り遂に出を結ちくさも厳しく堂舎を焼
らん焼くひ人の夜近付るハ女院に仕せ時に
是此地に住て誓書れ旨をもち年月を送りしハ
其苗裔に到るまでも御碑前の四面に禅僧ふが乱逆
を歎き哀ひかさりし此庵を結び修行たると号し
今も寺家より支配ひよく無例城寺るとつべし彼名称
の安楽院よりも女院の遠忌ハ必山寺に来て通
修し御墓所に率塔婆を建る例に尼が国の名元し

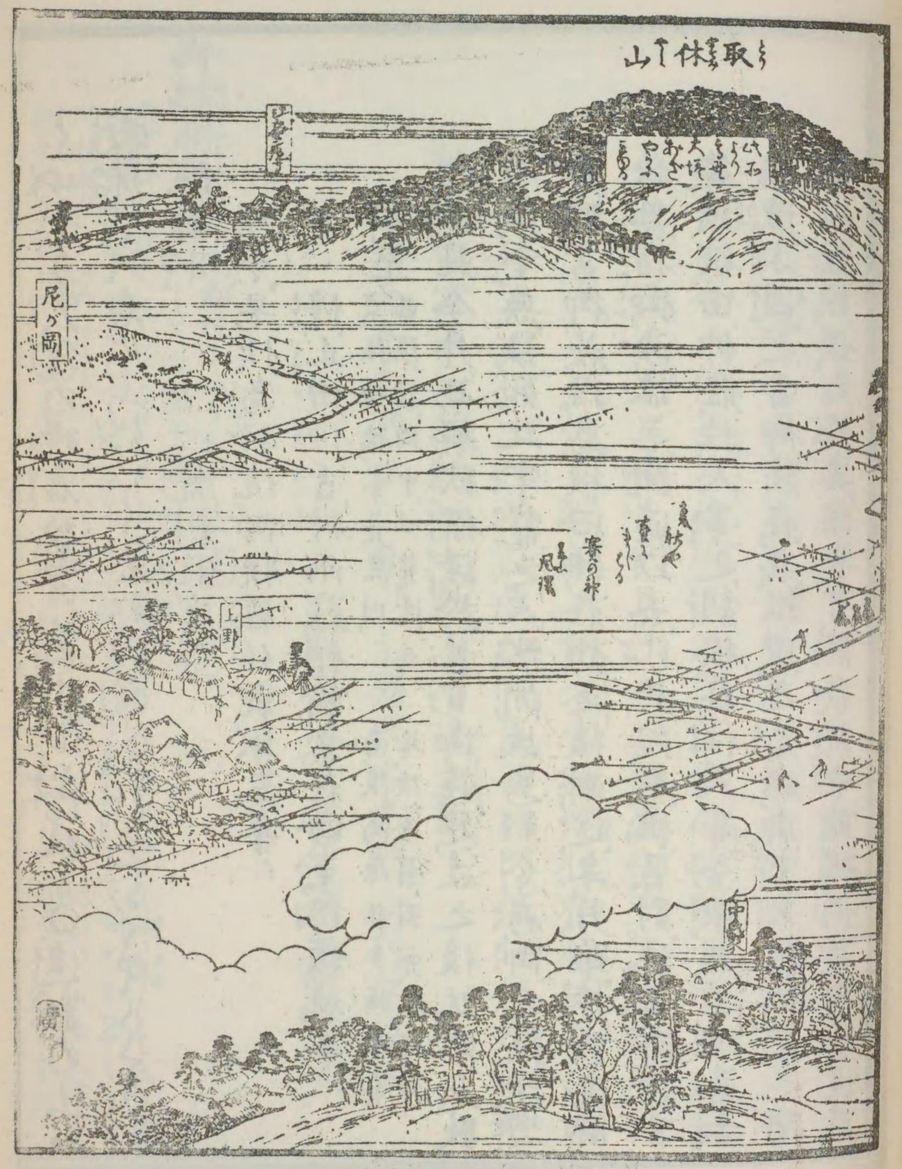
休取山
尼ヶ岡
上野
中堂

調月大年社上野
首塚
調月
大年

く四季の大塔の礎石八國の芝生も露ひる逸物の山ハ
取術られ名のみ仏へ玉松の華も枯色ものすさまじ

院廳下　荒川莊官等

可令早任鳥羽院御使盛弘長承三年
停止田仲吉仲兩莊相論當莊四至內領地事
四至　東限檜橋峯并黑川　南限高原并多須木峯
西限尼岡中心并透谷　北限牛景淵并紀陀淵
右彼莊今月日解狀併謹於舊貫御莊建立之後既雖及數
十年全無致如此牢籠之人然間故鳥羽令崩御之後即恣
押取當御莊內爲彼田仲莊領之後漸送年月雖捧數度解
狀無指御沙汰之間適以去比於院廳被召對決當御莊官
等與彼田仲莊住人等之刻彼莊住人等全依無其理卷舌
無陳方因之當御莊存無限理之處廳御下文未成下之間
尚以被掠領之條其理豈可然哉就中雖被倒諸國新立莊

園於白河鳥羽兩院廳御下文之所者訴訟之時領家注子
細可經奏聞之由宣旨有限然者何乍見彼綸言猥爲田仲
莊預內舍人仲清忝被倒美福門院御領乎殊可垂御還迹
者也望請鴻恩且依先例且任鳥羽院廳御下文速被成下
廳御下文永令停止彼莊異論者當莊堺任御使盛弘注文
四至停止田仲吉仲兩莊異論可爲美福門院領狀所仰如
件莊官宜承知依件行之敢不可違失故下

平治元年五月廿八日　主典代右衛門少尉安倍　判
別當內大臣兼左近衛大將藤原　判

以下連署今略ス

御船明神社　御四村ニ坐中比氏祭
例祭　正月十一日　二月三日　九月十一日　御船駐ハ
神輿ヲ舁テ巡行ス　村内ヲ巡行ス
撫社二　丹生高野　本地堂　本社の右ニ坐ス　文殊菩薩ヲ安ス　御影堂　弘法大師ノ像ヲ安ス

御船祭

神樂所　本社の左　舞堂　本社の前　廳　本社の右　神庫　本社の傍　鐘撞　神庫の傍
州國分八幡宮大工重吉文明九暦丁酉十二月一日願主社僧等と　鳥居　本社と
中門　本社の前　御湯釜　銘に安樂川莊三船之宮明應五天五月三日とあり　一丁許
一年甲戌九月吉日□□敬白　○神寶　太刀　二振
三代實錄　清和帝貞觀三年七月二日甲戌授紀伊國正六位上御船
神從五位下
當社は本國神名帳に載る鎮坐既久遠なり天正年
間憲其上人再建の棟札に本社は御船明神と記す古右
文社は日城大小神祇并小本國諸神祇の社と記せり近年
祝をるべきものなりて當社の紀神を本玉屋船命とし其は
地名の安樂川を以て藤番の移語なり古語拾遺にたゝえ
と伝御本藤番といふより後世偽造の神書なり固より
ていひ出をなかりし紀まぎれは名草郡文郷乃地と

て當郡にてなるべきなり紀川の名號に紀紀に見えもてい
なかるべし何ぞ藤番の祝とぞせん其故乃偽なること知るべ
し按に是大神宮儀式帳に御船神社一處稱大神乃御蔭
川神形無倭姫内親王代定祝といふなるべし當社もも
神靈を遷し祀るなら地名を名川とひ社を御船といい
ふ源なる由緒あるべきなれども古伝絶て考へべき
よりなれを恨とす

友渕越　市場村より渕瀬を渡り越
渕谷へ出るなる聖街道なり

祕文誌　同村より友渕一筋なる街
道なれば右乃方教ずとあり

柘榴川　黑川谷より安樂川莊に走り清泉巖に觸て
く湖瓶二股の瀑布なり瓶滝乃例義にして辨財天乃
小祠を安置に昔雪柔に祕文を學べしなり号くるぞ深
布の巴亀懷黑刎五尺を一を摩風嵩と

夏日遊祕文瀑布　木村晴孝

屏風巖上風鑾暑奇石矮松圍碧泓日夜淙淙溪水響
訝聞時唱祕文聲

安樂山遍照院興山寺　上野村にあり　本尊不動尊　考附慈其上人の木像を安し上人自作にて容貌生るが如し

○什寶　茶壺　四うこ尺六寸豊後国より慈其上人に給はりたるなり

水瓶　八角の瓦器なり形上人祕花乃瓶図のごとし　金剛盤　大佛開眼師宗右上人より給はる銘あり　釜　形器乃ごとし銘あり今器に

瓦器　形器乃ごとし銘あり今器に

古

當寺に慈其上人の弟子二位公賢業乃開基なり賢業乃上人茶毘を嗜む故を以て上人茶毘教授を與へしかん

水瓶　底銘　文祿五年霜月吉日　三郎左ヱ門作

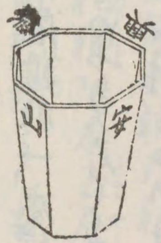

高サ一尺一寸五歩
口巾一尺二寸七歩
四字大サ三寸

最初ヶ峯城跡　新田村より西ふの方ヶ谷十三丁頂平らにして周囲三丁許り石一ツ城ヶ石の傍に有り　城の道　峯の東南より毎年七月十四日に聖村の人来りて祭りのはらうの句ひやり

討死乃人数帯よりの人のもりみるもの覚合戦　眠洞

龍門山　絶頂に岳茶池あり　仙人の石搦といふものあり　傍ふ

那中第一の険嶺にして上碧落を摩し下曠壑を壓して
百峯其膝下に連なりて仏くバ者ゑ蓮花丈人を掉さ清が
如し府より見れば富岳に似たり或ハ
紀州富士といふ諸国より来山の湊に来泊するものかる
らび海上より九標的に成し水腹に勝上村より村より
登ること半里余巔に到りて四望すること三里許り海眺
因に記す劉文翼名ハ維鈴宮衛氏にして漢武帝の後裔なり故あるそれ山れ下ふ
給ふ国で竜門と号し後東郡に遷る唯を以て教授し村に服南郭行文と
ゝ給ふに竜門名を以て長編あり清閑のあるを以ふ稿し

哀王孫

對酒纖心憂醉臥胡姬樓腰挾劒猴之長鋏身被鸞鵷
之弊裘傍有美髯少年子撫枕喚起請交游願勸一杯

結然諾起坐不辭共獻酬少年殷勤問名姓相君貌得
非名流欲對呻吟不能言長跪數謝不堪論請君劍舞
我擊節賤子開口緩憤魂憶昔東漢綱紀頹董賊跋扈
崩風雷枉害善良鋤雄俊克復難施股肱才刼主遷都
逾僭侈弄權殺人如穫薙廢立萬乘勢回天剪屠龍種
無了遺赫赫兩漢帝王州城闕爲墟傾宗祀密謀斃賊
纔解顏那識蕭墻姦雄起振蕩四海據要津神威遂歸
傳國璽王孫狼狽泣路衢海内無所投微軀跼蹐沒槎
海東國海東之國日本都日本天子聖明主仁政養老
且撫孤顧眄帝孫恤播蕩禮遇更與諸臣殊詔賜琵湖
石鹿郡紫綬新綰金虎符何計異域祭宗社東邦世變
空爲古石鹿胄裔亦流離於今爲庶竄草莽龍顔隆凖
赤帝孫城市餬口混屠貼妻孥數嗟飯生塵世人謾指
嘲貧窶感念祖宗獨哀號爲遺悲憤賒濁醪君不見漢
祖斬蛇三尺劍千載威靈口嗷嗷帝王之孫微何在向
人難說卯金刀

古城墟 山のおく腹にあり 城

太平記云

四條中納言隆俊ハ紀伊國の勢三千餘騎を率して紀伊國
高野が峯に陣を取て延文四年四月
二日畠山入道道誓が舍弟尾張守義深を大將として白
旗一揆平一揆諏方彼岸千葉の一族板東が一類なれば是
合三萬餘騎最和が峯へ指向て新田勢則敵陣に相對して
る和佐山名華城にて打て出て三日まで進まず先已が陣を堅
くして後小寄んとする勢にて城樓を搖動する色を
怖んで小宮方は侍大將塩谷伊勢守を兵を引具して高野
が峯を引退く紀門山に我と籠て畠山が孤軍進退窮勢
解由なき色に見えたりければ敵は引たりと何くまでも追
掛て討んとしもして馳向て中軍彼紀門山に陣ハ岩
龍嶺に寄て路半腸を遮り峯ハ松柏深くれば嵐も閑
聲絶えて下に小篠を敷て馬蹄を重てうつ

龍門山合戰

されど爰までハあり合し敵なけれバ勇心をかりて坂中より
でたりける一段平なる所にて馬を休めて息を継んと弓杖に
すがりて太刀を逆に突て少し休らひける所に一枚楯に簀引
付たる野伏ども千余人東西の尾崎に立渡りて雨の降が如
く矢を射る三万余騎の兵ども続きける者ども皆の子打た
る様に押合たる中へ差下て射出す矢なれバ二人ハ射らる程も
どもなくしハ更に返して強敵あらんとすれバ岩石前に差
覆ひて越べき便もなし開く敵と合んとすれバ南北
ハ皆深く絶えて構へてハ道もなし如何せんと背をくゞ
めて引やらず引もやらずとある所に　中畧　塩谷伊勢守
と名乗りて真先に進めど野上山東貴志山本恩地牡川
志宇津荒乃兵ども二千余騎大山も崩るゝ雷の落るが
如く喚叫で掛りければ敵を追乃かられ更く引く地付る

る兵どもあれでなじかハ一足もあるべきと手負を助んとも
せば親子の討るゝをも顧ず馬物具を脱捨てさしも険
き篠原我まくるこそなくころぶともなく二十余町逃る
事ける塩谷を始め小旗く長追して馬に矢三筋立ち続よ
りく二所突きれで馬の足立かねて遠巡なる処より走逃さ
まふ勝び者きバ塩谷もあまた許下に投られバ落付より
して目くれ東西に迷ひ立まよひしける所を踏出る
敵簇りに多く寄てより武具を内冑を散々にてみ
されで従く味方ハあまし塩谷遂に討れにけり時許の
合戦に生虜六十七人討れしその二百七十三人とぞ聞えし
中畧　同年十月十一日畠山式部大輔今川伊豫守細河左近将
監土岐宮内少輔小原備中守佐々木山内判官芳賀伊賀守
土岐桔梗一揆佐々木黄旗一揆都合千余七千余騎にて紀伊

遠くそ向へれ（中略）去程に四條中納言隆俊卿を大将
かしらとして同えしうべき者の陣しをや戦上手場に進てや
掛合をると評議あり（湯川）宮内少輔して後ふ
議を挙無野源より寄しも披露し舟を揃へて田舎よ
りぐれとなえれど此陣かくてはあるべしと東
ど坂を上りけるに大手の一乃城戸を堅めうけ
る城智隆人よ城く芳賀伊賀守ぐ方へ先うう者ども
でぶに猛き清堂うてて又義をすすめられ今又城智ふ
力を付れうどいかしも澤うべき統門乃藤へ打寄ると
均しく楯をも突く矢の一をも射ぞ抜連く責ふりる
程ぶ引しの兵とまえうて息地牲川先志湯浅田舎が尚
山年判官ま時も支えど統門山の陣を落されて阿瀬川
の城（在田郡）へぞ籠りぬ（以條中納言隆俊卿統門山の軍

にうちまけて阿瀬川へ落ぬ）

善通寺（安良川村）

本尊阿弥陀如来

當寺善い龍門庵禪頭寺といひしに應永二年義某の
祖先運勝居士と云人愚中大通禪師を平安より此地に
請じて義ヨト居をしむよりて愚中菴と号し禪師八天龍
寺妻宏國師乃法資法光朝に遊びて祖禪を授受抜よ
帰朝の後名を皇國に聞え將軍義持公師範の礼をなし
其後寛永年中高野源門快專師義に強請して生産
薙髪乃地讃州善通寺なるが為に源を慕ひて禪院寺を
善通寺と改めしとぞ

紫臥山（麻生庄西乃脇村の南に）

山号統しもれけり山に籠るとして篠氏八代地乃著姓なりし年号を掠
ちなむ時寿永年中の株簡を得たりと

うべ志うえ八軍小敵味方の中ぐ戦ふうくしく紫臥山　褶衣　黄白

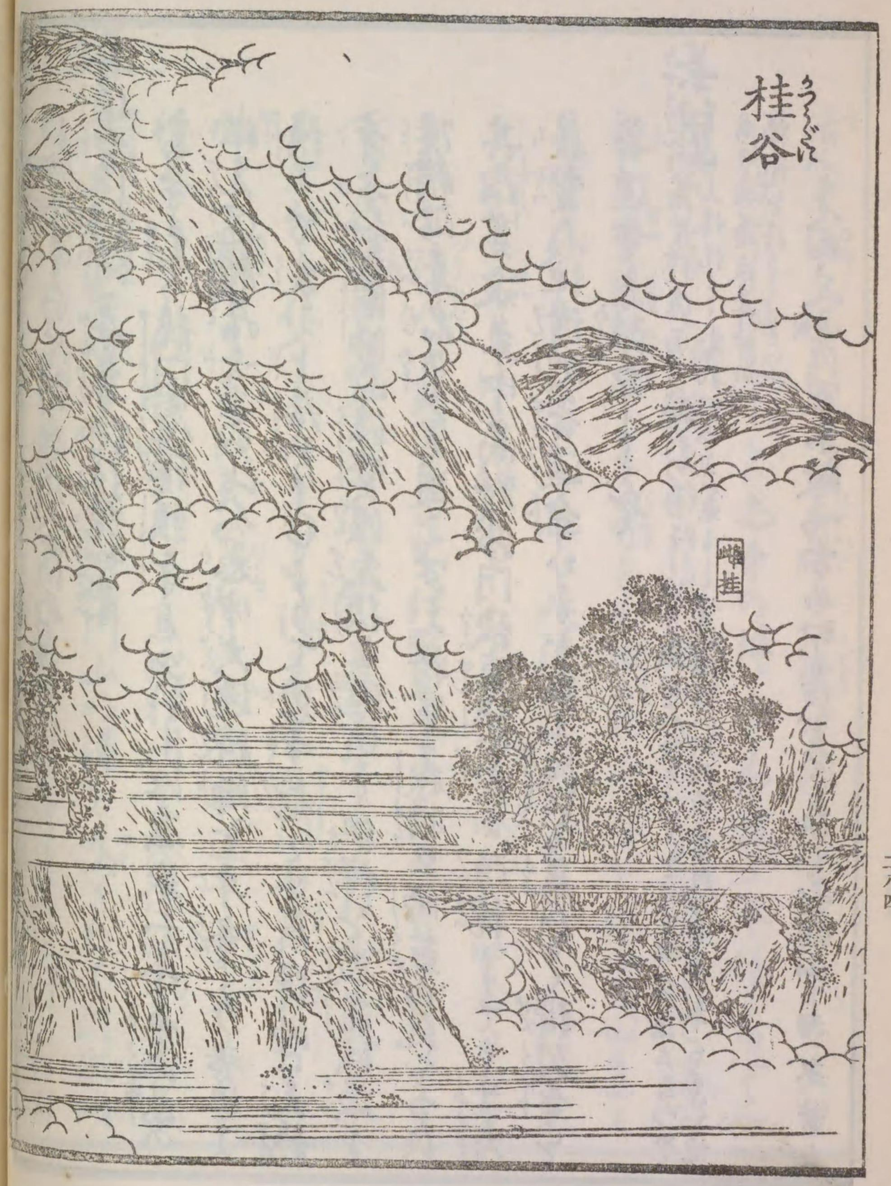
桂谷

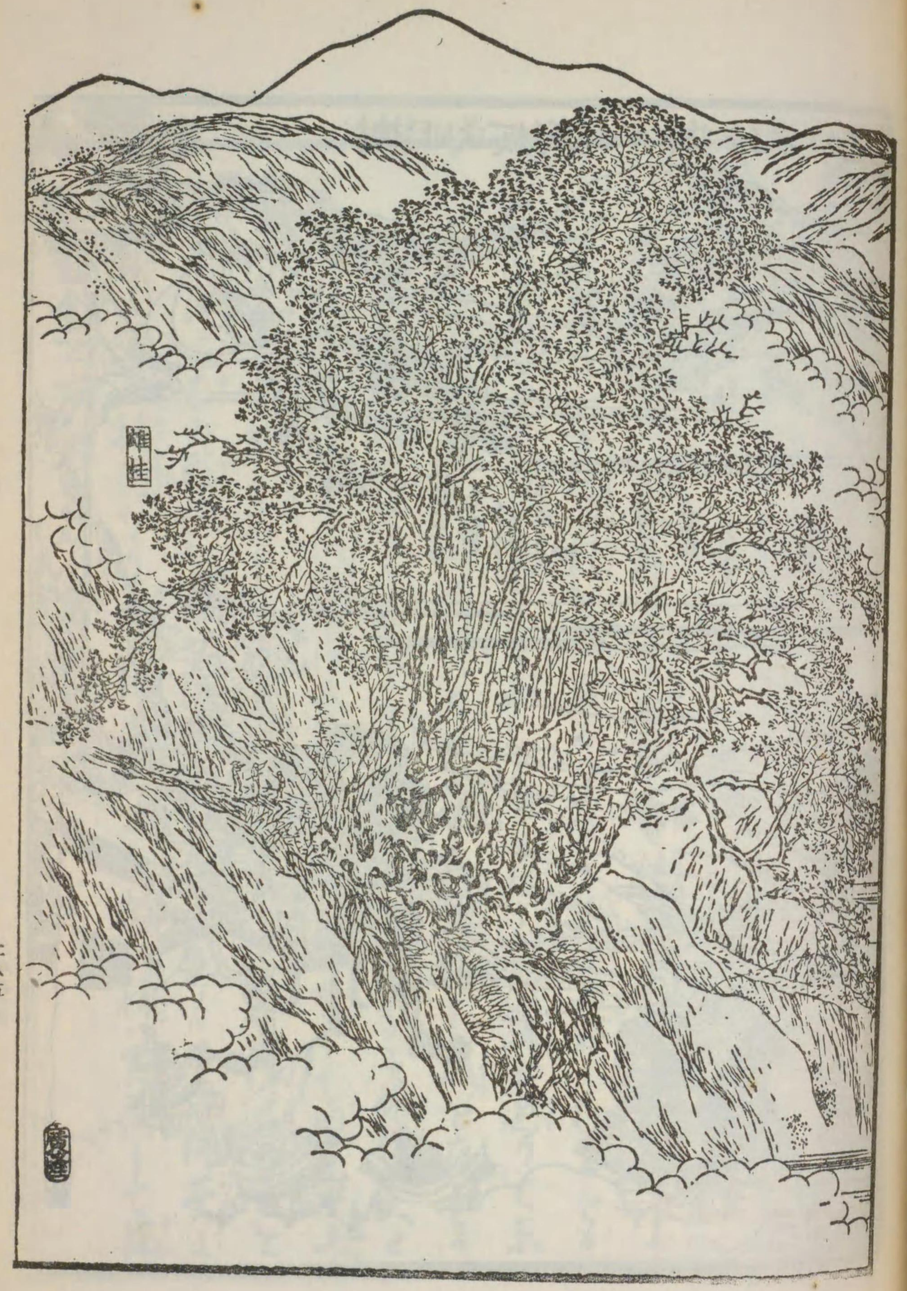

鎌倉谷　同村の傍にあり人家を去る事一丁許安嵐部立ちたる事十丈許新流巖壁許り
許樹林の中を出るとバ丈山石壁平地なり疎樹
平ふして桂谷に通ズ是又同樹なり

桂谷　猪倉谷の東南
一里許りにあり

猪倉谷の危道を経る事百歩して横巖あり巖断續する
事五六町一里許り程を桂谷といふ路は絶頂に到りむとする
事五六町二箇の高木あり西なるを雌桂といひ頂を地にして東
にあり式雄桂といふ雌桂は大幹已に朽ち枝を存する
その根園根廻より纏ると雖一叢數幹よりなる雌桂の大さ
雌桂は一株にして同根十四又幹よりなる合せて園凡十丈
許笠管一抱ふ茅ぶかく天蓋のごとくして時ふ枝呂の雪を
落ス二本の形状を考るに幹は花瓶木に似て葉は蔦葛に
似て　猪園なり裏は緑濃天日を蔽ひ秋は黄葉して濃
蜜金と都ぶやうなりの歌あへるごとし

鎌倉谷東峯見雌雄桂（自註云甲倍日此木無花實）　神易興

天謫雙桂樹居之鎌窟東因憂履花節相對哭金風
百蘖抽丹嶂千枝摩碧空妙姿人自賞莫想月宮中

同しをよめる長歌　諸平

兄の山は妹をし見つゝ妹山も兄をし見つゝ古への神の世ゆ
並びゐて睦まし妹も兄も類ひなく親しみ人も賞
けりとよし鎌倉の谷に立てる雌雄の
樹はしかも生ひたり兄生ひぬ妹の山の峯に
久しく栄えてぞ五百枝刺し千枝刺し栄ゆ並び
立つともしきは見る人の見るごとに見るごとに
あはれと思ひて妹山に棲んとしも月日を過ぐ
の雌かと思ふ兄の山に棲んやも麻呂も

飯盛山（ひもりやま）竜門山の東にあり麻生津村の南に聳へてこゝなる竜門山にひとしく聳ゆる山にて城跡あり建武元年二月北條高時の餘類の残黨を語らひて利あら
ず此は高時の一族此山に城柵を構へ
楠正成勅を奉りて早く攻しといへり

ゆづるまく麻生津をのぞく　首麻呂
いさけく里人の蜂うち起りあり責めし飯盛の山

金剛峯寺宝庫所藏文書

奉寄進　高野山大塔
備後國太田莊山中郷地頭屋敷并田地陸町等事
右當郷地頭職者曩祖康信法師法名善信建久年中以鎌倉右
大將家下文令知行以來數代相傳之所職也爰去建武元
年爲紀州飯盛城凶徒追伐以父信連爲勅使楠木河内
大夫判官正成相共發向之時高野山衆徒殊被抽軍忠之
間信連依感存以別儀遲進當郷地頭職於領家當山大塔
訖但代々墓所并敷地及田地陸町者可爲地頭進止之旨
當山雜掌又被出狀者也雖然爲二親出離生死資連現世
後生件敷地并田地陸町等限永代一圓重所奉寄附于大
塔也至子々孫々更不可致違亂若成妨於子孫者爲不孝

麻生津の渡し
川下
渡上
麻生津

麻生津峠

不仁不可知行資連跡資連又悔返此　狀者

日本六十餘州大小神祇殊當山鎮守丹生大明神之御罰

於資連加身仁可罷蒙候仍爲寄進狀如件

延元貳年十二月廿四日　左兵衛尉三善資連

麻生津郷　紀州名草郡内の郷名なり

九頭社　田右府記に男信孝を以て九頭神八國を神と同じく信孝の天正年中織田右府に敗軍し奥州に奔るの時社殿備を以て神小祠を建て恩賞して神女まうして白樹のめぐみあり牧

麻生津浜　麻生津より紀州の海に出る二十丁

麻生津　麻生津より紀州の海に出る二十丁

○柔湯觀音　麻生津の郷の柔湯を供し閑くこの名あり

志賀谷郷　麻生津浜を経て清水の二村の地を行くこれ

日本書紀云

天武天皇

八年十二月

紀伊國伊刀

郡高安山

其狀如蘭

莖長二丈

蓋二圍

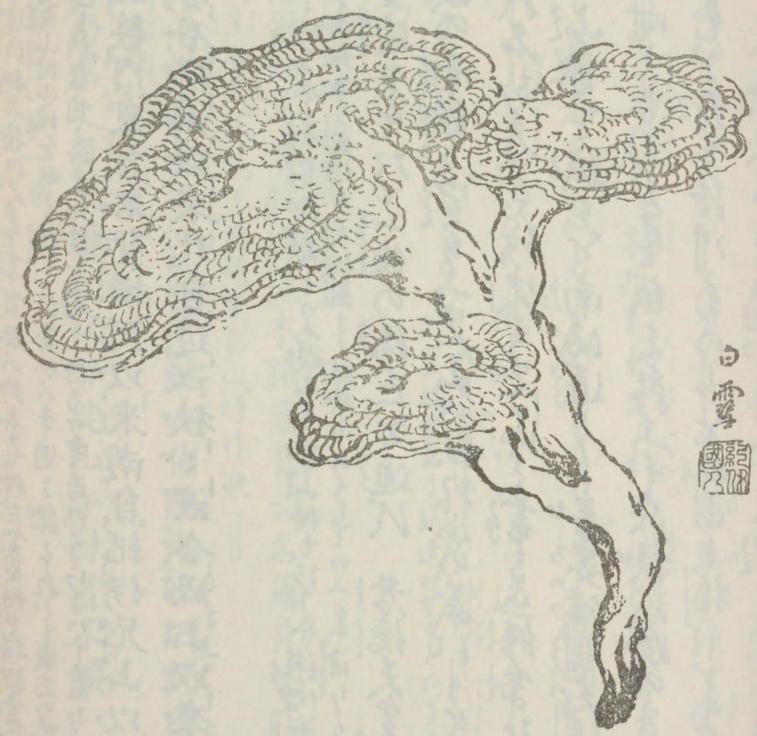

伊都郡東ハ大和國宇智郡西ハ紀國泉南郡北ハ河内國泉郡南ハ有田郡ハ河内國泉郡和泉國泉南郡ニ接シ和名抄ニ云ク常郡ノ郷名五神久美久村ニ摘花菜ノ地アリ

畿内南限當郡ノ西端背山村ノ地ヲ過ク嶺ヲ越シ南郡ハ紀國ニ續ケレドモ畿内ノ地ニ入ラズ

日本書紀云

大化二年凡畿内東自名墾横河以來南自紀伊兄山以來北自近江狭々波合坂山以來爲

兄此旦制西自赤石櫛淵以來

畿内國

妹妹山 妹山ハ淵田村ニ在リ今長者屋敷トシテ妹山ト背山トノ間ニ在リ今代山ト紀川ヲ隔テ相對ス或ハ大和國ニ妹妹山アリ

西山乃陳大ニ迫リテ九ノ一條ノ流ヲ通ベ 聖德天皇紀

して義と邦畿の南限と定ム兄山ハ妹兄山の義にして地形より部名名づくべき歟史に兄山と書るハ僻字なるべしハ此山背を繞りて南海道に至り妻津明光浦なぶ行幸乃時に也もを繞て紀伊妹の義より也形にして見る對を淀川南の山を妹山と稱しうぐ風俗せにより妹妹山お名番くハ小ふ

その世あり〳〵ん此ハ雖る長者といへる富家の者いりりて妹山のかたちなるべうふして風系よれと愛し山上を平らして玉樓を擬く絲竹管絃の遊び絶なりけ生ばいつ〳〵長者屋敷とよびつ〳〵遂に妹山と名づ失い妹山もまた山足ばらり開きて今の官道とせよ

又妹妹山と船倉の山を遊ぶ

長者の名錄るといつ

萬葉一コ 遊勢能山時阿閉皇女御作歌

萬葉一コ 此也是能倭爾四手者我戀流木路爾有云名爾負勢能山

同三 冊比眞人笠麻呂往紀伊國超勢能山時作歌一首

同三 栲領巾乃懸巻欲小妹名乎此勢能山爾懸者奈何將有

同三 春日藏首老郎和歌一首

同三 宜奈倍吾背乃君之負來爾之此勢能山乎妹者不喚

同三 小田事主勢能山歌一首

眞木葉乃之奈布勢能山之奴波受而吾超去者木葉知家牟

妹脊山
拾遺
いもせの
やまや
唐門山
九伏川

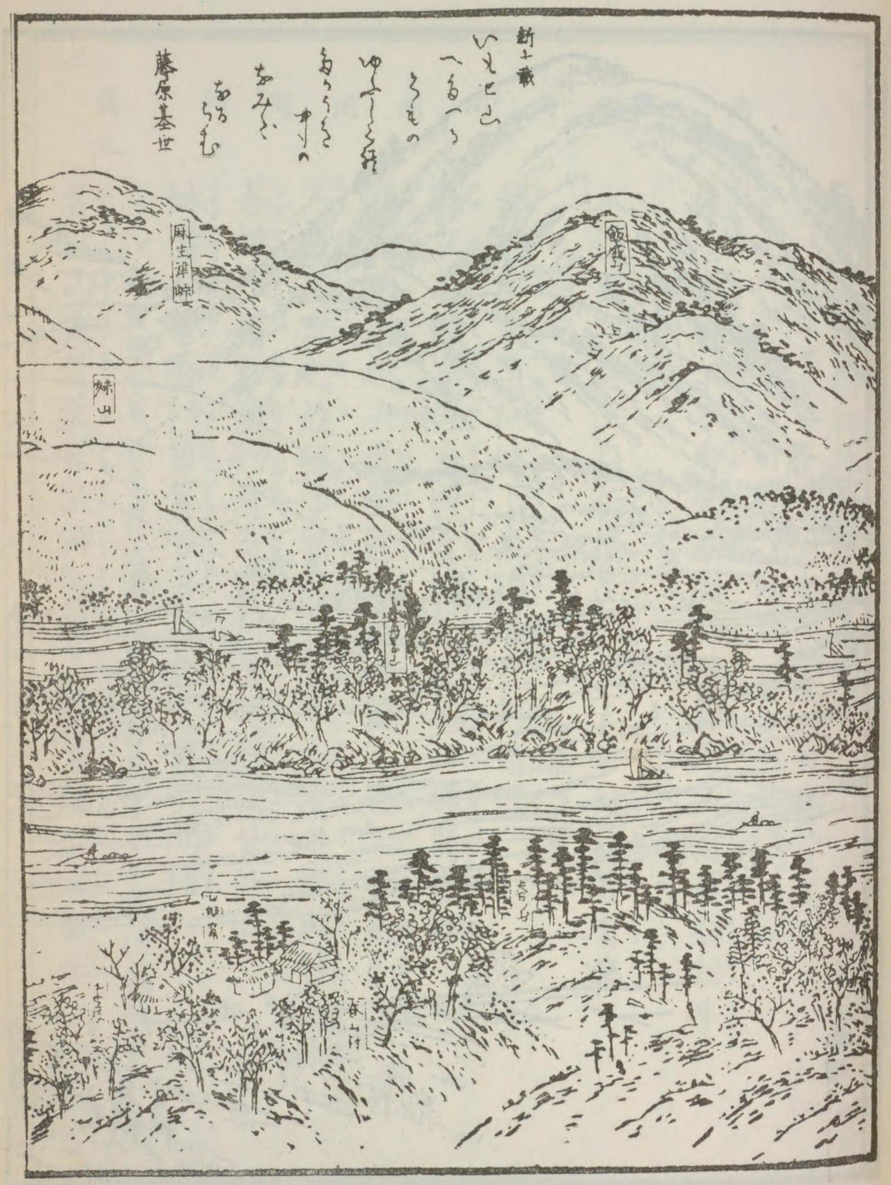
新十載
いもせ山
へるへる
ゆくゆくは
あるらむ
藤原基世
飯盛山
風土津峠
妹山

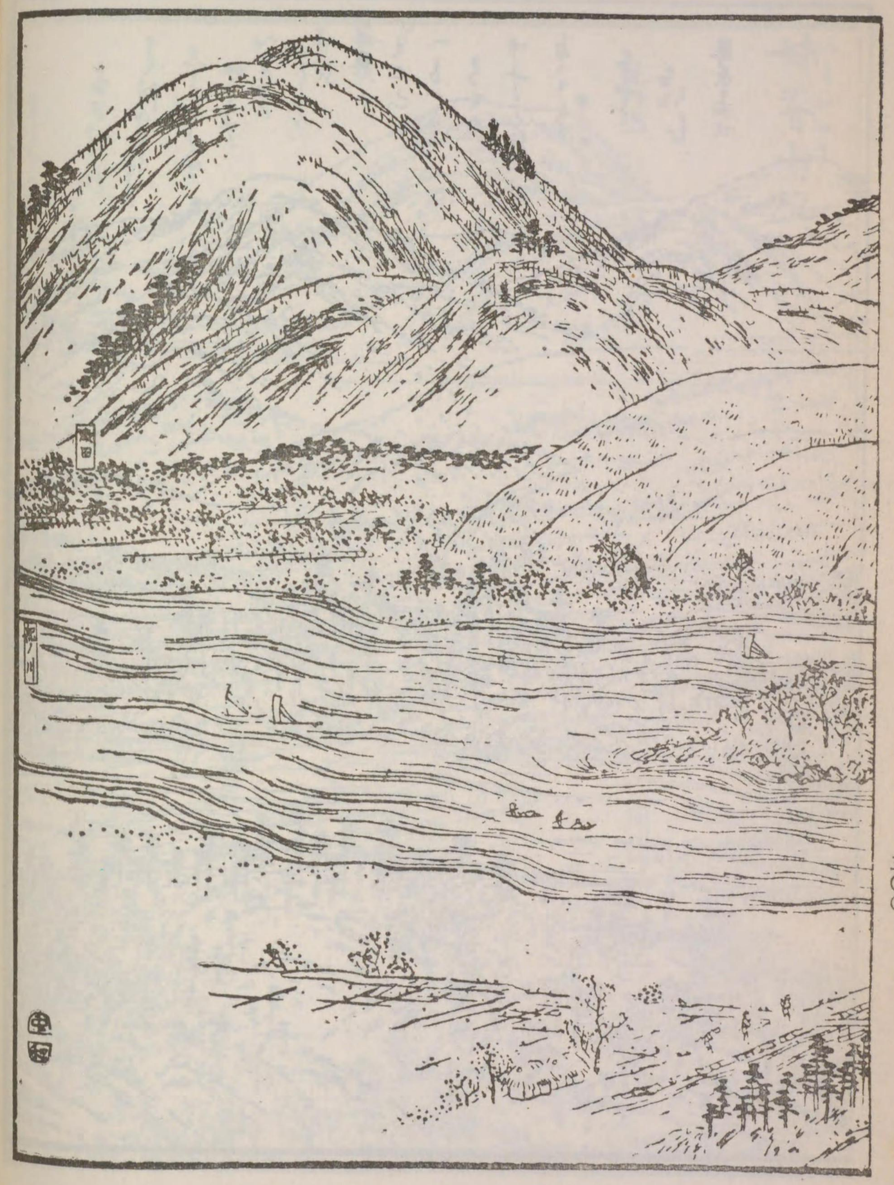

同七　大穴道少御神作妹勢能山見吉

神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時爲贈從駕人所詣娘子笠朝臣金村作歌一首并短歌　柿本人麻呂

後居而戀乍不有者木國乃妹背乃山爾有益物乎

同四

詠山

木道爾社妹山在云櫛上二上山母妹許曾有來

同七

羈旅ノ作　藤原卿

勢能山爾直向妹山事聽屋毛打橋渡

同

麻衣著者夏樫木國之妹背之山二麻蒔吾妹

同

妹爾戀余越去者勢能山之妹爾不戀而有之乏佐

同

人在者母之最愛子曾麻毛吉木川邊之妹與背之山

同

吾妹子爾吾戀行者乏雲竝居鴨妹與背能山

同

妹當今曾吾行目耳谷吾耳見乞事不問侶

同九

大寶元年辛丑十月太上天皇大行天皇幸于紀伊國時歌

勢能山爾黃葉常敎神岳之山黃葉者今日散濫

同十三

木國之濱因云鰒珠將拾跡云而妹乃山勢能山越而行之
君何來座跡玉鉾之道爾出立タト乎吾問之可婆タト之
吾爾告良久吾妹兒哉汝待君者奥浪來因白珠邊浪之緣
流白珠求跡曾君之不來益拾登曾公者不來益久有今七
日許早有者今二日許將有等曾君者聞之二二勿戀吾妹

古今 五首 今昔

古今

ちぐれくハ妹背れ山の中にあるせの川もとよりやせ川

後撰

ちぐれいとせの山れ中にあるせの川もとよりやせ川 よみ人しらず

金葉

妹背山峯の白雲やそなたにもなれ 同

新勅

あるとみるうたゝれる絶るとも妹背山 公實

新續古

いとせ川妹山妹山の中を流れ 同の名 中納言國信

妹背川

続後撰

いとせ川妹背山中なる川のふかきたに 藤原雅永

續古今

あれるとこの瀬の川はなれぬるせ川 参議 基

玉葉

妹背川昔ゆくすえの水の人の心の秋はこゝ 尚侍藤原滿子

新千載

妹背川ゆくすえの水の人の心の秋はこゝ 清輔

新後拾遺

春くれやてあれ中にあるせの川もれ 攝政大政大臣

類題六高野紀記

十七日 壬午 天晴 辰刻供御膳所之饗饌了令立宿給之間

國司艤華船於河邊令候氣色殊有許容急以移御美解錦
纜而漸櫂妹山妹山之紅葉浮沈卷珠簾而閑望斜岸遠岸
之青苔展茵或有碧潭之湛〻或有白沙之漠〻奇巖怪石
繞之參差古松老杉亦以雜插凡毎所无不驚眼毎物莫不
發興其西不經幾程甃之止御船

狭衣物語

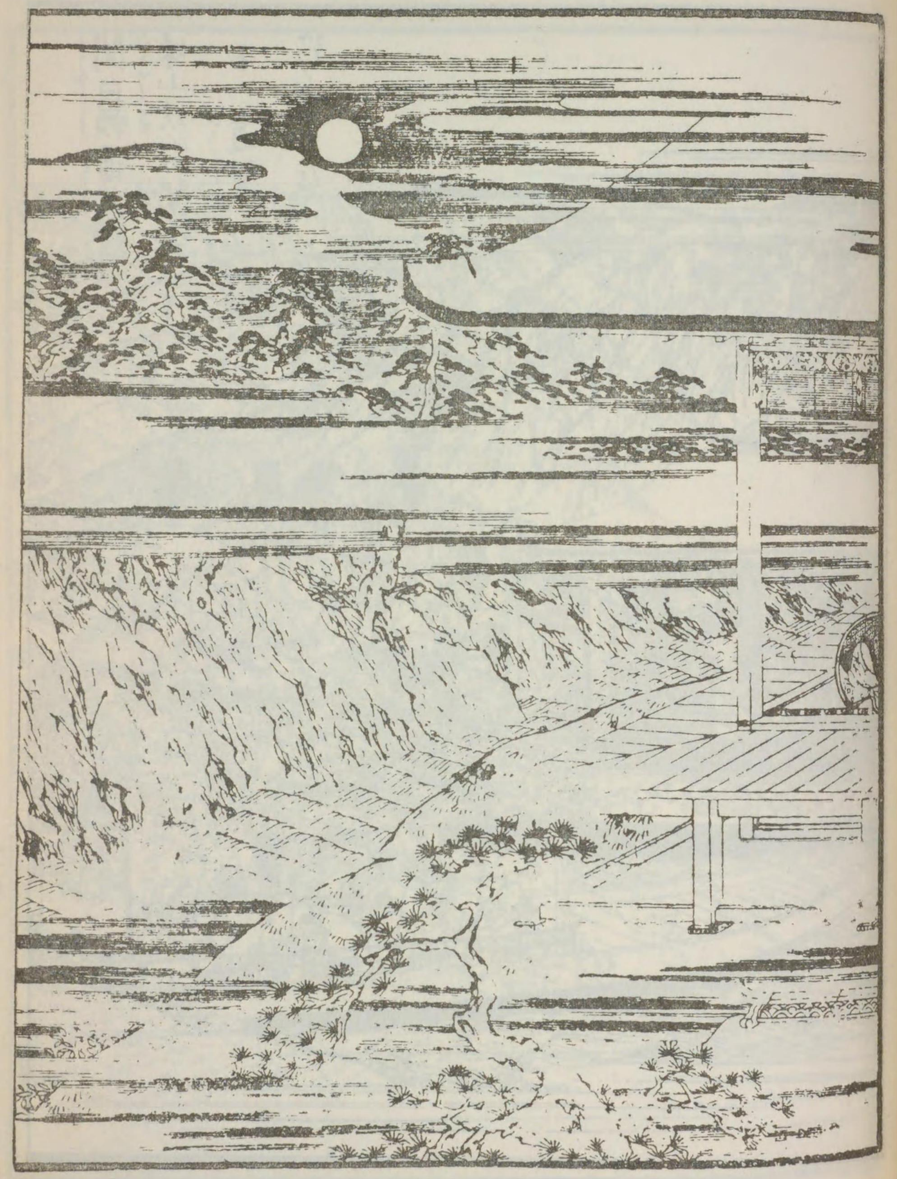

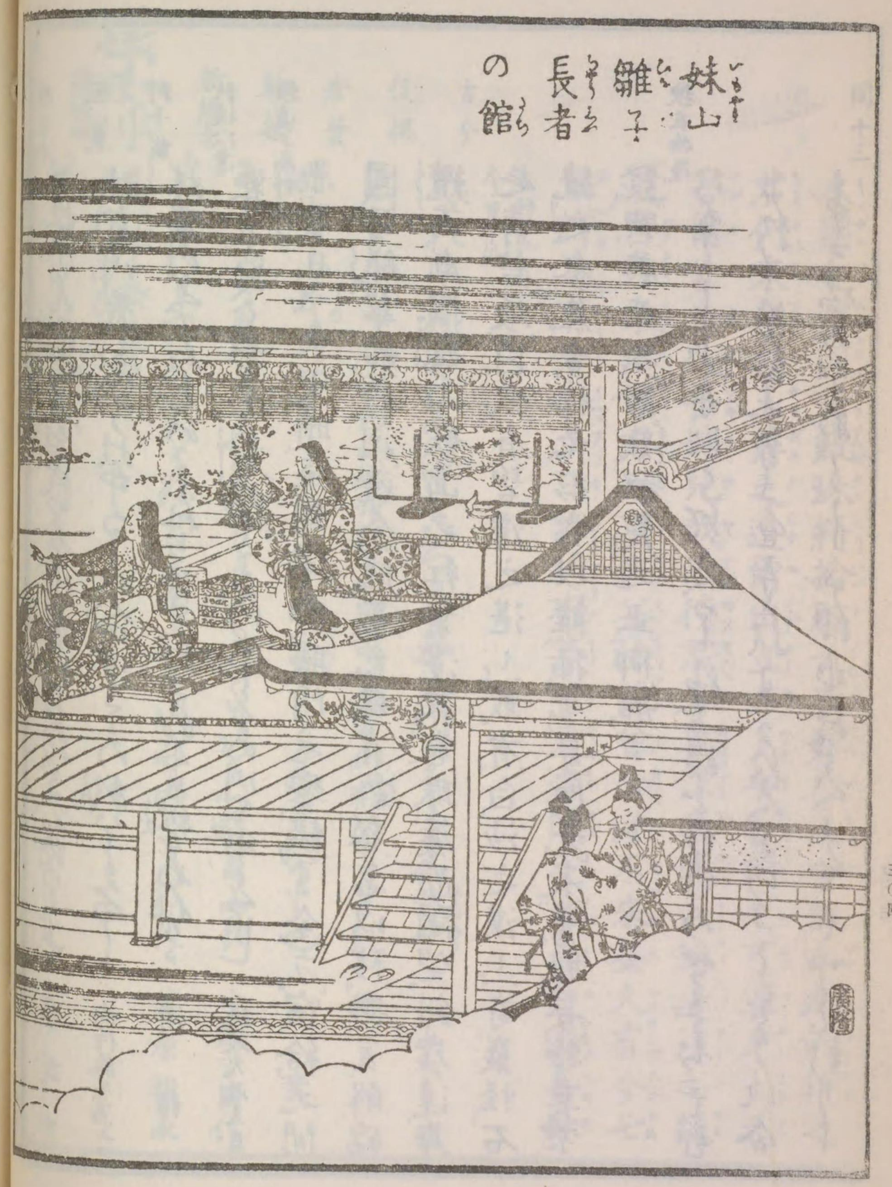
妹山
雛子
長者
の
館

関白頼通公
妹山妹山の間
もく遊覧

[illegible]

江吏部集

妹嬬山下ト居　　大江匡衡

一従山脚ト林泉塵事無侵正澹然蘿帳月前開鏡匣松窻風底撫琴絃陽臺曉夢雲相似女几春心水自傳

萬歲藤爲隨手杖攜來乘興弄潺湲

本朝無題詩集

魁秋高野山言志　本集七言律　今撰要句　　藤原敦光

幽林路窄攀紅葉絕澗梯危滑翠苔妖艶妹山纖黛遠

老衰祖木厚皮摧自註云野山之傍有一山号妹山

船岳山　妹山の中間入川の中ほどより京右通れ色より船岳山と妹山の中ほどに松樹多く寄羽ちて

袖中抄云題略云せ妹山と紀伊國ほとり吉野川を隔て妹の山背の山とそふりの河瀬をそ中に男を隔てけりけひ妹もちてせの山乃方近く流れ吉野川をば隔てあり世のかのいもとせうとそれ二つ山の中に小山あり是をいふせ山といふ

粉河八景の詞書云　以説俗説ほとりとくも古紀傳説をべし

陽ノ妹山陽ノ脊山ノ南ノ方ノ間ノ谷ノ名ノ

西ノ方ノ紅葉千年乃松老ノ枝さしかはりて又妹背中流れて川中ふかく岩山ノ方紅葉ノ如ノ

岡山ノ方ノ蕃杜枝葉ノ葛藤蔓延して深淵を穢ノ

頂ニ鞭射天を鎮ド脊山ニ七八幡を安ル脊山村ヨリ千
里橋といふ所あり妹山の麓を志冨田村ヨリ緩起ニ往
昔此村乃信女家を運びく観音堂を設え建し事あ
り南小山繰ヘて城冑ニ比しつべし松風颯々として天鳴
渕乃岩ヲ せらるゝ川音高く碧潭の藍よりも青紅小
秋の紅葉月ニやうふ新を添ふ あれさいとあり
萩原古驛 今萩原村と云 西ノ山馬宿 延喜式云
紀伊國驛馬 萩原 八匹
日本後紀云 弘仁二年四月廢紀伊國萩原名草賀太三驛以不要也
同三年四月廢紀伊國名草驛更置萩原驛云云
寶来山大明神社 伝云 寶来村ニ ヨリ加賀田神中の社殿
○神寶 鉄弓 二張 ちから刀 一振 銘 賀勢田荘日本大一大福田宝来山
大明神天正八年八月上旬國次作
神像 一幅 文覺像 古画カラ 賛墨画
○鳥居 額長二尺五寸横一尺五寸書神明神ノ

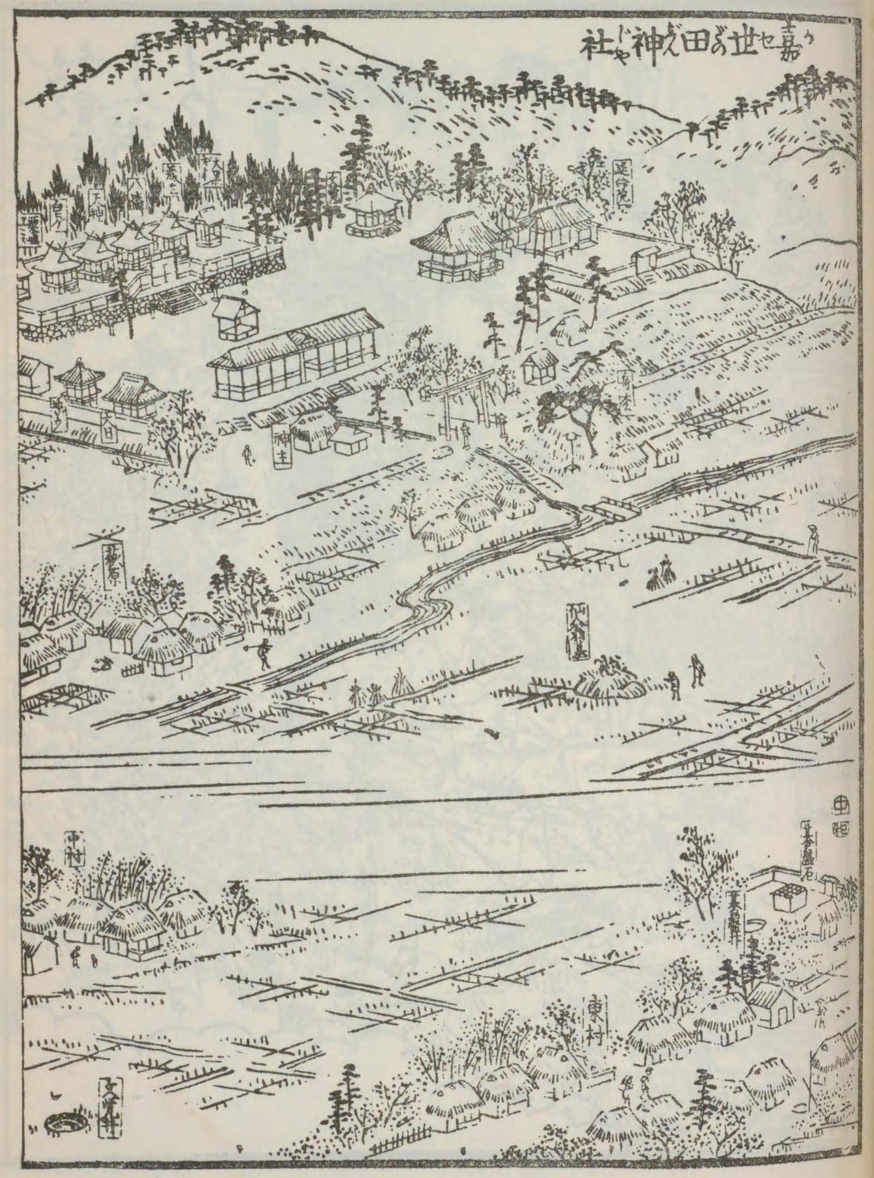

文覺上人加勢田庄堰を造る圖

當社ハ夷賊降伏の神ふ神りく海外乃地より七珍百宝と
本朝ゑ貢をる海路を守護し給ふ靈神なれど宝来山
くハ移くまつるゝや一統ゑハ宝来ハ蓬萊乃嶋文言ゆ
ゞしき秦の徐福ぐ扱事にゝつゝ本國熊野岳地を蓬
萊ともいくること世ゑ初る所なり當社を即熊野三社權現
を紀ゑ又此地ゑ仙人羽といゝ人もいつゝ名蓬萊の名
あるゝんとゝつゝ程遠く此考あれども今詳ゝかゝ性
壽永の比ゝゑ扱ゝつゝ　後白河上皇この地を山城國高
雄山神護寺ゑ領ゑ寄施し給ひ給ひ給ひ文覺上
人志願あって熊野高野ゑ指せられる序ゑ此領地ゑ湯と
爲ゝれしゝ扨ゝ特ゑ當社の再建成し給ひ神文寺成遂
ゝ仏門の擬後ゝ治ゑ此地水漆迄ゝ作毛の旱
撥ゝ衛ゝ古民乃患ゝ治ゝ　ゝ文覺上人

四ゞ〜てとゝ四ひゝて〜ゝ先此地を巡見を終て少ゝ尚
ゝ〜葛城乃連峯秀出し渓泉澄ゝ如ゝるゝゝ上人
例の豪邁なゑバ則古民を指揮して巨巖を切ゝ鑿ち溝洫
を作ゝ〜ゝ先日野ゝ〜して切ゝ領内の田地飽まで水と浸
ゞゝを潤ゝ此ゑ至ゝ里人大ゝ上人ゑ知器を感し表
ゞゝ限ゝ恩ゝ〜ゝ毎年七月廿二日ゑ宝祭恩乃爲
ゝて郷中の寺僧を請ゞ當社ゑ於ゝ法華會を修し天
正の頃ゝ高野の領を没收ゝ〜ゝ法會絶ゝ
急ゝ野ゝ後大永年間加勢田仙人羽是者と以豪富
ゝ者ありて大ゝ當社を崇敬して同五年宗ゝ　後柏
原帝の震筆ゑ額を給ゝ今ゝ廣厳の名居ゝて
神威乃盛ゝ成表せり額面の文字ハ正一位勲八等日本第
一大福田寶来山大明神と書ゝ世ゝ

文覺堰 同村領山の内なり 永年中文覺上人

仙人翁是古墓 東村古乃の例し小さき塚の形にて数多あり 同五六町ばかり西に二ヶあれども慶盛ばかりの墓歟 村中にあり 是古が

○碁盤石 同村人家庭中にあり 是古碁を打しと云伝へ寺有

翁ハ此地乃富豪にて大永年間高野山福藏院今巴陵院を後見せり 後柏原院の三宮青蓮院宮出山し給ひて志ゝらく其院に御滞留せり翁忠やう小付人を乳母に叡聞に達し綸旨を賜ゝりて寺領安堵乃僧侶の代官となり文中小紀ノ国乃僧侶の代官となり免さるゝ国ゝを孫湯里小農吏なる官位紙兎に成れを其咎を蒙り遂放されし家絶しなり

下綸旨於我國紀州伊都郡

高野山禁裏御宿坊之栗小田原御所坊也并唐船高麗琉球船祈祷寺可任先例候次下山天野御宿

御殿役人参内仙人翁是古也兼又三宮青蓮院有玄子細高野侯山之時是古種ゝ忠節無比類依由門跡一同奏上叡感之餘紀州泉州堺南北僧侶官位之御代官永可傳家者也

大永五年八月廿七日　右大辯

参内仙人翁是古

本書高野山巴陵院ノ藏ル

産物紅花 那賀伊都郡

南州雑詩

麥秋時節闘村家夫往揮鎌婦打枷誰道小姑無個事

又呼女伴擣紅花

賴山陽

大宮四社大明神社 廣口村ノ内郷の産神ふしてたん

十六勢塚 同村ノ

文治乃ころ平家の残党十六人ゝ山中ふ隠ゝ

四郷谷
槙屋

ホリコシ
扁山
七越峠
燈明ノ歎
中
火
金剛滝

燈岳神燈
龍女今何在
神燈名僅殘
晨皇懸嶺掛
猶作昔時看
木村孝
松ノ平
槙屋
燈山
大洞
槙ノ屋ノ滝
中川

く強盗ども武士を遣して捕しむ霊鷲を取て
ふたゝびくゝ待たせ給ふ墻ゆ塚かりといふ其中
を人ぬしのぞきて
寄られ山路の里にまぎれいくゝ国給へぞかなれ
とよみたりとぞ

眠尾 同村の枝郷大杉より今八昔弘法大師あの地に来りて賊が家にて学をもふ給ふ老婆若くして学問あり老婆を大師居眠して休し所なれば眠尾と
又老婆の学をおろかなる所を学問れとい
藏王嶽 同村の西わに連なる峯高く巨石の中に
藏王権現の像自然にいくゝ高く画るがごとし国を花とお称とす
○**経塚山** 平村の中にあり樹木茂り高く○**宿山** 七郷の東にあり樹木茂り高く城
城崎中村にあり山頂に塚八大流の石
○**三国峠** 宿山の東にあり山頂に塚八大流の石
神方八絶州の地にして三国の堺にて山上の眺を忘れ住し
槙尾道 宿山と三国峠の間にあり平村を経て三国の堺に出て山上の眺を忘れ住し
宝寺川に流れ平村より河内国槙尾寺へ通ずる
宝浦より泉州へ越る乃ち
あり加ふ七郷峠と号れもう又鬼城
燈明嶽 加郷村にあり高く城郭山頂上樹木
茂り中ゆ高く城郭を築て乃ち孫児の形勢知るべし

蓮の中に彼の者れ
小祠あり山門乃ち所なり
定福寺 平村の枝郷 **平尊** **平尊十一面観音** 仏像 假基
久保にあり 堂を世ふ義者と又記
工の遠つ所とゆ伝へ 形普通の尊
行ちくれ宮ゆ千載以上
文蔵滝 東谷村乃枝郷大窪
の東に在り
源宿山三国山 北下より出
を形雪瀑上下あり
両峰相迫て絶崖
十間許下に西より命く落ち上に東より命く落て其さま
恰百雷の激怒するが如し 水勢激荡して巌谷を震撼し
癩除観音堂 東谷村の枝郷城ヶ原にあり癩除観音と称すべし
近世用ゐて海を渡りの者の名佐野村領乃山
佐夜久乃宮 宮前の名佐野村領乃山
蓮華にあり 又例を掲紀乃諸州より出開帳あり
草田山古城址 大谷村にあり草田氏の城といふ丘乃ごとく方六十間許に石
の傳伝
太坐

同寿屋園雅　同村の屋号なり　宗教に帰し元慶年中高野山五之宗谷高祖院を草創し光明帝を徳を慕ひ天暦年中兵部少輔顕氏
ふ勅して和泉国を賜ひしとなり
の子孫を賜ひしとなり
大神宮　小山村にあり　大義村社選の
指理郷　中古八中筋庄東筋庄西筋庄と三村に分れて今筋庄八郷と田地
の郷なり中西の両村ともに帝和泉国指理元久の文書に指里とある是なり
産物川上酒　郡中造酒家多し郡内中筋庄中筋庄を産出し純中筋庄中筋庄を
○川上縞　郡中の婦人養蚕に出を紫一筋花及び
大抵戸々機工なり

椿の森　西筋庄村にあり此森に木高椿の樹あり
崇龍蹄池　数奇之霊所于時正徳二年士辰八月日三井氏源高重
鏡宿　城谷村の長堂に二十一丁許
昔楠廷尉此地に雲りし方を遠ざけ牧ひ白綱繩を埋
めしとなり山上小宮ひ石城落上人雲象れし石
を九のつまバ西蓋とあづけり此地遠近

諸山眼下にみて楠遠見の壇此名ありし
八幽がはなし　後宿のおし西にあり　城上　紀伊　大和　和泉　河内
天女山地蔵院大日寺　大聖村　八幽園の山麓にあり真言宗
什物亀石　大さ二寸ばかり　亀甲の形　亀文甚鮮　腹下に自然の仏と見
車瀬　大聖村の南名倉川四条川の落合なり　城上皇高野御幸の時大内
西福寺　名倉村にあり真言宗
二〇平十一年三月十五日　光明真言一結衆等
地蔵寺　西福寺に隣る寺内にあり　石地蔵　石地蔵の形基を彫し五人
石地蔵　石地蔵の形基を彫し五人
用ひ　中海村大聖村に納め
書し　左右に大道元年七月吉日
すく
さいり

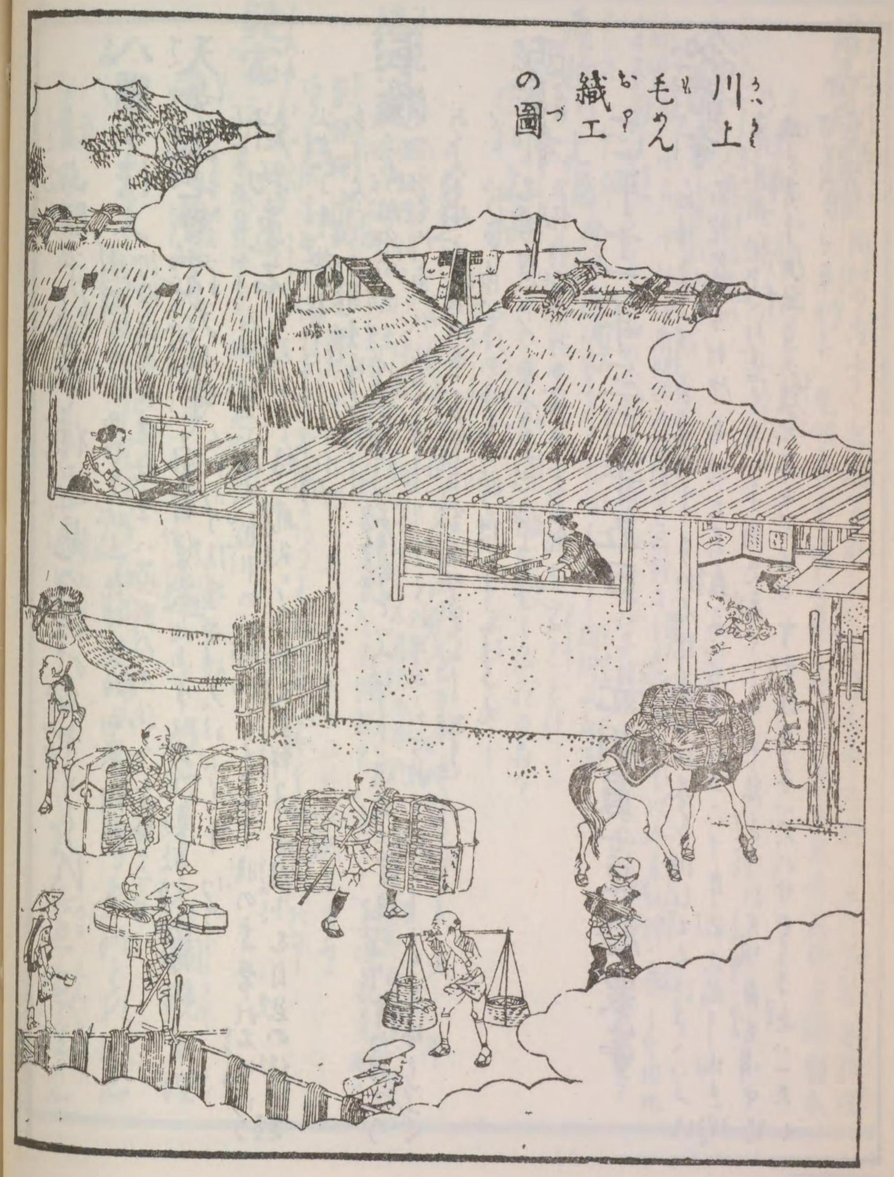
川上
毛ゑ
織工
の圖

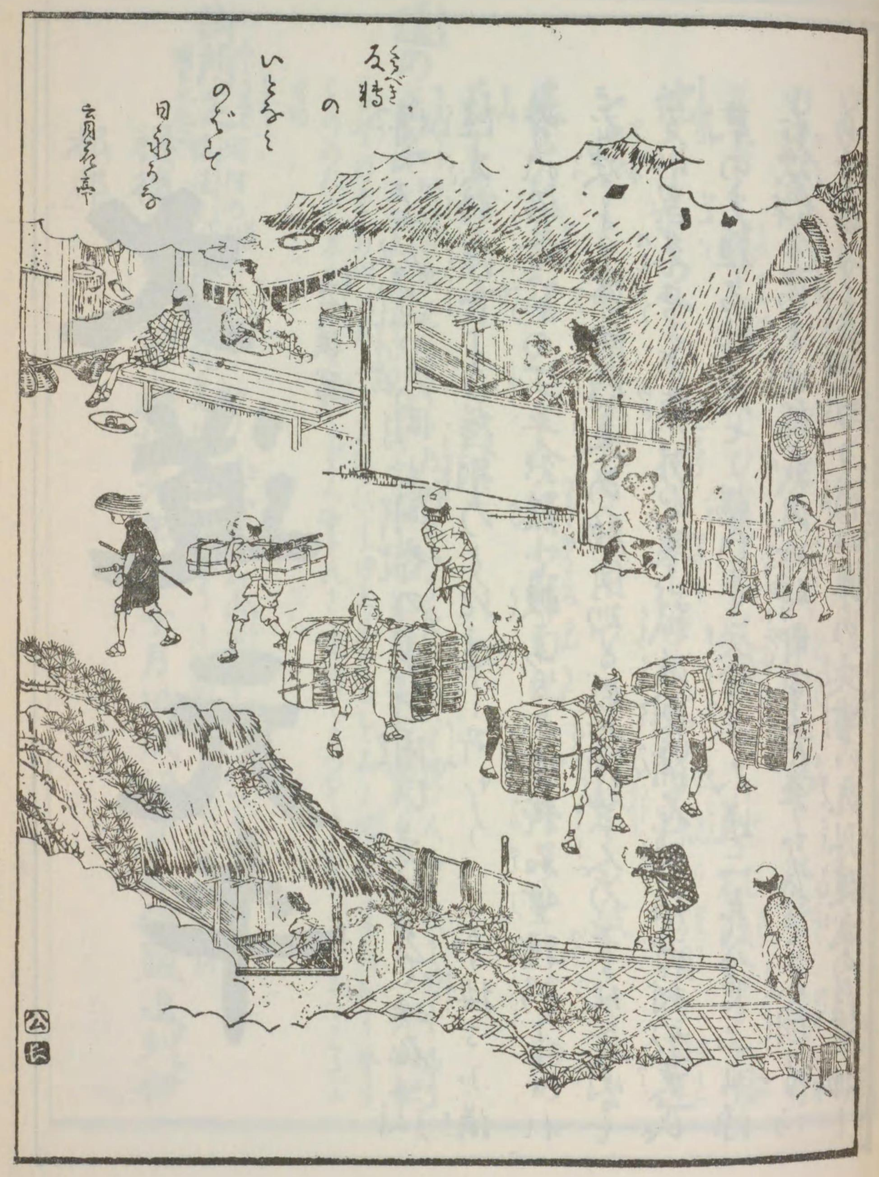
反物
の
いそぎ
のぐち
日もとらる
六月六日

大道元年

右摸寫

傳へいふ大道ハ大同と同音の字を用ひられて此石ハ弘法大師漢土より帰朝のとき建し所なりと今按るに講寺の石燈籠の正面に銘と較らるに字体稍異なり此頃人の筆記を閲るに異年号を載るる中に越後國蒲原郡佐野村の吏民某の先祖石井義七に賜ひし文書に大道二年八月二日源右次某名といふ中に載し此碑即その前年なれば大同なるべきに大道二年の文書ハ元弘建武の後世物と

いふべきにより按るに西朝御和睦の後南朝南北朝の遺民義旗を挙げて兵を起し年間小稜に比叡より達る所あり彼天靖なるべいと年号は類なしんば後醍醐の明魂なるべし南朝に奉仕せし人の子孫なる前朝の微運を憐むべき当時の年号を用ひるを快しとせずして私に建武年号なるべし今紀南紀に此年号を記せるものの存せるを奇といふべし

道の王石 同村の南二丁ばかりの所に長七尺又寸横一尺ばかりの石の表青しとあり乃ち官道にて蓋し後世の人の石上に至誠ひしゆゑ王の字を石に刻みて今氏石と称するものなれど忽疫疾を病しぞ人世をもんくに近ぶくりのぶし国て王のまとそ

御所芝 同村の北二丁ばかりにあり 後醍醐帝の御車を止めらるる地なり或云 續日本紀云 稱德天皇輦を駐め給へる地なりしとかいふ

稱德天皇天平神護元年冬十月甲戌行幸紀伊國進到伊都郡

住吉大明神社　名古曽村にあり　式内　小神社の内小神社　名古曽村の社もあり　本国神名帳に伊都郡官社正五位上天手力雄命
長足魂住吉神とあり

瀧乃井戸　南名古曽村乃瀧五丁ばかりにあり清水
強く湧出す傳へ云ふ菜畑先小堂にあり

小田神社　小田村にあり古の社地歟　式神名帳に小田神社本国神名帳に従五位上小田神社あり

守るとゆとを小田の御神のあとてはなれぬもむ　詠人しらず

ぞゝしのをぶの文を石ちれんくわ　小田牛雄

○小田堰　同村にあり元禄年中大畑才蔵しるす国中第一の堰ふして数万石米田園を潤す

行合坂　或書に本国乃名所にして即神武天皇の射行相乃坂之蹈本爾開乎爲流櫻花乎今見兒毛欲得
万葉集カ

観音寺　神路村にあり真言宗

什物　古寫大般若經六百巻　文治元年歟　元久二年後正中歟　巻あり　巻ごとに二三巻をつゝ書
ちろ書　一説に枝正の人八郎俊答の名あり　氏経歟　南都東大寺にあり
ふ寺　御れと又六百巻全備せるハ寺　彩しるべしまた嘉文二年とあり

第二百一巻跋書模寫

小田神社

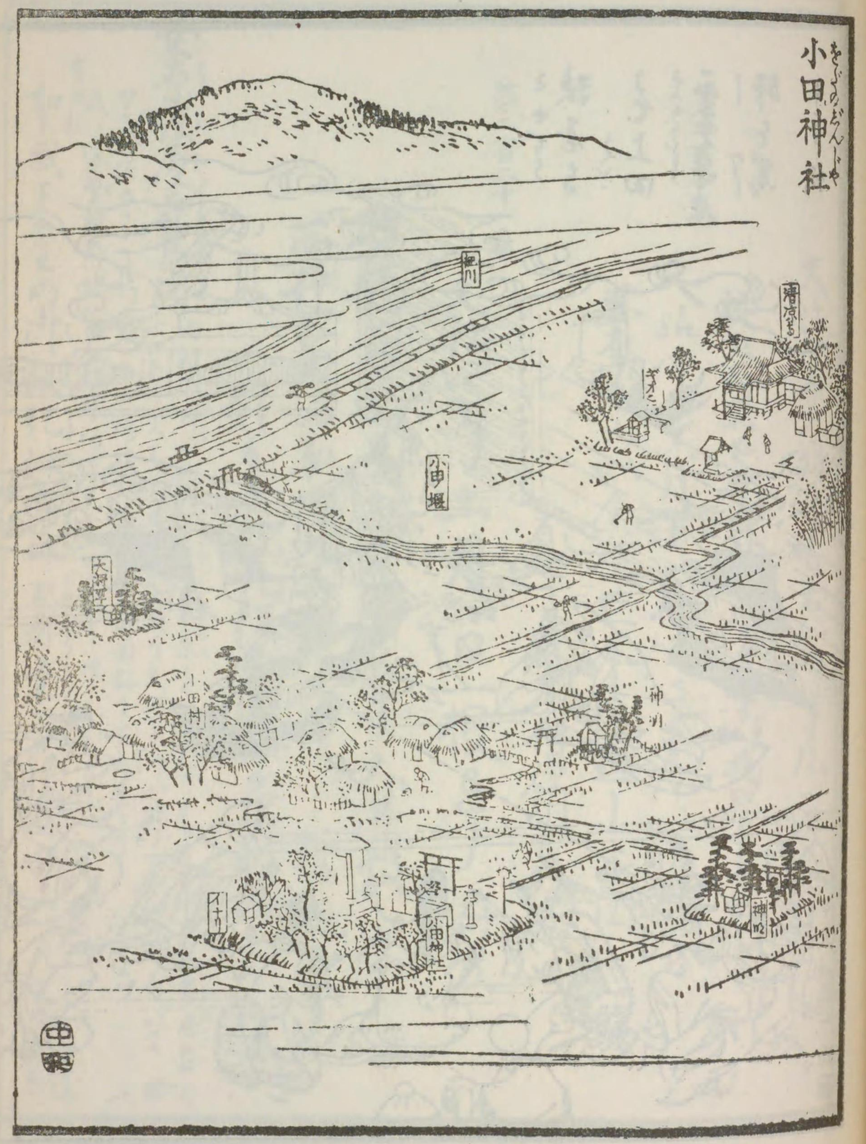

文治四年六月廿日おこれる屋一校の裏図

校註本紀曰南都略年表に校註本史

第二百二巻

文治四年六月廿日おこれる仁保の三尾に南都

略本にこれを校註本校註の裏図

第二百二十一巻

文治四年十月一日一校寺御後

興福寺論奏百度に寺大仏殿の

而村なれば所賞奉り年に接註寺

別名主統元徳上中系行盛

桑原狭屋寺舊跡 同村の坤田地乃字桑原狭屋と

かゝる所にあり又大門と云ふ地に一大礎石存ず

或い伝へ村の地にくれ寺ほろびしと云ふ今波しがく

霊異記

聖武天皇の御代紀伊国伊乃那桑原狭屋寺乃屋敷

して寺におつく法華を備へ奉る長の右系に某師寺の僧
恵禅師を依網の禅師に依網の連なり
して悔過城をしけり時より里ふるものさらに男
姓を文忌寸字を上田二郎と
して二寶を結ぶ上毛野公大椅の女を妻ふとそう
山のふもとに村あり上田郷より一里 妻支の留守に一日一夜八夜
件の上毛野公八重地の人なり
戒を受けかの寺に参して那れうて居う支外より帰る
てこれを妻に家のうれしをきくれより支大
よ妻にかくと小姓く妻を呼び導師に成るく義を述べ
ものに小数仏をかの支いよく出ていく汝吾妻を
呼び毎用の口をやぶ野うちうんちど悪口多言を語る
絶うう即妻をもれうまあれうまを犯したれふ
しぎうう数多の嘆いけくしようもちくあって無徳

を嘆くなどの二弟痛れるくどして死うう刑を加へばしいく
じも溢よ僧を罵り形濫を犯をざ乱あよ此現報を得るか
をたくいはく小百古城生し弟云を捧ふしとくも情く信
城そ乱くうるを候笑をるるるこ 妻しくい申書とくきくべし大後世
物作れ名柳号

瑠璃山金剛院醫王寺

田原村小字真宗字支縁二車の標札あり弘法大師
建立の地ふして和歌も大師の俗とふこをきくに

棟札

當寺 瑠璃山金剛院醫王寺 本尊藥師如來者弘法
大師御作而建堂舍安置給云云 而經數年星霜稍爲
頽不忍見之以十方之施力再建焉畢依之當住某申
一日設齊薦修曼供庭二日執行於傳法灌頂及三日
執行於結緣灌頂入壇者五百三十餘也
于時文祿二癸巳載八月八日落慶
願主 醫立寺現住長傳謹記

證誠權現社 柏原村

○神寶 古鏡一面 地概撰寄淑なり圓形にして耳ありて正面に梵
字ありて背面紋なし大サ八寸許 又古文書正平年中
の寄附状も数通あり

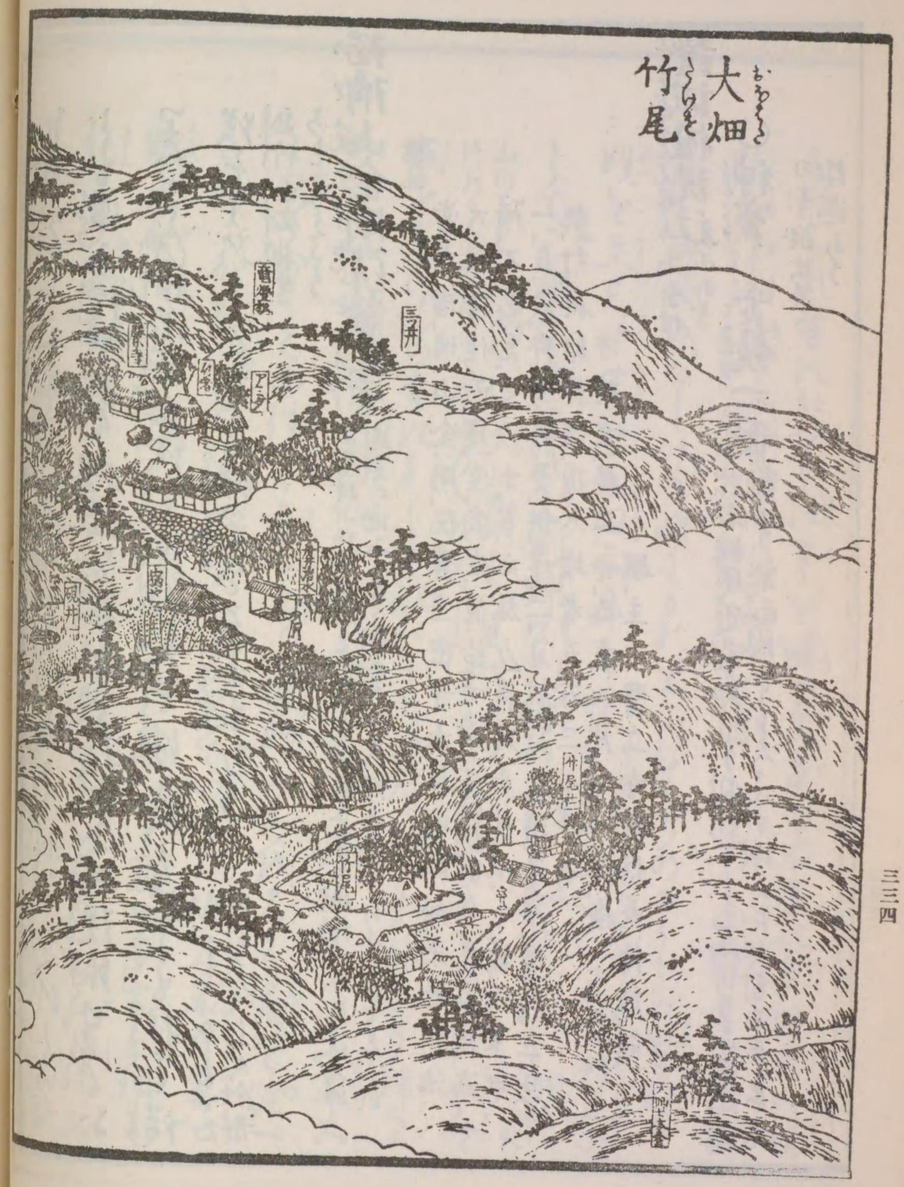
大畑
竹尾
三ツ井
丹尾

三ツ井吉水
此水ハ至清甘
味ひく寒暑
に増減なく
ゆきつの人渇て
まつぐに足れ
て歳々に詠
東鏡にてくる
とうう人う梅
聖餐う詩の
こころうもを

立申紛失状之事

右子細者為紀伊國伊都郡相賀之御荘柏原澄誠権
現御供灯明祭礼自根来寺御寄進之處寛正四年癸未七月十五日畠山殿當國
紀中幸澄文者寛正四年癸未七月十五日畠山殿當國
國ノ城ニ御取籠之處ニ山名タンシヤウ殿御大将タイシヤウ
ニテ御セメ攻ノ入候然間物取乱入候取不敢アエ入幸澄文
斗米公事銭其外數之宝物権現之社内ニ隠シ置申
所ニ物取引ウシナヒ候之間為後日亀證此紛失状之
申所如件

寛正四年癸未十一月十三日　柏原村　氏人各〻敬白

三重塔墟　塔の基礎あり長さ六尺五寸横一尺ばかりの五輪石塔あり是を
日本後紀云　延暦廿四年五月己巳朔己卯遣修行傳燈法師位聽福於
紀伊國伊都郡立三重塔為聖躬平善也

姥瀧　聖村の傍ら又同村の西北に大師堂あり
錢坂城墟　同村より西南村及若山の田圃ふ清流れ
東南ハ六丁西八丁地ふ
南北の朝ハ名字ハ生地氏の第ニ所ハ相賀
新城といふ生地氏の祖ハ坂上田村麻
呂四世の孫正六位上志州掘坂上伸澄の裔坂上朝澄ハ
ハ人承久年中采地を幸澄に受ク相賀荘を領
城を兎村の東園に築き畑山と名ツク絲を尹澄と
仙條氏ハ盛ンニ紀郡司と称して威権を專ラ
正成朝臣妹を尹澄即楠公の旗下に属ス南朝ふ
ふ尹澄の子を安澄と云ふ父ハ
姓を生地と改む尹澄の子を安澄と云ふ
いく千剱破赤坂等ふ小屬戦功ありしかども南方敗運り
して正成正行の二騎も共に紀事討死をされしハ安澄

證誠權現の
神寶を
兵士等
分らぬ所

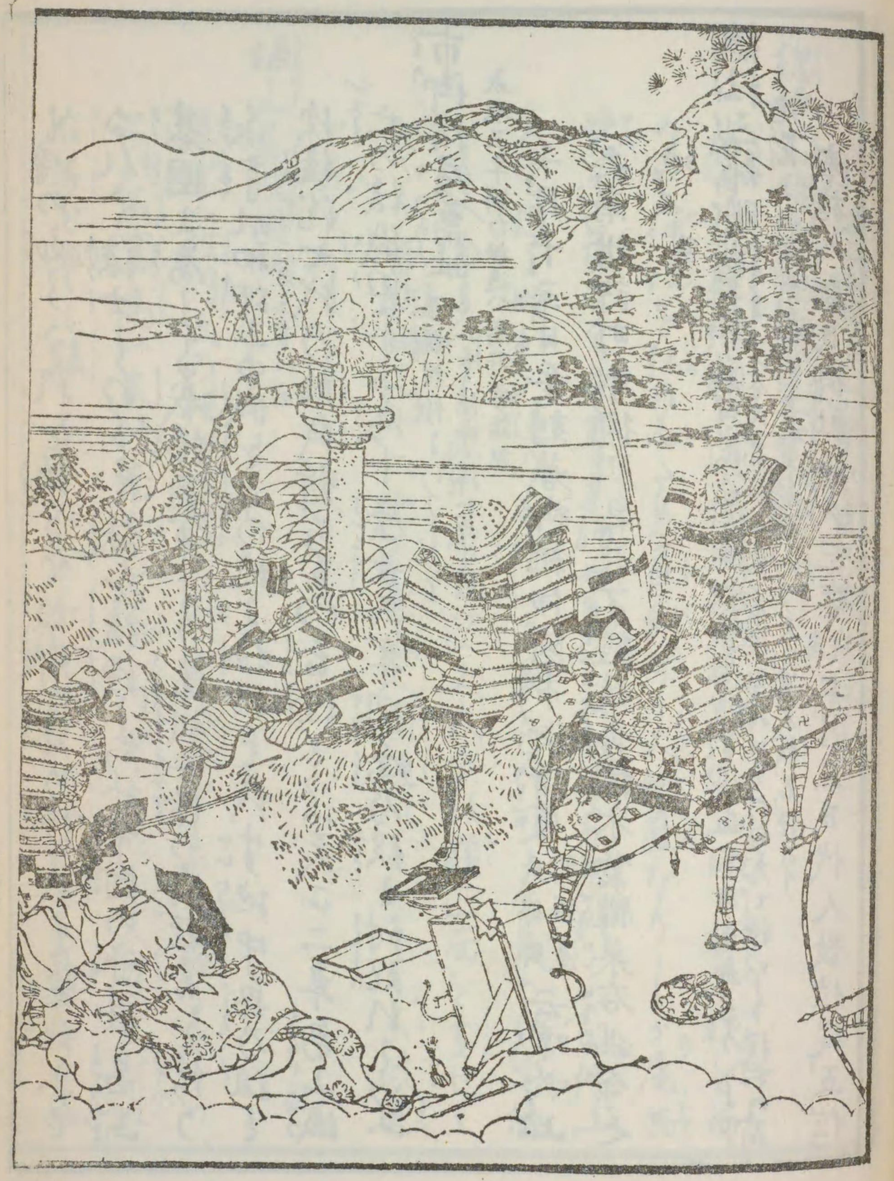

も時の勅ぶんを給りて故郷に帰り逆人を家地ふと
ゐれて後士に移る手続を後澄と以て市圓の寺復畠山
基國に属して義澄将軍より書状安堵の御教書を給り
永享九和畑山の城をこの地に移し其生地中興乃祖と
次後浅七代乃孫玖新左衛門尉右澄と以て天正二年畠山滅
亡の後織田家小屋し慶長五年関原乃役に討死れと以て
市御借屋荒間跡市脇村領にらんぞ此今儀ちくば
永承三年関白頼通公高野参詣記
十月十三日午刻著御紀伊國市御借屋民部卿所領邊去嶺嵯山
之南卅許町木御川之北不經幾占樹木蒙朧泉石幽奇之
地云云
總社三郎明神社市脇村小字二平の北い地賛小る縁の氏神なり
俗名三郎明神社今八東京神田明神なり相社の名
此説に正平十年十月一日に紀わり又た寫大般若経あり
奉施入春日御社承久三年歳次二月五日代人散位從五位
下連遠經判一男中臣忠基一校了
總持山傳法輪流醫王寺同村に属
真言宗
當寺八小條時頼入道諸國經歴のおり此地に暫く杖を留
め禪法をすめんと免草創せ大伽藍なりしが今属無
常飛るて本尊薬師如来を此假堂小遷れと伝へ
又堂内に時頼入道の木像ありて長三尺計して大なる坐像
なり入るべき彫む所と以て又大なる額三面を掛せく
無くり皆脱落三十二世天竜山人園通代書なり其彼実
と免れしものなるべし
坂上基澄墳墓三寺の西
基澄八牲川氏の祖四條流乃御字代人ふして小條に属す
る代石塔高一丈許南方を後の内宅者にして方一丈計な
右石を畳く後と上に全石を以て蓋と傍に五輪

の石塔ありて銘り永仁二年正月廿八日孝子坂上長澄敬白と書せり長澄ハ基澄のゝ子にして建治永仁の比名ありし人なり近年磨滅し石塔を寺の門前に移せり按ずるに墓の制かくの如くなるは諸國ふ多しといへども大抵撰ばれ名殘失せるを好古の者上古の地に縁ありし人の墓所に附會して小條氏執權の時代まで此制ありしといふたのみを思ふべし

坂上清澄

[illegible]年間の文書に[illegible]人なりし[illegible]國坂上氏[illegible]

今昔物語第二十一紀伊國清澄[illegible]盜人語

今昔紀伊國伊都郡に坂上[illegible]

[illegible]清澄と云者ありて無の道ふ修して[illegible]

び无[illegible]前司平維時朝臣[illegible]維時男[illegible]

[illegible]上[illegible]

[illegible]

[illegible]

坂上基澄墳

[illegible]

大我野

萬葉九 大宝元年辛丑冬十月太上天皇幸紀伊國時歌十三首の中

山跡庭聞往歟大我野之竹葉苅敷廬爲有跡者

相賀郡二十六箇村の内布勝東家新勝[illegible]村の[illegible]

夫木 [illegible]

家集 [illegible] 中務のみと鎌倉

丹生山藥師院妙樂寺

寺脇付御道乃[illegible]

寺傳云當寺八[illegible]大師の[illegible]如一尼の居せ[illegible]所に[illegible]

[illegible]

[illegible]

忠度

高野攻伐の時烏[illegible]も[illegible]

大師作乃大日如來本像一軀[illegible]作の藥師本像二軀弘安

元年親心寺より奉る西大寺[illegible]興正菩薩の書二冊元中元

年田地寄附狀等今僅小存[illegible]

勸進沙門悟阿敬白

請殊蒙十方檀那合力早果一寺再興大願遂佛

閣塔婆等造營子細狀

右紀伊國伊都郡高野山麓相賀莊妙樂寺者西大寺

末流三十四箇所之随一東方教主藥師如來安置之

靈場也云云抑當寺之爲體東者吉野之山櫻供花於

醫王之前南者高野之峰月挑光於本尊之燈西者妹

背之川浪鳴聲於佛壇之磬北者葛城之山雪添色於

堂舍之瓶是則自然所得之勝境也爰永仁六年之比

東家往来
一色春信

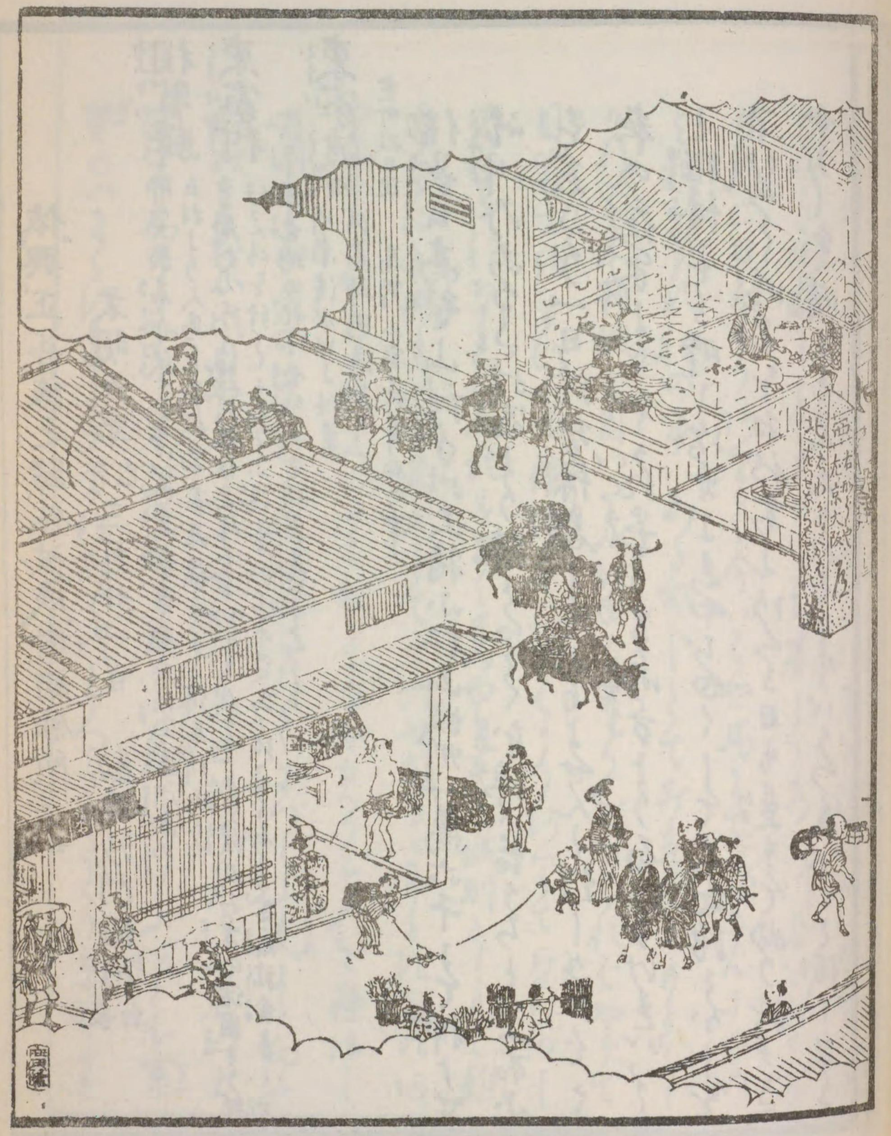

依興正菩薩之歸依被成御祈願所云云
文明五年癸巳三月廿一日　勸進沙門悟阿敬白

相賀驛 那賀郡名手驛より二里東家寺脇右件田畫河瀬の五村より人馬を出し東家及橋本ノ傳馬所あり

東家村 寺脇村の東に接す伊見峠より七十丁ばかりにして大和及北方の諸國より紀伊見峠を往来するもの小瀧を越て其路相合ひ茶店旅舎多し甘露寺親長卿の記に会か流とあるハ是なるべし

東家渡口 紀ノ川南清水村に往来に高野街道なり

室町殿日記　高野山寄庇寺の事

信長公高野山討手に大將小松山城州一萬六千にて押よせ紀川の南東家宿より陣をとる本陣は岩うらといふ所にありけるが一日諸勢休息して明日よせんと僉議しけれども衆の夜営より空を見るに明方より雨ふりけれバいつと猶豫する所に次第に雨やまずして大雨降らしをまかくて晴るをまち給ふ日も暮までめぐりけりやりし空晴るとみえけれどもさりとバ立べしと議しける

雨は紀川水まさり逆浪岸を浸しければ中々渡るべき馬船もなくて其日ハうち暮して夜の川をわたらんとする二日をつきけり今は舟や馬にて渡さんにもこ押るゝべき程の事ハあるまじとて打ひとんとのあいしけれども大將織に目ハみかけくもりをまさりけれどもやがて同心士氏よりもで藤治を二日をつきけるにて只日かしたなる程の事ハ人にも見えゐる所に織別ということ離まぶたに小ぶりに池田某女とて十六七なるさうしたるのありけるがまぶ眼又いそがしく也かれこれを療治しけれども薬光のようやく文眼血ぐみてまてまず命よ程此其の小地目やうつりてなりの日数経る程に京都よつたへんけるかし軍ハいつかと日ごとに飛札ハ何とも軍勢ハすぐれ多かずはあるとて京都の

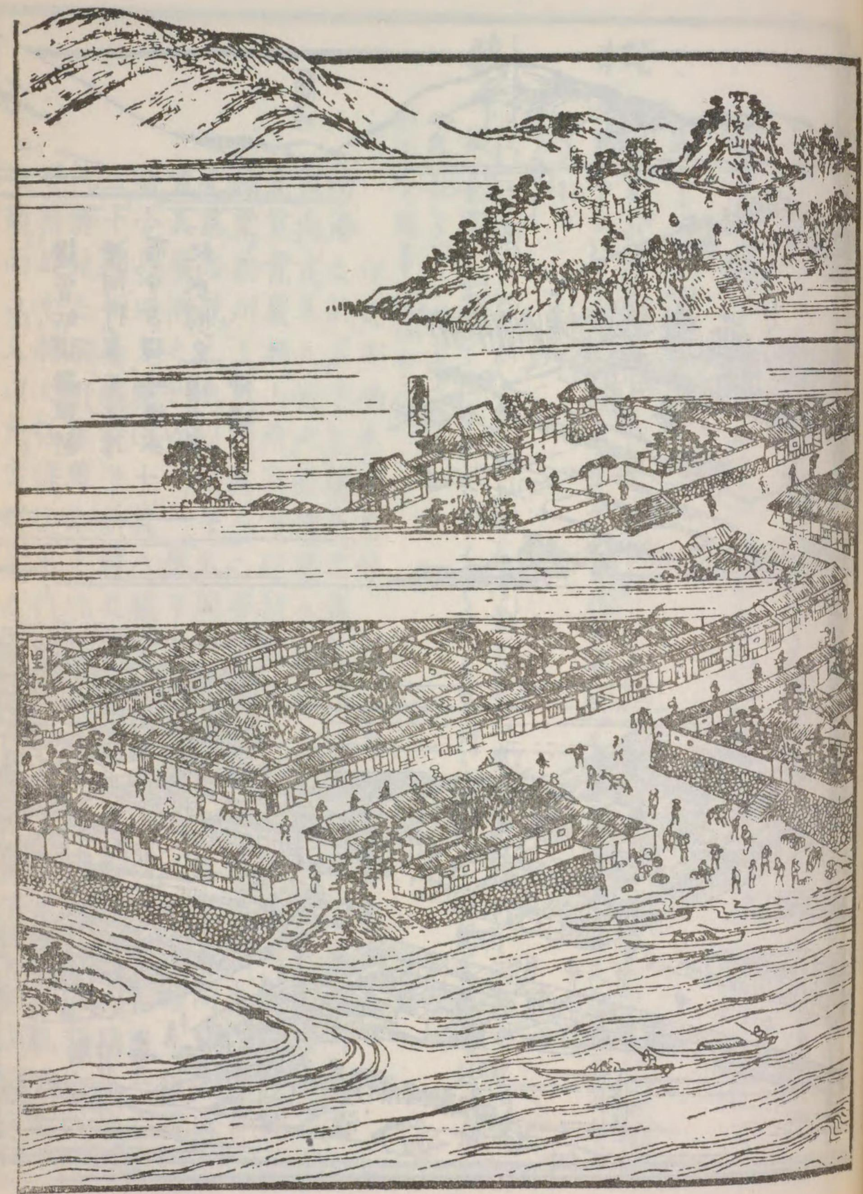

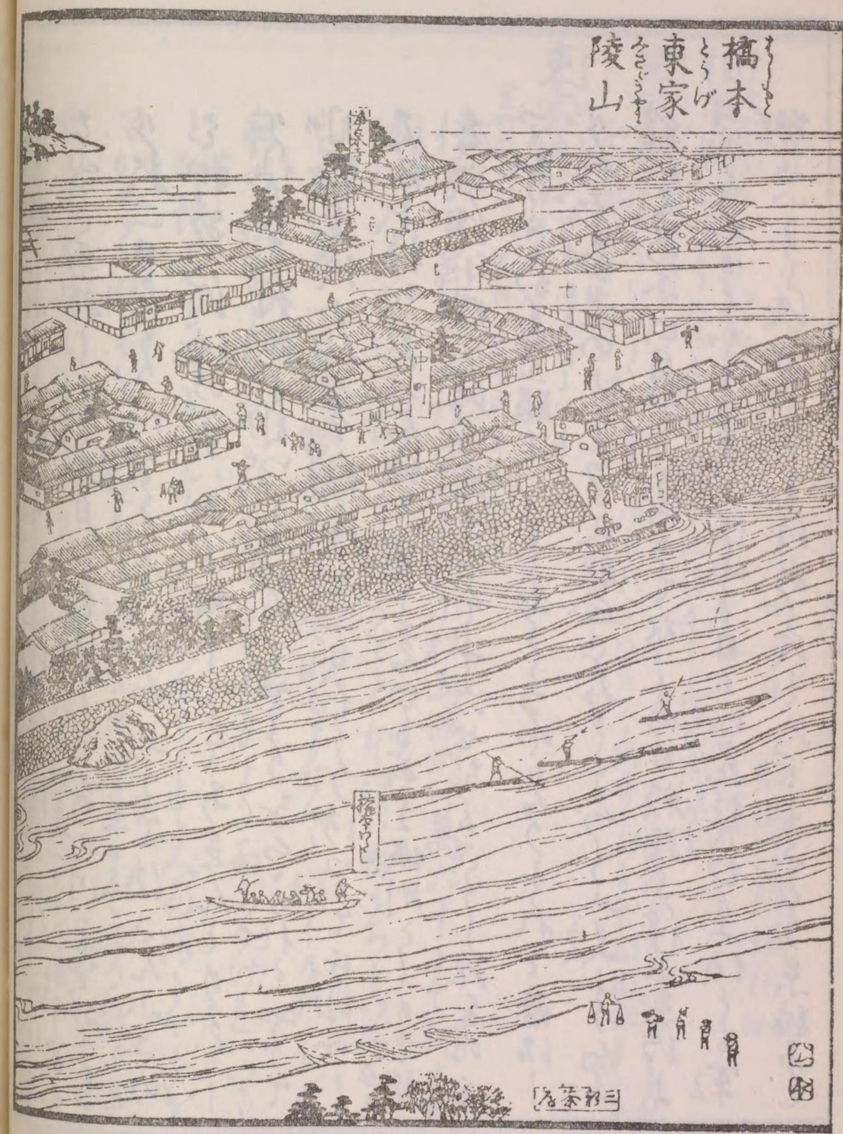
橋本
東家
陵山

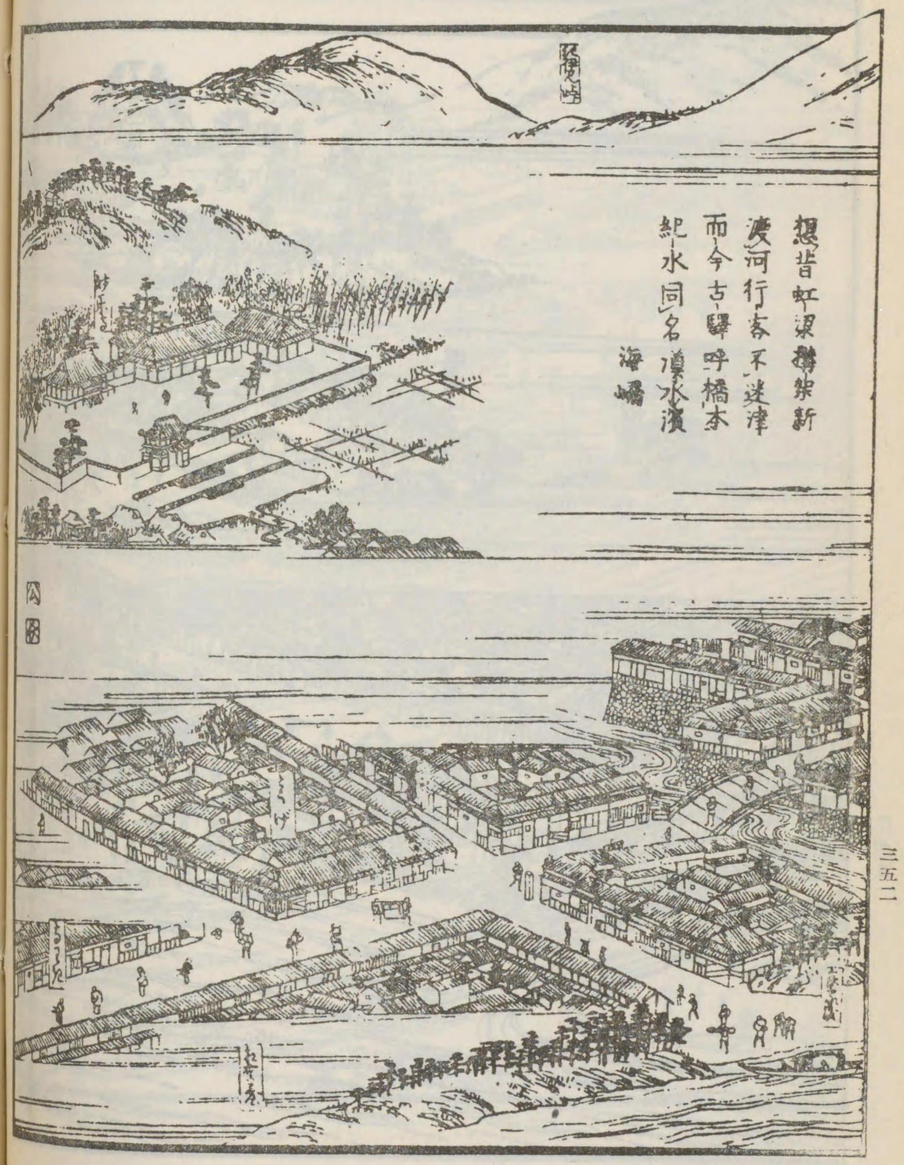

[illegible]

松ヶ橋

東京橋平代間之流ハ源高野山ニ発シテ紀川ニ入ル者ハ仮橋ヲ架シ[illegible]ニ文政年中今代巨橋ヲ架シ東西里餘之一大杉樹あるを

仮橋

橋本町

長橋ヲ架シテ橋本町ト称シ[illegible]東京ニ殊ニ[illegible]山麓其上人此町ヲ開[illegible]紀川ニ後航[illegible]川南ニ終末

以上橋本駅ハ[illegible]

伊都郡橋本駅邑記　高野山雲堂

南海之於若木紀維是宕蕩焉云云鼎峯之下有奔川其源発泊吉阜之崛屈而環潛入海矣云云於是高野中興一山貫首青巖興山雨宮寺住持水食上人院務之暇竊蘊欲架橋梁於川上以濟萬人之勞酸且創掘新驛而充來往旅食之慈念統之承以聞乎太閤豐臣秀吉公茲者太閤君深感嗟其廣濟之利而一一應于其素願也矣上人忻踴之餘促命令於四方驅逐千萬人橋梁不日而以就焉其長計一百三十間相尋繩幹乎新驛之事驛亦亟就矣迺名以橋本然此驛地乏曠野窶隴畝是以土俗之恒産難以給於斯上人累訴於令驛之徭課迄末代欲冒官免之旨太閤君也公裁已斷而永又以免焉驛邑之酉庶等爲浴霈澤乃相議而造

興一梵字此分采尊号而稱應其寺貪以告誠乎澆世之子孫云云乃作橋銘曰　橋梁之長　當渉之襟
滾滾紀川　揭厲庸禁　脩虹飲川　神龍漲瀾
其利之邈　自古亘今　李冰推巧　元凱同功
客跕印霜　魚遊戲滯　吾祖搆架　精進濟孤
源發吉岳　觀聳渭東　般若度愚　惟德惟恩　一揚一揄

○川上船　橋本町より出る

橋本は府下より勢州御道の十有餘里なり　公私運送の荷物常小往来し　紀州より府下へ和漢の荷物を
乗て出る　ふく積て常所よりも外へ府下に出る　是を川上船と云　又旅人の便利あり　皆一日あ
て府下へ達す　表の頃は伊勢参宮より大和の勝地を経て或は高野或は
川或は根来或は紀三井寺に出るの往還繰して絶えず　忍
宿代なし　投宿実小運送輻湊の地といへべし

九月十二表橋本の里より
より船川を流れて長月晴も流れてうるる雨　本居大平

應其寺　橋本町より中無山普門院と号し真言宗古義なり　本尊十一面観音
慈覚大師の作天竺の十六年本願上人開基　甚上人の開基なり　本食上人寺進し　○什物
當寺は本尊安置せり　寺領は尾吉郷より　於上人の法書　簡塔尾吉郷より
為其上人書簡塔尾吉郷より

土屋氏商　同所より出る　土屋氏は南郷の地頭　家系は古文書校勘と義に一二成る載る
今異に古文書校勘と義に一二成る載る

摂津国冠元朝用分任綸旨知行所有波法者也　天氣如
此悪之以状

正平二十年八月三日　右馬頭判

土屋兵庫助殿

和泉国氏次領朝用分事任今年後三月廿四日綸旨可任
沙汰居土屋城後守於當所之由所修也仍執達如件

元中七年四月四日　伊豫守判

楠木右馬頭殿

淺山　古佐田村の小一丁行る

いで生れ年月はいかゝ伊都郡橋本里にあるべきゆゑにその里より北の方三丁許に陵山とよぶ小山あり杉木ばかりにて生ひたゝ[illegible]ゝ許に[illegible]山の西南に石塔あり[illegible]昔[illegible]れたれより[illegible]西にありて庚申寺といふ[illegible]ばかりの小道あり[illegible]人今は西の方より[illegible]れたりとそれより数十歩にして[illegible]七尋[illegible]周り二町許の圓く築きたる塚にして塚二間[illegible]の池を環り[illegible]曲玉管石などを拾ひしに人もいかゝ此塚をくずすこゝろもなく石を畳みたるよし若衣屋くかき祠頂おしなべて小祠ある成里人は庚申の祠なりといへども寛永年間の紀[illegible]御車埼の宮と書[illegible]御車埼はみそぎの祓して里人陵の字をもゝしして漫に充てるなるべしこゝ霞[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]しかくいかゝしく築たるかは大石を畳みて塚[illegible]ばかりなるべしいかゝ[illegible]人は紀古佐美朝臣の墓なりむといふ[illegible]紀伊国を紀氏の授[illegible]地を古佐田村といひて古佐美田の[illegible]略りかやといふ説なりつゝ[illegible]又ある里人は田村麻呂大宿祢の墓といふ[illegible]中昔の[illegible]成[illegible]氏多それで思ひよせられうるをされど大宿祢の墓は山城国宇治郡栗栖村なるなり傳紀[illegible]ばそれ[illegible]らむ坂上氏の[illegible]ばかりなるべし[illegible]る人はその遠祖河内使主なるの墓[illegible]むを田村麻呂の名世[illegible]田村麻呂の墓といふ[illegible]傳[illegible]ばかりなる[illegible]考へなりされ墳は國[illegible]

つをど人臣の墓よりかぐらう能城の大夫ハ見えされどよ
古代皇后皇子おゝの御墓しやけむりうえ陵地もみざ
を世ゝさえ見ハ探しあるハ數ち或ハ數えもいうて
今の御代うて御証乃ちなしぬもあるをけ山ハ
を兆域ゝうち斧をゆふ者をもなく里人いとかし
ちうあ人ゝなり紙を傳乃ちる形ぬをいをはを
しれるになむ

相賀八幡宮 胡麻生村

當社ハ相賀莊中十一ヶ村の產神ゝして遊郷乃大社なり
中頃坂上氏人名石清水八幡宮を勸請して莊の鎮護と
ゝ又神庫ゝ文亀永徽等乃棟文あり坂上氏ゝ事
を載次ゝ語ゝ額八幡大菩薩と書ゝ背面乃銘左
ゝ如を

額裏

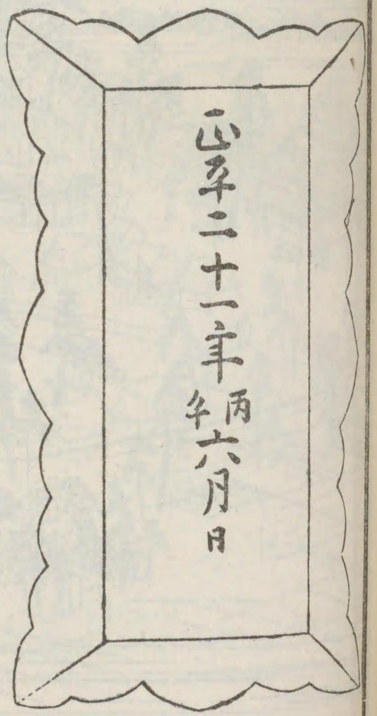

牲川氏宅趾 胡麻生村の内大字

牲川氏ハ生地氏と並び稱せゝれゝ楠公の旗下に屬し事
績ゝ多ゝ軍記類聚川と記を其祖城多ゝ良五郎義春とい一治承年
中源頼朝公ゝ仕へ伊豆國江川莊を領次ゝ世孫を右郎
重範とい一ゝ承久乱後領地城郭
ゝ伊を楠正成乃祖父掃部頭盛仲ゝ女を娶つくゝ城
む嫡子を野上孫三郎頼重とい次男を牲川三郎左衛門

二萬貫

胡麻生八幡
神宮此且酒
占卦幾秋春
靈著正平額
崇敦相賀民
祭儀尚儼嚴
享祀自精純
不朽降威福
嶺南長白鎮
本敬題

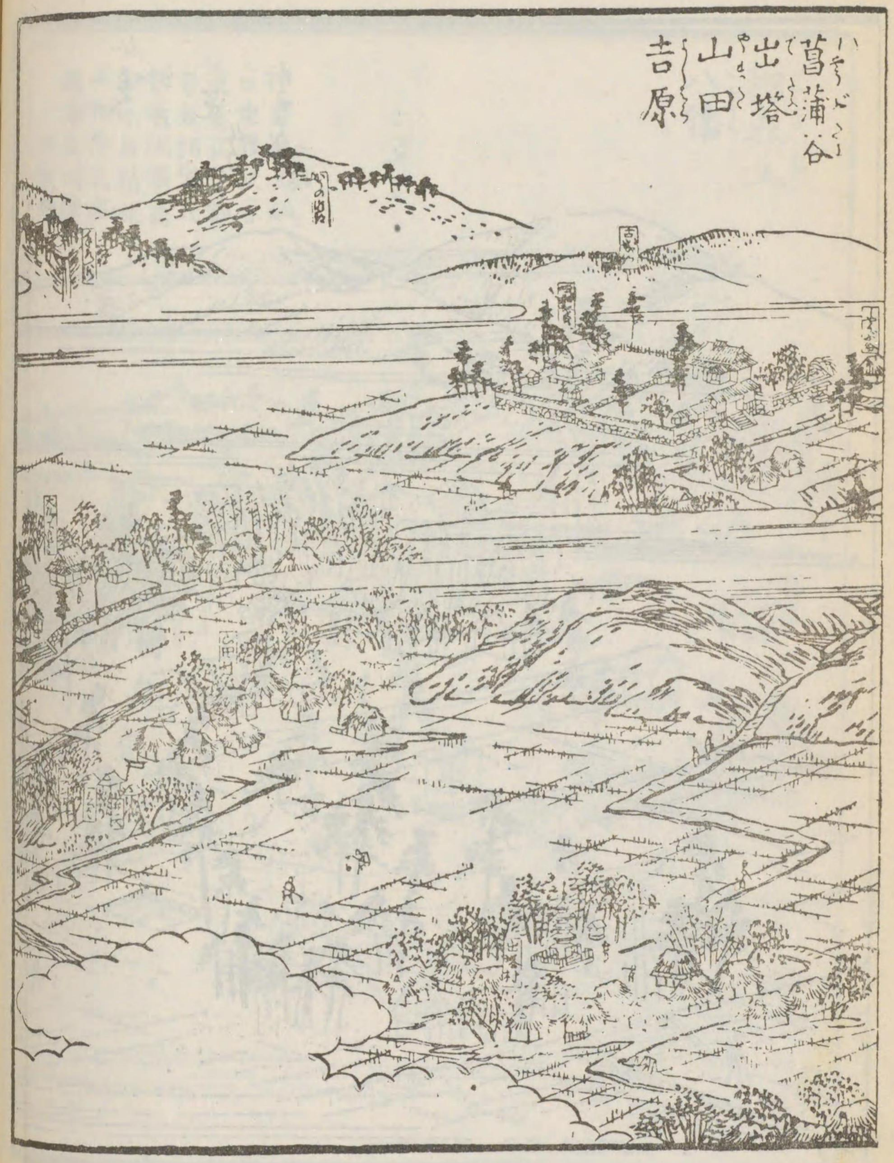
菖蒲谷
出塔
山田
吉原

頼俊と云三男を江川左衛門重業と云皆官軍に属し多く京
に家と稱し新後村帝に軍功を弱とといへども南朝遂に
衰へ十津川郷に通る新後村帝を流後守俊春といふ文
明年間守護畠山尾張守の旗下となり城を長殺に築き云
内郷あり一萬石を領し後春の孫を義則といふ宗雲と号を
年杉永弾正が為に落城にもの城義次といふ永禄二年三
好長慶高屋城を攻るに及畠山高政に従ひ大功あり
同三年長殺城を築て杉永を退く高政没落のち織田
公に属して高野を攻む城義治と以豊臣氏に敵し
く遂に討死
易産山護国院地蔵寺 當寺村の小名タワに行う當寺八天和九年弘基
善蔵の開基にして聖徳久遠奥慶行基と自彫る安置にて
会記備考 寺尊ゴ安地蔵尊 長三尺五寸行基自彫と云
とあるも疑はしきものなり 彫細密なれども古色ふるして殊勝なり安置

紀伊見聞 東家村より七十丁二里
葛城連峯北中この最峯にて平易なれども分の緒
州より南国に通ずる道路なり河内国縁起天見村より接
ずむ緒帝高野山に行幸しかるに皆此峯を城
せる弘永弘永年中関白頼通公御系譜の紀に嘯山
を城ゆるとえるも道なり嘯山を高城
績の小山の超石なれども地あり
るかに南山聖縁の縄素年に軍に多く城をかてい
つ乃ちより山嶺に築居を設て容舎を建ちて
ど酒旗玉風よりひるさあくるに縄素乃族人を
もつかわすべし
長殺城跡 細川上村
文明年中牡川義春此城を築く武いに濁田一族乃

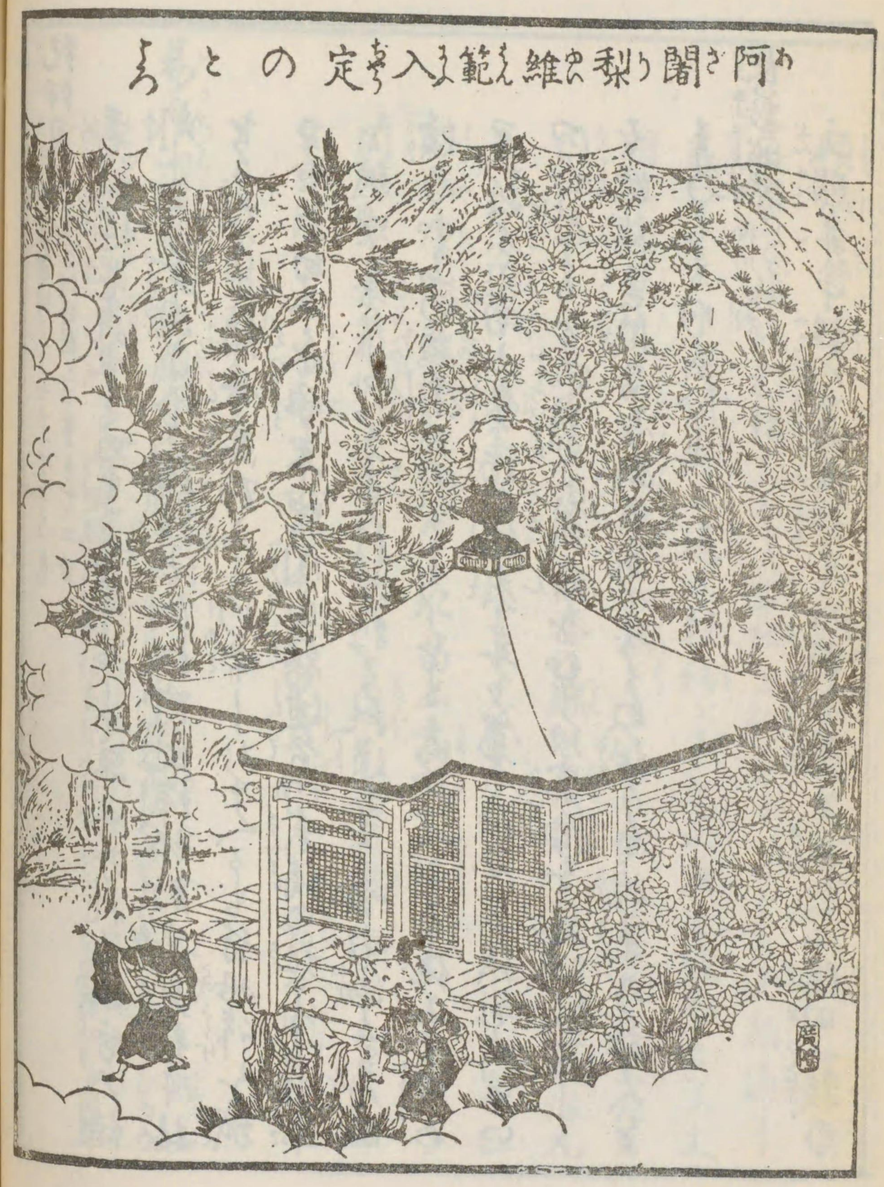
阿闍梨維摩範入定のとき

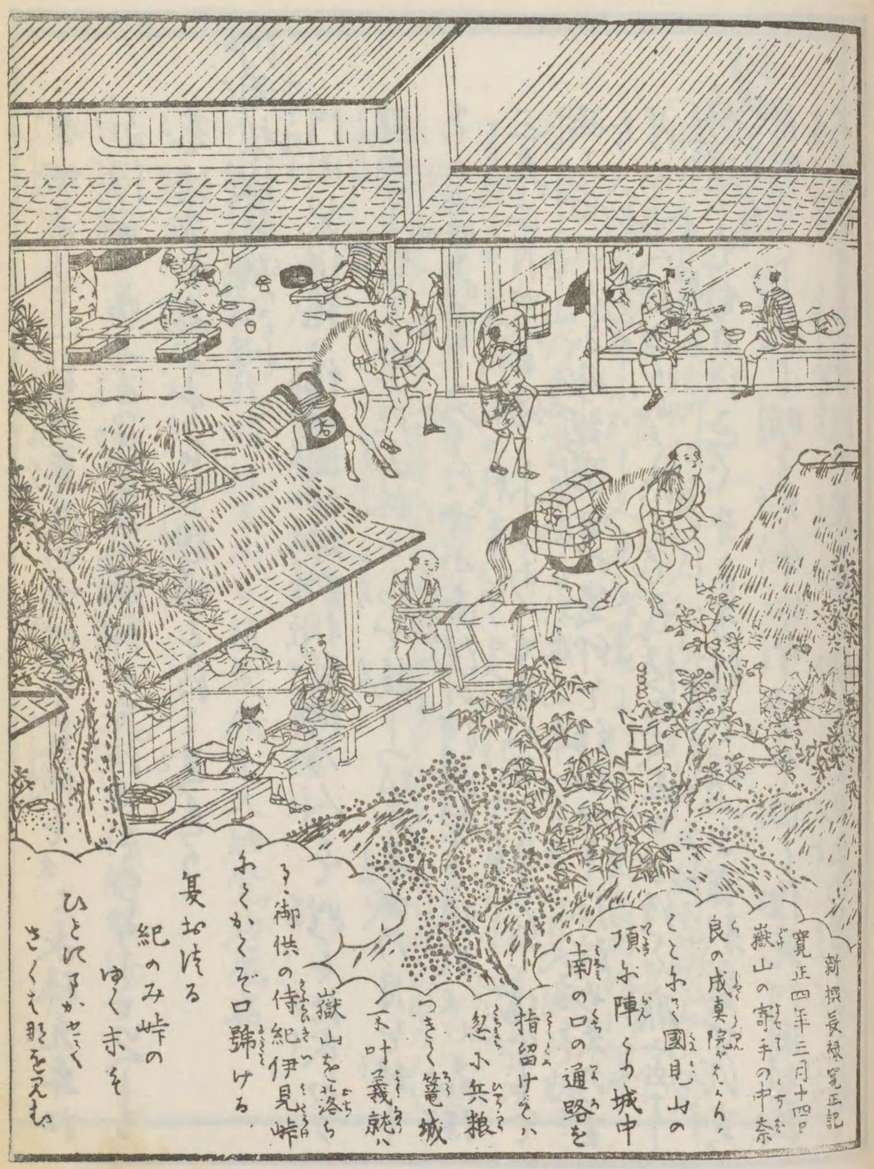
新撰長禄寛正記
寛正四年三月十四日
嶽山の割手の中奈
良の成奠院なんと
こと和さく國見山の
頂ゑ陣くゑ城中
南の口の通路を
指留けるハ
怒ゑ兵粮
つきく籠城
一ゑ叶義就ハ
嶽山を北落ら
ゑ御供の侍紀伊見峠
ゑくかくゑ口弾ける
夏草は
紀のみ峠の
ゆく末を
ひとりてるかせ
さくら形をえむ

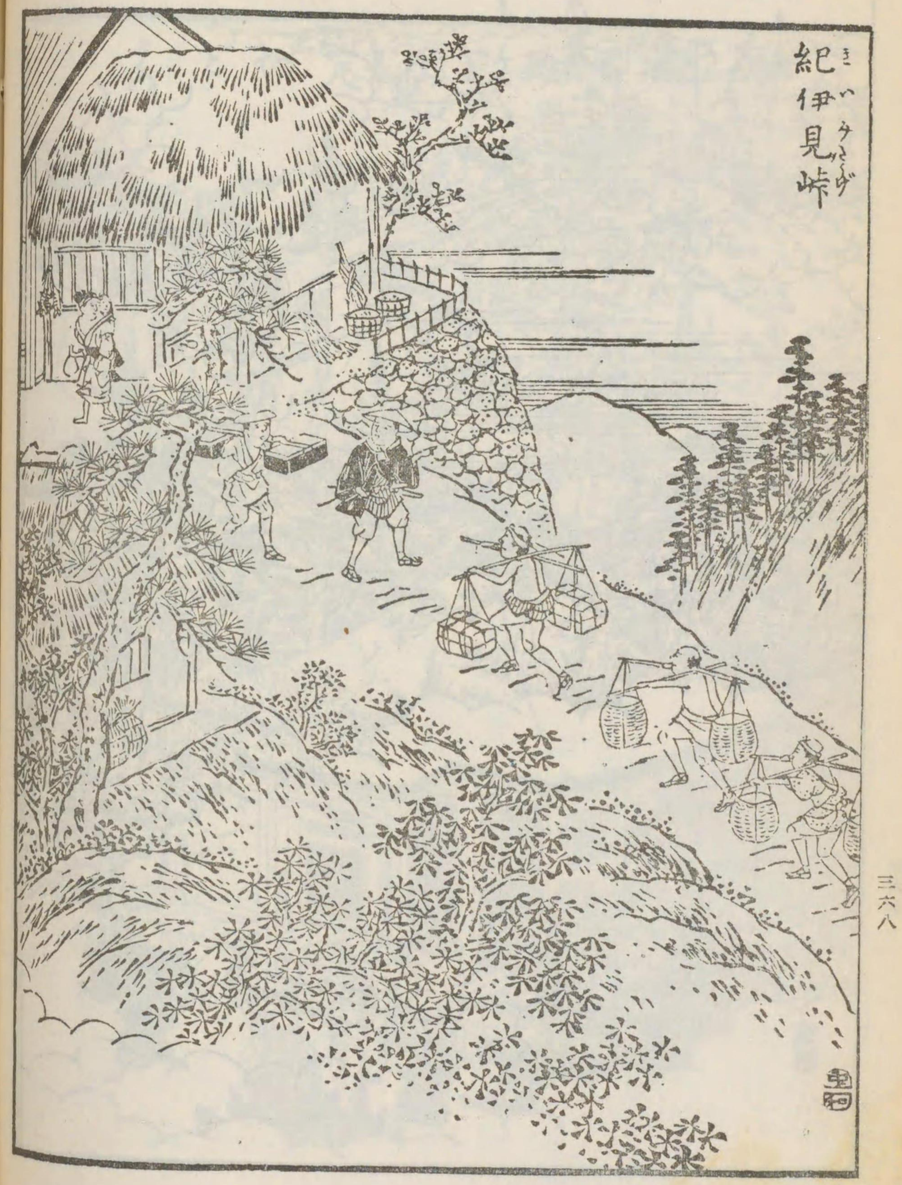
紀伊見峠

年城あり て一族中華巻の士此に荒城をなく永禄元年松
永弾正の為に亡ぼされて城郭一も残らずあとかたもなく
基跡のみ存して古を想像するに足まり

河閣梨維範（元亨釋書）

河閣梨維範は紀伊国伊都郡相賀郷の人なり姓は紀氏なり
顕密の性をみがき山林に入りて修行城の月を辞し
くるる雲の雲にのりて世を南院の河閣梨と稱ひ名を高野
二年正月廿八日縁に小恙ありて西に向ひ妙観密智の定印を結びて
号を唱へ眠るがごとくにして入滅西又五日を経て廟室に
飲遺して白骨残るなく骨は一に宮殿変ぜず定
印乱れざりし時に元年に夢に告げて曰く維範河閣梨に
今入滅し忽南院の草舎を捨てて西方の蓮臺に移る

調御房定厳（高野山住生傳）

調御房定厳は紀州相賀の人なり俗姓は紀氏和泉の産山に登
て大師の遺骨に列し又多武峯に住して天台の法門を学
び遂に本山の奥室に帰る仁平二年八月廿二日入滅時期
に臨て念仏絶ずして定印乱れざりき

（按ずるに河内の地に高僧碩徳古今に多く数多あり茅場寺の
南紀風雅集に関する高野山金剛峯山の傳を載せ鹿山も亦當郡の人な
きに因ふて詩を云ふ掲ぐ）

幽居口號四首　釋鹿山

獨坐幽栖知昨非　残生日日鎖柴扉
午天睡覺鉤簾處　雲路背花見雁歸

七雄三國事干戈　白骨如山紅血河
元是利關名路士　不知瓢底一清波